



古書
卷一

卷一

古事記傳略

東 京 圖 書 館				
一	三	一	五	
冊	号	架	函	類

卷一

古事記傳卷十一之卷

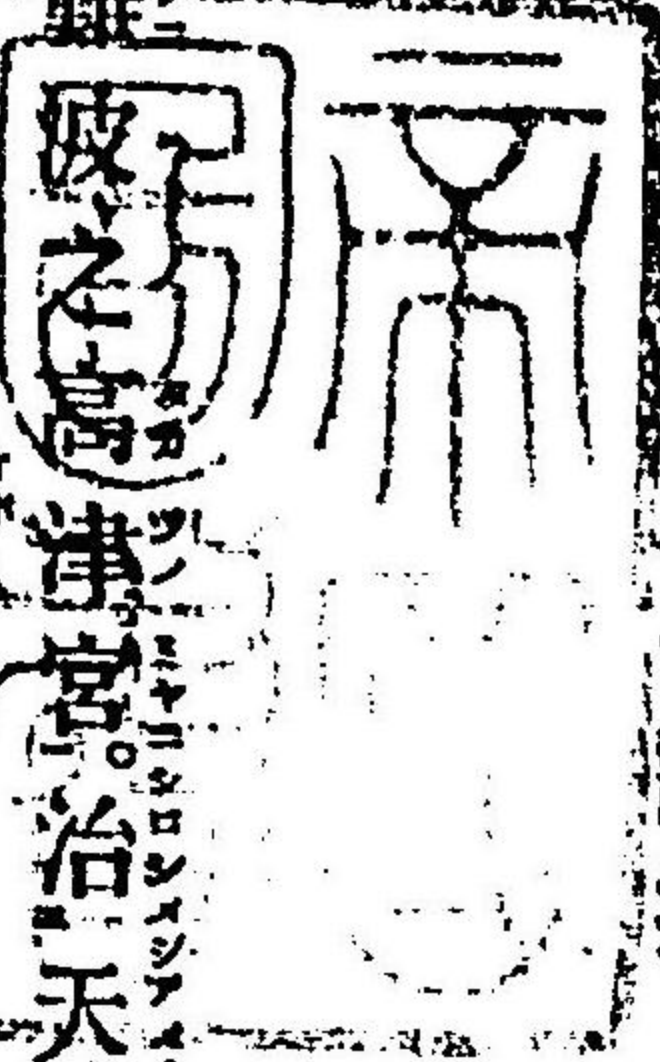
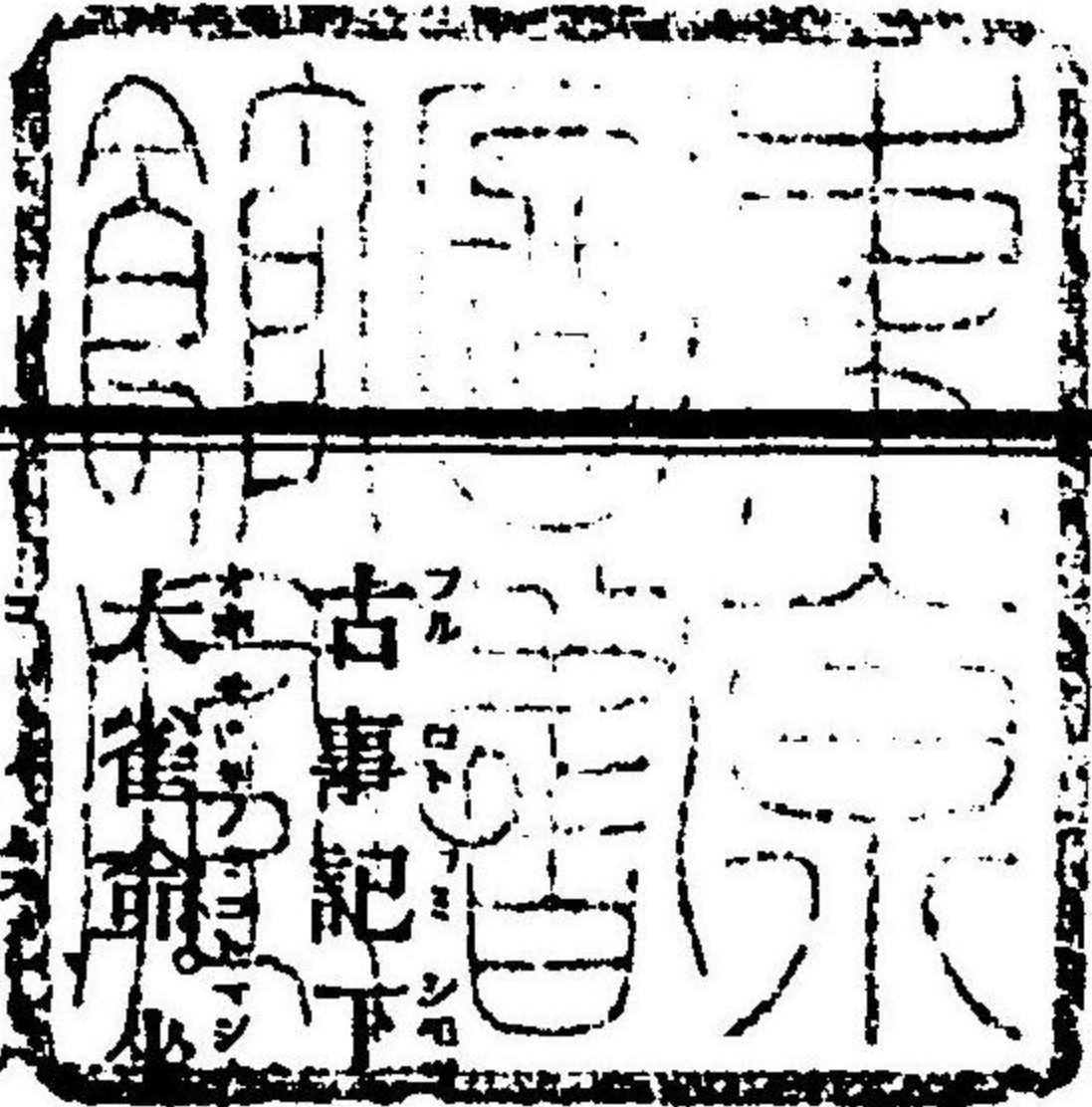
皇典講究所教師

同檢閱

本居宣長謹撰

本居豐穎

吉岡德明 畏々畧



古事記下卷
大雀命

難波之高津宮治天下也。此天皇娶葛城之曾都毘

古之女石之日賣命。大生御子大江之伊邪本和氣命。次墨江之

中津王次嶼之水齒別命。本男淺津間若子宿禰命。四又娶上云

日向之諸縣君牛諸之女。髮長比賣生御子波多毘能大郎子。自

下四字以亦名大日下王次波多毘能若郎女亦名長日比賣命。

亦名若日下部命。二又娶庶妹八田若郎女。又娶庶妹宇遲能

若郎女。此二柱無御子也。凡此大雀天皇之御子等并六柱。男五柱。

女^ニ王^ノ故^カ伊^ハ邪^カ本^ノ和^ク氣^ヲ命^ス者^ハ治^ス天^ノ下^ヲ次^ニ嶼^ノ之^ノ水^ヲ齒^ヲ別^ニ命^ス亦^ハ治^ス天^ノ下^ヲ次^ニ
男^ノ淺^ク津^ノ間^ノ若^ク子^ト宿^ス禰^ノ命^ト亦^ハ治^ス天^ノ下^ヲ也^{ナリ}

此、天皇、後の漢様、れ御謚を、仁徳天皇と申す、○高津宮は書
紀に元年云云、都難波、是謂高津宮、と見え、されど元年に始
坐るには非ず、此命は本、万葉三に、久方乃、天之探女之石船
より此處に坐しなり、乃、泊師高津者、淺爾家留香袋とあり、難波の地形は、今も大
乃、泊師高津者、淺爾家留香袋とあり、難波の地形は、今も大
まで、長く、續きたる岸ありて、岸より東は高く、西は低し、古
は此岸まで、湖來り船著て、難波津は岸の上なり、けむ、故高
津とは云、宮は、或人今の、大坂の内なりと云り、本、町通安曇
なるべし、宮は、或人今の、大坂の内なりと云り、本、町通安曇
家の後、お小祠ありて、今も古宮跡と云傳へたり、これ高津
宮の跡なり、天満社司渡邊氏の家、難波の古岡を以
て考ふる、此處は當るべし、○葛城之會、都毘古は、建内宿禰大
しと云り、さもあるべし、○葛城之會、都毘古は、建内宿禰大
臣の子なり、○石之日賣命の御名義は、磐石の如常に坐せ
と、祝ひ稱へたるにやあらむ、○太后とは、これ王に非ず、

て、臣たる人の女、れ、皇后に立給へり、始あり、抑も、太后は、
御代の、大、美、和、神、の、御、女、に、坐、は、異、あり、其、後、開、化、天、皇、ま、
で、の、御、代、々、々、書、紀、に、は、臣、の、女、を、も、立、て、皇、后、と、爲、賜、ふ、由、
記、さ、れ、た、れ、ど、も、此、記、に、は、其、間、に、は、大、后、と、申、せ、る、も、書、紀、に、
ぬ、す、崇、神、天、皇、よ、り、此、方、の、御、代、々、々、に、は、大、后、と、此、記、も、書、紀、に、
も、臣、た、る、人、の、女、の、大、后、に、立、た、ま、へ、る、こ、と、此、記、も、書、紀、に、
を、除、奉、て、外、は、其、父、大、臣、よ、り、會、都、毘、古、の、孝、元、天、皇、の、御、曾、孫、な
れ、ど、も、既、に、其、父、大、臣、よ、り、會、都、毘、古、の、孝、元、天、皇、の、御、曾、孫、な
父、な、ら、ば、開、化、天、皇、の、御、玄、孫、に、坐、せ、ど、も、な、ら、ば、王、な、れ、は、此
例、に、非、ず、凡、て、古、は、王、な、ら、ば、大、后、に、は、居、賜、は、さ、り、し、例
なり、然、る、を、書、紀、に、開、化、天、皇、ま、で、の、御、代、々、々、に、臣、の、女、を
皇、后、と、し、給、ふ、由、記、に、開、化、天、皇、ま、で、の、御、代、々、々、に、臣、の、女、を
あり、け、め、其、を、皇、后、と、し、も、記、さ、れ、た、る、は、皆、妃、夫、人、の、列、に、こ、そ
たり、凡、て、彼、紀、は、漢、め、さ、て、如、此、古、義、の、没、れ、失、ぬ、る、こ、と、の
多、き、は、甚、も、々、々、歎、か、は、し、き、と、さ、な、り、大、寶、令、に、は、妃、に、も
内、親、王、を、こ、そ、納、れ、賜、へ、れ、其、の、後、宮、職、員、令、に、は、妃、に、も
品、以、上、夫、人、三、員、右、三、位、已、上、嬪、四、員、右、五、位、已、上、と、ある、に
て、知、べ、し、四、品、以、上、と、は、親、王、の、階、級、な、れ、は、な、り、夫、人、嬪、に
は、品、と、云、す、位、と、ある、は、臣、なる、が、故、あり、妃、す、ら、か、れ、ば、
況、て、皇、后、は、申、す、と、更、な、り、臣、なる、が、故、あり、妃、す、ら、か、れ、ば、
なる、故、あり、け、ば、此、石、之、比、賣、命、の、御、事、に、就、か、さ、ま、代、は、推、
る、なる、故、あり、け、ば、此、石、之、比、賣、命、の、御、事、に、就、か、さ、ま、代、は、推、

○大江之伊邪本和氣命の御名義、大江は書

紀に大兄とある字の意あり、伊邪の事は水垣宮段、伊邪能
 眞若命の下に云り、本へ大なり、○墨江之中津王と津國の
 墨江に居住賜へるあるべし、中津は中之の意なり、○瓊之
 水齒別命は瓊は書紀に稱謂多遲比瑞齒別天皇と見え、民
 部式に或轉瓊部姓注丹比部云云とあり、舊印本にハハ
 さて多治比に瓊字を書る故は詳ならず、瓊は俗に云まひ
 タチハミとも云と云を、古に此さて多治比は河内國の地
 虫とメヂヒとも云しならむ、
 名あり、其地の事は此命の御段に云べし、然るを書紀此命、
 于淡路宮、於是有井、曰瑞井、則汲之、洗太子、時多遲花、落在于
 井中、因爲太子名也、多遲花者、今虎杖花也、云云とありて、姓
 氏、鎌丹治宿禰條にも、此書紀の如く云る、三代實錄十二
 に、丹堀真人貞峯等上表曰云云、宣化天皇皇子加美惠波皇
 子、生十市王、十市王生多治比古王、此王生産之夕、忽多治比
 花飛浮湯沐釜、以新冥感、名多治比古王、云云とある、此多治
 比古王の生坐し時の、水齒の事も、此命の御段に出たれは
 故事の混れたるなり、

其處に云べし、○男淺津間若子宿禰命の御名義は、淺津間
 は地名にて、大和國葛上郡あり、万葉十に、且妻山、また朝妻
 之、片山木之爾とあり、今も朝妻村あり、さて和名抄よ、近
 江國坂田郡朝妻郷ありて、中昔の
 書等にも見ぬ、男は小あり、此は小き由には非ず、眞御な
 るの類に美たる詞なり、若子へ和久恭と訓べし、宿禰の事
 と上に云り、○上云とは、明宮段あり、○諸縣君牛諸の名義、
 未思得ず、○波多毘能大郎子の御名は、地名か詳ならず、○
 大日下王は、日下は地名にて、河内國河内郡にあり、○波多
 毘能若郎女、亦名長日比賣命は、應神天皇の御女に同御名
 あるは、此皇女の混れたるあり、○若日下部王は、雄略天皇
 の大后となり坐り、彼御段に見ゆ、書紀には、草香幡梭姫、皇
 女とありて、細書に更名
 橘姫と、○八田若郎女は、此皇女の御事末に見えたり、○字

遲若能郎女は上に由坐る紀には、此皇女に娶ミテ

此天皇之御世、爲大后石之比賣命之御名代、定葛城部、亦爲太子伊邪本和氣命之御名代、定壬生部、亦爲水齒別命之御名代、

定岷部、亦爲大日下王之御名代、定大日下部、爲若日下部王之御名代、定若日下部。

御名代、其御名を後世に、廣く遺傳へ賜はむために、其部の民を定め置る、なり、さて此稱は此に始て見えたり

とも、此御世に始まれる事には非ず、既くの御世よりあり

よと事なり、かくて孝徳天皇の御世に至て、凡て天下の御

れにき、然るに其御名を輕々しく呼ぶとを可畏しとあて、

是を罷られし、漢意にして、古の御意とは反なり、此等とをへ、の異なることをささるべし、○葛城部の葛城は此、大后の御郷なり、○壬生部の壬生は書紀皇極天皇、卷に、乳部

之、云美文とある、依て、美夫と訓べし、夫は濁るべし、抑も

と云ふと、右の書紀の訓注に依て決むべきなり、乳部即ち

壬生なる由、次に云を待て知べし、されをコト、さて美夫

と云は、稍後に音便にうつれる唱へなるべし、さて美夫

辨へ、御産部にて、生坐る時の御産殿に仕奉る諸部と云、謂

ゆる乳母、湯母、及飯嚼湯坐などは是なり、然るに上に引る皇

極天皇、紀に、乳部と書ると、凡て兒を養育す事、乳を主とすればなり、さて乳部即ち壬生ある由、書紀天武天皇崩坐一時、誅を奉る處に、第一大海宿禰、誅壬生事とある

へ、大海宿禰の御乳母の氏族なるが故に、御産事を申せるにて知べし、此天皇の御幼名を、大海人皇子と申せるを以

皇子皇女の御名、御乳母の姓を取れる例なれをなり、然るは釋紀に、兼方案之壬生事、御封戸事也と云るは甚幼き説なり、さて此に、定壬生部とある、直に生坐る時の御産部

を指て云にハ非ず、後に此御子の御産部と名を負せて、其民、戸を定め置く、なり、さて壬生と書く壬、字の義ハ詳なり、蓬生、蓬茅生、あきの類の、生の、意ハ非ず、思混ふべからず、彼類と心得て、ナを消てよむハひがことなり、○嶮部ハ、此御子の居住坐る、河内の地名に因れる稱なり、姓氏録丹比宿禰條に云云あるハ、混雜たるおと上に云るが如し、また皇別丹比部と云姓もあり、又嶮部と云姓も見えたり、○大日下部若日下部ハ、共に嶮部の例の如し、又役秦人作茨田堤、及茨田三宅、又作丸邇池、依網池、又堀難波之堀江、而通海、又堀小椅江、又定墨江之津、

秦人ハ應神天皇の御世に、秦造の祖弓月君が、率て參渡來つる百姓ともあり、○役ハ延陀豆々と訓べし、書紀には此訓り、○茨田ハ和名抄に、河内國茨田郡萬牟多茨田郷もあ

り是なり、茨田ハ常陸國茨城郡牟波良岐とある如く、ムハラ、後の訛、皇極天皇紀に、茨田池も見ゆ、此池今も平池村堤ハ、茨田郡ハ西北の邊、淀川に傍たれば、其水の溢を防む料の堤あり、今も伊加賀村より、太間村池田村のあたりに、茨田郡堤根神社あり、此社は今野口、○茨田三宅ハ、書紀に十三年秋九月、始立茨田屯倉、因定春米部とあり、○丸邇池ハ、書紀に十三年冬十月造和珥池とあり、丸邇ハ大和國なり、或説に今此云和邇池ハ、大和のには非ず、河内國石川郡喜志村に在て、今も仁徳天皇の御世に、○依網池ハ、水垣宮段に見えて、彼御代に造られたるが、淺せ崩れあせせしを、今此御世にまた修理られしあるべし、○堀江ハ、上代にハ淀川大和川の末、大和川は今住吉の南方へ落れ、其は近世の事にて、昔ハ大坂の京

橋の川へ流れて、淀川と一にたりし、汎く濫に流れて、田地も少く、水害も多かりしを、此時此江を掘て、其水を約ツマナカにて、直に海へ通されたるにて、此即ち今の大阪の大川あり、帝王編年記に、今山崎河、通海、是掘江也と云り、山崎川と云り、淀川を云るなり、さて渡邊と云し處に、此江に傍て、南渡邊北渡邊とて有し、里なり、其處の波を、堀江、波と云、此波の邊なる故に、渡邊と云、其橋の今、此波に橋のありし時もありて、渡邊橋と云り、南堀江北堀江とて、天神橋の邊なりしと云、さて今世大阪なり、また難波の古圖に、別に堀江と云も、堀江川と云もあり、其事は次ある小、此掘江の、欽明天皇、敏達天皇の御紀等に、佛像を難波、堀江に流、棄とある堀江にて、万葉集の歌にも多く詠り、○小橋江の、書紀に、十四年冬十一月、爲橋於猪甘津、即號其處曰小橋也とあり、今も東生郡に、猪飼野村、小橋村近くあり、猪飼野に、今も橋とて、平野川に渡せる橋あり、難波、古圖にも、此につるが橋とて

り、如此て此江を掘、と、何の川を云るにか、詳あらず、若くは上代に、大和川の水、此小橋の邊へ流、來て、是も汎く漫ありつるを、此時に彼掘江の如く、其川道を北へ掘通て、掘江へ導かれたるにやあらむ、あほよく考ふべし、○墨江之津と、まづ息長帶比賣、命の御世に、住吉大神を鎮祭られし地、菟原郡の住吉よとて、今の地よ移されし、何の御世なりけむ、知がたきを、今此御世に、此津を定賜ふとあるに就て思へば、彼大神を今の地に遷奉りしも、此同御世にありけむ、書紀、雄略天皇卷に、十四年春正月、身狹村、主青等共、吳坂とある住吉津は、既に今の地と吳容道、通磯齒津、路、名、吳坂とある住吉津は、既に今の地と聞え、たれを、其より先に遷り給へりしと知られたり、さて此を今、地とする故に、磯齒津は、万葉六の歌に、和泉國の千沼とよみ合せたるを、千沼は、住吉の南にて、程近き處なり、さて或人の云く、住吉の東一里許に、喜連村と云あり、河内の堺にて、萬葉に、河内、國、伎人、郷とある處なるを、ソレを訛

て、キレとは云なり、住吉より喜連に行間、低き岡山の横たひりてある、是予萬葉三の哥に、四極山打越見者とある山にて、吳坂は此なるべし、今も住吉より河内へ通りたる此道を、古に吳國人の通りし道なりと云傳へたり、喜連村に吳羽明神と云社ありと云、凡て異國の事、此大り其説なほ委きを、今省きて舉つ、神の所知看が故に、万葉十九贈入唐使長歌に、忍照難波爾久太里、住吉乃三津、爾船能利直渡云云を詠り、三津の住吉津と美稱て、御津と云るなり、難波之三津、大伴之御津など云る處には非ず、是の遣唐使なるを以て、殊更よ此津より發船するなるべし、於是天皇登高山、見四方之國、詔之於國中、烟不發、國皆貧窮、故自今至三年、悉除人民之課役、是以大殿破壞、悉雖雨漏、都勿修理、以械受其漏、雨遷避、干不漏處、後見國中、於國滿烟、故爲民人富、今科課役、是以百姓之榮、不苦役使、故稱其御世、謂聖帝世也。

高山へ多加夜麻と訓べし、○四方國ハ四面之國なり、此は天下を總て云との異なり、たゞ山上より四面に見渡し賜へる、近き國々なり、万葉一に、天乃香具山、騰立國見乎爲者、國原波、烟立籠、海原波、加萬目立多都、云云などあり、○國中へ久奴知と訓べし、○貧窮ハ麻豆志と訓べし、○至三年ハ、三年の間なり、○課役ハ、美都藝延陀知と訓べし、課と役と二なり、賦役令に、課役並徵、また免課徵役、また課役俱免などある、是なり、義解に、謂課者調及副物田租之類也とあり、さて上代の課役ハ、如何ありけむ知らず、賦役令にハ、凡調絹繩絲綿布、並隨郷土所出、正丁一人、絹繩八尺五寸、絲八兩、綿一斤布、二丈六尺、若輪雜物者、云云、次丁二人、中男四人、並准正丁一人、其調副物云云と見え、田租ハ、田令に、凡田長三

十步、廣十二步、爲段、十段、爲町、段租稻二束、二把町、租稻二十束、義解、段、地獲、稻五十束、東、稻、得、米五升也、あり、又、白雉三年云、細書に段、租稻一束、半町、租稻十五束とあるは上に違へり、いかゞ、○今按に、此の百二十歩と、一段と爲せし割合あり、古に如此る田制も有しなるべし、とあり、右の調及副物田租など、役の賦役令に、凡正丁、歳役十日、次丁二人、同一正丁とあり、命を委さきことり、○除の由流世と訓べし、○破壊の夜禮許煩禮氏と訓べし、○修理の都久良比と訓べし、ツクラフは、即ちツクルを延たる言にて、同じこいなれども、後世には、ツクルは新に造作るを云、ツクラフの破壊のれ○槭の玉篇あ、決塘、木たるを直すをいへば、今分て訓つ、

也と注して、書紀武烈天皇卷にも塘槭とあれど、其の必しも細く長き樋あらずとも、水を受ける物を云と聞ゆ、此字も也とも注せり、虎子は大小便を受る器にて、今云ハルなり、此は大小便よりは非れども、水を受るなれを由あきなり、

○滿烟の、日本紀竟宴歌あ、大鷓鴣、天皇を、多賀度能兒、乃保

利天美禮波安女能之多、與母爾計布理豆伊万蘇度美奴留とあり、然るを新古今集賀よ、仁徳天皇、御歌として、高き屋

りどあるは、右の竟宴の歌を、後世さま作り、○爲の、淤母

なして、此天皇の大御歌とは申したるなり、

本志豆と訓べし、○之榮の之、字の衍あるべし、○聖帝の二字を、比士理と訓べし、日知の意あり、但し此の皇國の元よりの稱ふは、非ト、聖字ふ就て設けたる訓あるべし、若くは

とが造りたる訓にやあらむ、其は漢籍よ、聖人と云者、和運をほめて、日月に譬へたるを取て、日の如くして天下を知しめすと云意なるべし、然るに此を皇國の元よりの稱として、日嗣所知看す意と思ふは、非ず、日嗣知を日知と云ひ、古の物言されハ天皇を賛奉て、日知と申すハ、此天皇よ

り始まれる事にて、漢國の例に效へる稱あり、○世ハ、諸本に此、字無し、今ハ、眞福寺本に依て加へつ、上ハ稱其、御世と

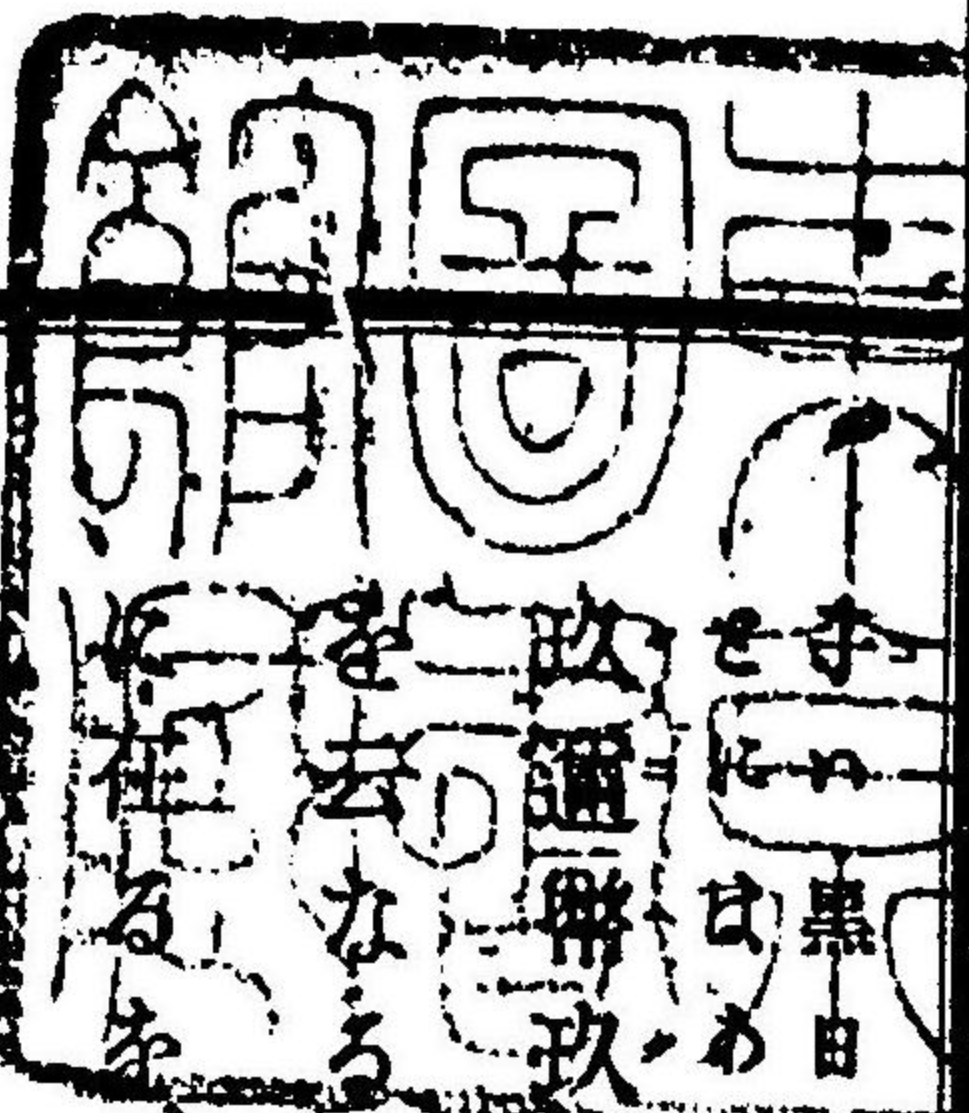
此、字あくて、は言たらす、

其大后石之日賣命甚多嫉妬故天皇所使之妾者不得臨宮
中言立者足母阿賀迦邇嫉妬自母下五爾天皇聞看吉備海部
直之女名黑比賣其容姿端正喚上而使也然畏其大后之嫉
逃下本國天皇坐高臺望瞻其黑日賣之船出浮海以歌曰淤岐
幣邇波袁夫泥都羅羅玖久漏邪夜能摩佐豆古和藝毛玖邇幣
玖陀良須故大后聞是之御歌大怒遣人於大浦追下而自步
追去

甚多ハ波那波陀と訓べし万葉七に甚多毛不零雨故あど
あほ多かり又二字を伊多久とも訓べし○妾ハ美賣多知
と訓べし御妻等あり○言立者ハ許登陀豆婆と訓べし續
紀の宣命に多くある語にて萬葉の歌また伊勢平常あ
ぬ異ある事するを云あり此ハ御妻等の中に平日異あ

る事のけしきあどゆれはと云意あり○足母阿賀迦邇ハ
足搔貌にて足摩あどし給ふ貌を云あり○今按よアガ
るべ足搔ハ万葉七に赤駒足何久激あどあほあり字鏡に
蹴蹠也踊也馬奔走貌阿加久とあり○吉備海部直ハ何れ
の末にか知られず○黒日賣ハ履中天皇の妃また玉穗宮
段なとに同名あり名義ハ日代宮段なる迦具漏比賣の處
に云へり○本國ハ吉備國なり○高臺ハ多迦杼能と訓へ
し和名抄には樓辨色立成云太加止乃とありて臺ハ宇天
奈とあり然れとも高臺と書○船出浮海の四字を布那傳
須流袁と師の訓きたるに従ふべし○淤岐幣邇波ハ於澳
方者なり○袁夫泥都羅々玖ハ小舟連らぐなり都羅々ハ
數連なり浮べる貌なり玖ハカキク活用かす辭なり枕に

を、マクラク、藝にそるを、万葉十五に、小船乘都良々爾宇家
カヅラクと云類あり、里、また十九に、小船都良奈米をどあり、○久漏邪夜能ハ、久
漏と黒にて、必ず此日賣の名に由ある事と聞ゆ、邪夜ハ詳
ならず、今備中國小田郡に、黒崎と云處あれは、古書にハ若
くは夜字ハ岐を誤れるにて、黒崎之、然らば此地本郷に
て、黒日賣と云名も、此地名より負るなるべし、○摩佐豆古
和藝毛の摩と眞にて、美たる言なり、佐豆古ハ詳ならず、故
思ふに、佐ハ例の眞に通ふ言、此ハ其を重て、マサと云るを
る言、豆ハ豆字を誤れるにて、豆古ならむか、豆古ハ、万葉三
また九に、眞間之手兒名などありて、照子と贊たる稱なり、
か、れは正照子ならむか、なほよく考ふべし、師ハ、眞子な
正之子なりと云れしかと、豆てふ辭穩あらず、殊に濁音な
るは、決なく助辭には非ず、○今按に、言別に眞授子にて、授



政通幣政陀須ハ國へ下らすなり、○大浦とは、難波の海上
を去なるべし、既ハ船出しつる後な ○追下ハ、黒日賣の船
に在るを、逐て陸へ下すなり、○自歩とハ、船より行ハ安易
きを歩より行ハめて、苦ハめ給ふあり、○追去ハ、夜良比賜
伎と、師の訓れたる宜し、此段の事なと、實に足もあが、
に嫉たまふと云つべきなり、

於是天皇戀其黒比賣欺大后曰欲見淡道島而幸行之時坐
淡道島遙望歌曰淤志豆流夜那爾波能佐岐用伊傳多知豆
和賀久邇美禮婆阿波志摩淤能基呂志摩阿邇摩佐能志麻母
美由佐氣都志摩美由乃自其島傳而幸行吉備國爾黒日賣令
大ニ坐其國之山方地而獻大御飯於是爲羹大御羹採其地之菘
菜時天皇到下坐其嬢子之採菘處歌曰夜麻賀多邇麻那流阿衰

那母岐備比登登等母邇斯都米婆多怒斯久母阿流迦天皇上
幸之時黑日賣獻御歌曰夜麻登幣邇爾斯布岐阿宜豆玖毛婆
那禮曾岐袁理登母和禮和須禮米夜又歌曰夜麻登幣邇由玖
波多賀都麻許母理豆能志多用波閉都都由久波多賀都麻

欲見淡道島とは此島ハ書紀應神天皇卷に二十二年云云
天皇狩于淡路島云云履中天皇允恭天皇なとも此とある
地からあり○遙望ハ波呂婆呂爾美佐氣坐豆と訓べし書
紀皇極天皇卷謠歌に波々魯々爾許騰曾枳舉噓屢と見え
万葉廿に波呂波呂爾和可禮之久禮婆とあり○淤志豆流
夜ハ難波の枕詞にて冠辭考に神武天皇紀に方到難波之
碓會有奔潮太急因以名浪速國とある古語を引て襲立浪
急之崎てふ意なりとあり○那爾波能佐岐用ハ自難波之

崎なり○伊傳多知豆ハ出立而なり○和賀久邇美禮婆ハ
朕之國見者あり朕今國見とすれ是ハ海上を見渡一賜へ
るよて國よは非れども遠く望見する事は必しも國郷な
凡て國見と云けむ○阿波志摩ハ淡島なり○淤能基呂
志摩ハ上に出つ此二島共淡道島よ近き島なり○阿遲
摩佐能志麻母美由ハ檳榔之嶋も所見なり此島檳榔の多
く生たるより名よ負るなるべしさて檳榔と云ハ玉垣宮
段ふも出たるが其物詳ならず或人云檳榔毛車など云檳
比間と云ハ今云るもの木なるが古にも誤てまのの
木を蒲葵とせしことありしに依て此國にても蒲葵を比
間とせし檳榔字を用ひ來れるなりと云り今思に此説さ
も有べし古にアチマサと云し物ハ檳榔の字を當つれ
ども實は檳榔り蒲葵り定めかたけれども中昔に檳榔扇
檳榔毛車など云し檳榔も蒲葵と開ゆればアチマサも蒲
葵ならむか今薩摩に檳榔と蒲葵とは大かた似たる物にて

既に漢國にて混れつる事おれを況て此方にて古其漢
 名を當し、紛れけむことなり。○今按に言別出此阿
 遲摩佐嶋、在所嶋かあらざれど、淡路嶋の産とて出ず。蒲
 葵葉ありと聞て、ゆかしきまに、其を彌く大坂人に、よく
 問せたるに、彼嶋の近邊に小嶋あり、一嶋蒲葵のみ生たり、
 其嶋の人普く知らざれば、淡路島よりと申す也と云り、
 其嶋なるべしと云。○佐氣都志摩美由、此島の名の意詳
 り、さもあらむか。
 ならずさて、此二嶋も、淡路嶋より遠からぬ處にはあるべ
 けれど、在處も詳ならず。○其嶋、淡道嶋なり。○傳而とは、
 初に行たる處より、即又異處に遷行を云。○幸行吉備國、
 凡て此黒日賣の事、書紀應神天皇、卷なる吉備臣、祖御友別
 の妹、兄媛の事に甚よく似たり、如此て彼紀此、卷仁徳ふは、
 十六年宮人桑田の玖賀媛を、天皇娶むと御念一かとも、大
 後の御妬お苦まゝして、不得娶云云、玖賀媛を桑田丹波お還
 と送賜へる事見えて、黒日賣の事、凡て見えす、甚疑はし

き事なり。○山方、地、名あるべけれど、吉備に此地、名古書
 には見えす、なほよく尋ぬべし。○令大坐、意富麻斯麻佐
 志米豆と訓べし、續紀四に大坐々而、また廿七ふ別好久、大
 末之末世波、なほ多かり、古今集、詞書に、たましくとわ
 り、また常よればしませと云も、大坐。○大御羹、和名抄ふ
 々、の、マを切てハとあるなり。○大御羹、和名抄ふ
 羹、和名阿豆毛乃とあり、名義、熱きを好しとあて、熱物と
 云なるべし。物とは和名抄に、蒸茹炙、鹽なとあり、万葉十六
 に、水葱乃煮物と云もあり。○菘菜、阿袁那と訓べし、即ち
 御歌に見ゆ、和名抄には蘇敬、本草注云、蕪菁北人名之、蔓菁、
 和名阿平奈、古温菘、和名など見えたり、字には拘るべからず
 云ナは菘なり、蔓菁とも蕪菁、今世ふ云菜なり、那と云ハ凡
 とも云は、カブラありと云り、
 て魚菜の惣名なる故ふ、菘をは古ハ分て阿袁那と云一あ

り、○採菘處の蔓をはたゞ那と師の訓れたる宜し、上にア
云れを、此はたゞ萬葉一に、此岳爾菜採須兒とあり、○夜麻
賀多邇ナトニ於山縣にて、山邊ある御料の畠を云、山方の謂凡
て縣と云ハ上田の義にて、此地の名を山方と負るも、借字ハ
此山畠のあるに依てあるべし、○麻祁流阿袁那母ハ、時有
菘もあり、○岐備比登々ハ、與吉備人にて、黒日賣を指て詔
へるなり、○等母邇斯都米婆ハ、共に採者にて、斯は助辨ヤスノトメを
り、○多怒斯久母阿流迦ハ、樂くもある哉あり、○上幸ハ、京
へ還り上坐なり、○獻御歌の御字ハ、行あらむ、○夜麻登幣
邇ハ、倭方にあり、遠國よりは畿内の方を指て如此云り、此御
代の都は難波なれど、○爾斯布岐阿宜豆ハ、西風吹令散而
も、倭を本とするなり、○爾斯布岐阿宜豆ハ、西風吹令散而
かり、万葉十八に、南吹雪消益而射水河とあり、此も南風を

美那美どのよめり、また阿宜ハ上とも聞ゆ、○玖毛婆那
禮ハ、雲離あり、西風の吹あげて、雲の分れ離る、にて、次の
句ハ、序あり、○今按ヨ言別ニ、吉備國ハ西難波ハ東なり、
述むための序れを、西風の倭方ハ、雲を吹上而と云て、次、句を
なりと云り、○曾岐袁理登母ハ、雖放離居あり、曾岐ハ放
りと同くて離る、あとあり、退く、後の方へ遠く、遠く離
り、此等にて心得べし、万葉十五に、久毛婆奈禮等保伎久爾
敵能とあるも、同意のつゞけあり、○和禮和須禮米夜ハ、吾
將忘乎にて、天皇を忘奉らじとあり、○由玖波多賀都麻ハ、
往者誰夫なり、○許母理豆能ハ、隱木之あり、次の句ハ、枕詞
あり、○志多用波閑都々ハ、從下延乍あり、此ハ忍ひ隠して
物するを云にて、天皇の、大后の御妬を憚賜ひて、顯にハ得
幸さず、欺き隠して、此、吉備に來坐て、密て聘し給ふを云り、○由

久波多賀都麻ハ上あるに同一由久ハ天皇の京へ還幸す
を云、○今按に言別、如此再び返し云るハ、黒日賣の心に
吾ハた、懼憚りて、副奉る事だにも得爲ぬを、いかな
る幸人か、かゝる君を誰憚ず、朝夕夫と齋きて仕奉れらむ
と、深く羨みてなり、故一たびにては事のあかねを、再び返
せり、
と云り、

自此後時、太后爲將豐樂而於採御網柏、幸行木國之間、天皇婚
八田若耶女、於是大后御網柏積、盈御船還幸之時、所駈使於水
取司、吉備國兒嶋之仕丁、是退己國於難波之大渡、遇所後倉人
女之船、乃語云、天皇者皆婚八田若耶女而晝夜戲遊、若大后
不聞看此事乎、靜遊幸行、爾其倉人女聞此語言、即追近御
船、白之狀、具如仕丁之言、於是大后大恨怒、載其御船之御網
柏者、悉投棄於海、故號其地謂御津前也。
自此後時とは、吉備の黒日賣の事、後にも、また如此事も有

いとあり、○豐樂ハ、豐明と同一、○御網柏ハ、造酒司式、大嘗
祭供奉料に、三津野柏二十把、日ハ長女柏四十八把、日ハと
あり、二十把ハ、二十四、大嘗祭式に、酒柏の事、所々見えたり、
大神宮儀式帳、六月祭條、また九月祭條にも、御角柏とあり、
外宮儀式帳にも、御網柏、三津野柏、御角柏、みま同一事にて、
同しく見ゆたり、
古ハ凡て都那都怒都能ハ通ハ、一云る例あり、此、柏ハ葉三
岐にて、さき尖りたれば、三角の意、れ名あるべし、荒木田、經
神宮祭に用る三角柏は、俗に三、柏と云物なり、雅云、今大
潤深あり、常葉あり、俗に大名柏と云葉に似て、岐三、厚くして
首尖れり、外宮にては、赤芽柏を三角柏として用ふれども
十二月祭にも、六月九月と、同く用ふる事あるに、赤芽柏は
冬は葉をければ用ひがたし、古の三角柏に非ずと云り、又
伊勢の或書に、志摩國土貢より、今なほ忌物を貢す、其中に
三角柏あり、葉の形、穀の葉に似たりと云り、谷川氏云、伊勢
神宮にて三角柏と云は、犬朴の木なり、大和國にてハ、兒手
柏と云と云り、是は赤芽柏の事にや、さて豐樂に柏を用ひ
赤芽柏は、俗にアカバとも云木なり、

らる、事ハ明宮段に、大御酒、柏云云ある處に云り、又此御段、
末に、取大御酒、柏云云とある處にも云べし。○幸行木、國と
は、此國ハ名に負ふ木の國なれば、柏も殊に多にあるなる
べし。御躬がてら幸行るは、御遊覽がてらあるべし。○婚八田若郎女とは、此皇女
ハ明宮段に出て、宇治若郎子の同母妹に坐り、書紀の趣に
因るに、此皇女ハ早く宇治若郎子の、此天皇に進り給へる
あり、古は親あき女子は、同母兄ヲ親の如くして、人に嫁す
見ざるを、同母兄の心に予ありける、其例穴穗宮段の初に
見ざるを、大后に憚らして、今まで得御合坐さざりけらし、
故、今其大后の坐まさぬ間を待つて御合坐るあり。○水
取司の事ハ、白檮原宮段、宇陀水取の下に云り、なほ云は、古
ハ凡て飲む水をば母比と云り、川池などに、た、ある水を
す、た、の魚ををウヲと云類なり、催馬樂、飛鳥井に、あすか井にや
ひ、食ふ魚をナと云類なり。

どりハすべし、かげもよし、美毛比毛左牟之みまぐさもよ
し、美毛比毛左牟之、○所駈使ハ、都加波由流と訓べし、被
使なり。○仕丁は、與本呂と訓べし、凡て丁と云は、民の役使
る、者を云名なり、中昔の書にも、夫と云、今世人足と
實、十六以下、爲小、廿以下、爲中、其男廿一爲丁、六十一爲老、六
十六爲耆、また凡老殘並爲次丁と見え、賦役令に、凡正丁歳
役十日云云、次丁二人、同一正丁、中男云云とありて、男年廿
一より六十までなるを、正丁と云、六十一より六十五まで
なるを、次丁と云、十七より二十までなるを、中男と云あり、
殘とは殘疾ある者を云、是は年壯にても、次丁とするなり、
さて歳役十日とあるは、かくて其役ハ、品によりて、某
歳々定まりたる役なり、
丁と云名あり、役丁、荷丁、軍丁、丁匠、仕丁と云は、孝德天皇紀
に、凡、仕丁者、改舊每三十戸一人、而、每五十戸一人、以宛諸司、
また賦役令に、凡仕丁者、每五十戸二人、云云、三年一替、云云、
孝德天皇紀に、每五十戸一人とあり、令に二
人とあるハ、一人を寫誤れるにやあらむ、
また持統天皇

紀に、諸司、仕丁、一月、放假四日、など見えて、諸國の民五十戸の内より、一人づつ、京に上りて、諸の官司に役る、者あり、職員令、諸の官司に、直丁若干人、駈使丁若干人、とある是なり、直丁は、其官司に候ひて、役はれ、駈使丁は、外へ駈さて、此等、後の御定なれども、上代のさまも、大方は、此に甚く異なる、と無かりしと見ゆ、○退己國とは、令に三年一替とある如く、替りて吉備國に還るなり、○所後、大后の御從仕奉れるが、御船に後れて來つるなを、○倉人女とは、此、名稱此より外に古書に見當らず、後に女藏人と云物ならむか、女にして、藏人の職、但し其は後の事とおぼしければ、藏司の内の女なるべきか、後宮、職員令に、藏司尙藏一人云云、典藏二人云云、掌藏四人云云、女孺十人とあり、此司上代より有けるなるべし、○遇は、彼、仕丁が、船にて國へ下るに、難波の大渡にして、此、倉人女の乗れる船の行遇たるなり、○語云、仕丁が倉人女に語、告るなり、○天皇者皆、此、皆、字は、比日、二字を誤れるあり、許能基呂と訓べしと、師の云れつる然るべし、○戲遊、多波禮麻須遠と訓べし、マヌは坐、字鏡に、嬉遊逸也、戲也、不介留、又太波留とあり、○不聞看此事乎、此事伎許志賣佐泥加母と訓べし、○御船、大后の御船なり、○追近、淤比斯伎豆と訓べし、斯伎、及ぶなり、○白之狀具如仕丁之言、仕丁賀伊比都流基登阿理佐麻都夫佐爾白志伎と訓べし、○投棄、那牙宇豆賜比伎と訓べし、○御津前、三津とも書き、また大伴乃美津とも詠り、大伴乃美津とつくるは、稜威の意につくるあり、伊と美と通ふ例なり、○今按に、マイツの中略に、あらざる、

十六

難波古圖に高津の西方海邊に三津里御津濱あり其處な

るべし其邊今も大坂に三津寺あり古今集雜詞書にも見ゆ書

紀に其探御綱葉投於海而不着岸故時人號散葉之海

曰葉濟也カシノノツツとあり此に書紀の方正一かるべし柏濟は景行天皇紀にも

見たり其は後の名を御津と云名へたゞ大津と云も同

以て語傳へたる物なり御津と云名の似たるは御

くて此津を稱たる名とこそ聞ゆれ然るを此記の傳は御綱と云名の似たるは御

ら偶ひた但し柏渡も地方は御津の邊なるべし攝津志に長柄川に

在如くいへるは地理たぐへり

即不入坐宮而引避其御船フナサカシテ於堀江エニ隨河而上幸山代ノホリイサノ此時

歌曰都藝泥布夜夜麻志呂賀波ウツヒノ衰迦波能煩理和賀能煩禮婆

迦波能倍邇カハノ淤斐陀互流ウツヒノ佐斯夫袁サスフノ佐斯夫能紀サスフノ斯賀斯多邇スガスノ淤

斐陀互流ヒトノ波毘呂ハヒロノ由都麻都婆岐ユツマツノ斯賀波那能スガハノ互理伊麻斯ウツヒノ斯賀

波能比呂理伊麻須波ハノ淤富岐美呂迦母ウツヒノ

不入坐宮而の宮に難波の宮あり○引避へ比伎與伎豆と

訓べし泊給ふべき難波をは避てなり○沂於堀江カケに萬葉

廿に保里江欲利美乎左可能保流カケ梶乃音乃カケなとありノサカ

ルとは水の流るノ○隨河の河に淀川なり堀江と云は即ち此川尻なり

○此時とは河を上り坐間を云○都藝泥布夜に繼苗生や

なり夜は余と云むが如し那閉を切めて下泥と云り繼苗と

は山の樹を伐取たる跡に又樹を生し立む料に植る苗を

云生へ其苗を豫てサ蒔生し設け置く地あり粟田豆田淺茅

類皆其物の生たる生さて稻の苗を蒔生する田を苗代と云

地を某生と云り生

如く山の樹の繼苗を生する地を山代と云なるべし凡て

山の用へ材を出すを主とする故に即材と取る處を山と

云て、此の其伐、出すべき材の繼苗を生ずる地あるを以て、
山代と云り、萬葉に、開木代とも書る、此義あり、○夜麻志
呂賀波袁、山代川をなり、此川の山城、風土記に、賀茂建角
身命云云、至山代國、岡田之賀茂、隨山代河下坐、葛野河、與賀
茂河、所會至坐、とあるに依るに、淀より上にて木津川を云
なり、此川、淀より宇治川と一、よ合て、其より淀川と云、そは
云ましきに非れども、亦は風土記より依て、木津川とすべし、
さて木津川の古名は泉川なれども、其の上の方相樂郡の
邊にての名にして、山代川と云は、其下綴喜郡、久世郡など
を經る間の名にてあるべし、又國名なれば、泉川と云邊
までかけて、凡てを山代川 ○迦波能煩理、川上りなり、○
和賀能煩禮婆、吾上者なり、○迦波能倍邇、河之邊にな
り、○淤斐陀豆流、生立有なり、○佐斯夫袁、烏草樹を
り、袁は余と云むが如し、和名抄に、楊氏漢語抄云、烏草樹、佐

之夫乃紀と見え、字鏡にも、烏草樹、左之夫とあり、此を契沖
云、今山里
人は、させばの木と云、杓に似て小き實あり、熟すれを紫の
黒みたるやうにて、童などは取て食ふと承ると云り、
○斯賀斯多邇、其之下にあり、斯賀、其之と同じ、○波毘
呂、葉廣あり、葉、その榮え廣されるを云あり、○由都麻
都婆岐、五百、箇眞椿あり、和名抄に、唐韻云、椿、木名也、和名
豆波木、楊氏漢語抄云、海石榴和名上同とあり、○斯賀波那
能、其之花のあり、○豆理伊麻斯、照坐とあり、○斯賀波
能、其之葉のあり、○比呂理伊麻須波、廣り坐者なり、○
淤富岐美呂迦母、大君歟もにて、呂、助辭あり、
即自山代廻、到坐那良山口、歌曰、都藝泥布、夜夜麻斯呂賀波袁、
美夜能煩理、和賀能煩禮婆、阿袁邇余志、那良袁須疑、袁陀豆、夜
麻登袁須疑、和賀美賀本斯久邇波、迦豆良紀多迦美夜、和藝幣

能阿多理如此歌而還暫入坐筒木韓人名奴理能美之家也。

廻とは難波邊より倭國へは河内を経て往す直道なるに、山代より物するは廻曲れる道ある故に云り、○山口は夜麻能久知と添て訓べし、月次祭祝詞に山能口坐皇神等乃云云とあれはあり、さて此山は山城國相樂郡より大和國添上郡奈良へ越る道にていはゆる奈良坂なり、さて書紀に、即越那羅山望葛城歌曰とあり、是に依れば、此記に山口とあるは、奈良の方より上る山口あり、倭京の頃、其方を常に奈良山口と云なれたるまゝに語傳へたる詞なるべし、○美夜能煩理の宮上りあり、難波宮を避過て、沂り賜ふを詔へり、契沖が筒城宮を作て坐まさむと思食せは、か水脈なりと云れたれど、其もいか、○今接ふ此ミヤノホリと云一句は、いかよも心すみのせぬ言あり、言別よ、此

ハ十句目の、カツラキタカミヤの、ミヤてふ地名を指て、詔ひたる也、其は此皇后の御本郷あるらに、平日本家に幸す、高宮の高を省きて、宮とのみ詔ひ馴たる故に、予ある常云、このは自然あ省ること、今世にて尾張國熱田宮宿下野國宇都宮宿近江國高宮宿など、みあ宮どのみも云が如しと云り、されど此説もなほ強言のやうなり、さりどて他に、後人の考の爲にもとて並べ奉つ、○阿袁邇余志の、奈良の枕詞あて、青土よりあり、余志の余と呼出す辭にて、志の助辭なり、此コシてふ辭は、眞菅コシ、玉藻ヨシ、さて奈良と續く由、冠辭考に云れたる如く、土を平し堅むる意なり、然らしたゞ土にてあるべきに、青土と一も云るは、明宮、段、大御歌に、和邇佐能邇袁云云と、眉畫料の青土を賦給へる和邇坂も、奈良山と近さを思ふに、古へ奈良山も多く、青土にて名産に、予ありけむ、抄に、奈良坂に昔は、青土のありけるを、故かの崇神天皇の御世に、御軍士の其青土を

躑躅シラカさし地チと云意に續くあるべし○那良ナラ袁須疑スズキの那良
 を過スギあり○袁陀豆スズキの倭ヤマトの枕辭マクシにて小楯コタテあり倭國は楯を
 立並べたる如く山の周れる國あるを以て云り○夜麻登ヤマツ
 袁須疑スズキの倭ヤマトを過スギなり此の城下郡ある倭郷を詔へりヲ
云枕詞の、一國のうへにての續けなれども名の同きま、
に、此は郷の倭にも詔へるなり、此郷の名も、國の大名より
出たれを、同さて須疑との、那良も倭も、今其地を過て往賜
きことなり、
 ふとよの非ず吾欲見國者此處より那良を過き倭を過て
 行く葛城と云意なり○和賀美賀本斯の吾欲見あり契沖
 云見がほし見まくほしきあり萬葉よ多しと云り○久
 邇波の國者なり○迦豆良紀多迦美夜の葛城高宮なり和
 名抄に大和國葛上郡高宮多加美也とある是なり○和藝
 幣能阿多理の吾家之當なりアタリは、其近きはをかけ
て、綴やうよ云言にて、今の俗

言に、某の邊と
云に、あなれり
 葛城之曾都毘古と申せれば葛城の本郷にて其家高宮ふ
 ぢ有けむ凡て女人は夫に背く時依所なきまゝに又親
 の家を戀しく思ふあらひなれば今此大后も天皇に背奉
 賜ふとして難波宮を避過て山代川をそおはかどなく上
 り賜ひしほとよ本郷戀しくなりて葛城に歸らむと所思
 とありて那良山を越給ひかどもさかすがに今更故郷
 に歸らむも如何とやすらひれて得物一給はず所思返
 て又山代の方へ還賜むとする時に其所念せる御情を
 述賜へるあり○還の今來坐つる山代の方へ還坐なり○
 暫は斯麻志と訓べしまたシマラク苟且の意あり○筒木
 の和名抄に山城國綴喜郡豆々綴喜郷豆々とある是あり

今普賢寺、庄とて、十村ある、是古の綴喜郡ありと云り、さて此、地名、綴、字を書るにつきて、ツ、マ、キと下のツを濁るハ非なり、綴、字は、ツ、の音を取れるなり、○韓人とは韓國人の歸化であるを云り、○奴理能美ハ、姓氏錄に左調連水海連同祖、百濟國、努理使主之後也、譽田、天皇、謚、應神、御世、歸化云云とあり、また山城國伊部造、百濟國、人乃里使さて今、大后の、其家に入坐るを以て思へは、此人も、百濟國の貴族にて、皇國にいても宜きさま、みち在けむ、かくて大后の此、家にも入坐るよとは、此と指て來坐るには非じ、さあたりて入坐るべき處の無きま、に、まづ苟且に此家あへ入坐るあるべし、暫とあるよ書紀には、更還山背、興宮室於筒城、岡、南、而居之とありて、奴理能美が家に入坐と事へ見え、天皇、間看、大后、自山代、上幸、而使、舍人名謂鳥山人、送御

歌曰、夜麻斯呂、邏、伊斯那、登理、夜麻、伊斯那、伊斯那、阿賀波斯豆、摩邏、伊斯岐、阿波牟迦母。

上幸とは、倭國お幸せるを云、今按に、自山代とは、御歌に此、上幸も、山代川を、○使は、大后を留め奉て、難波宮に還上幸の意ならむか、○使は、大后を留め奉て、難波宮に還奉り賜はむとて、遣せる御使あり、○送御歌ハ、鳥山が行を、送る賜ふ御歌あり、此御歌を、大后の御許に○夜麻斯呂邏ハ、山代となり、○伊斯那、登理、夜麻ハ、伊ハ、發語みて、及け鳥山あり、及へ追及なりと契沖云り、俗言に、追着○伊斯那、伊斯那、及け及けなり、此、御句にて、いかでと所思看御心、甚切に聞ゆ、○阿賀波斯豆、摩邏ハ、吾愛妻になり、大后を指て詔へり、○伊斯岐、阿波牟迦母ハ、將及遇、歎もなり、又續遣丸邏臣口子而歌曰、美母呂能、會能多迦紀那流、意富草

古賀波良。意富草古賀波良。迦阿流岐毛牟加布。許許呂袁陀。迦阿比淤母波受阿良牟。又歌曰。都藝泥布。夜麻志呂賣能。許久波母知。宇知斯淤富泥。泥士漏能。斯漏多陀牟岐。麻迦受那婆許會。斯良受登。故伊波米。故是口子臣。白此御歌之時。大雨爾不避其雨。參伏前殿戶者。違出後戶。參伏後殿戶者。違出前戶。爾匍匐進。赴跪于庭中時。水潦至腰。其臣服著紅紐青摺衣。故水潦拂紅紐。青皆變紅色。爾口子臣之妹。口日賣。仕奉太后。故是口日賣歌。曰。夜麻志呂能。都都紀能。美夜邏。母能麻袁須。阿賀勢能。岐美波。那美多具麻志母。爾大后問其所由之時。答曰。僕之兄口子臣也。口子臣是書紀。よは的臣祖。口持臣。一云和珥臣。祖口子臣也。り。○美母呂能は御室之にて。三輪山のことあり。○曾能多迦紀那流は。其高城在あり。多迦紀とは山を云。○意富草古

賀波良は。大猪子之腹あり。○波良迦阿流は。腹に有るなり。初より此まで五句ハ。次句の肝を詔はむためなり。契沖を寫上郡の室とし。コ、ロを孝昭天皇の都。按上池心宮の心とし。オホホコカハラを室にある原の名なるべしと云。る。皆非なり。又大和志に。葛上郡池心宮。一名大草古原。今日遷原と云る。いみじきみだり言なり。此等昔おはむことがはらと云ぐ。ふと地名の如く聞ゆるり。誤れるものあり。

今按此五句ハ契沖の解も穩かならぬさまに聞ゆれど。さりとして本傳の説も。おとやうに聞えて。諾ひ易からず。他によろしき説も聞及べねは。なほ舊説に心おそひかるれ。守部か説は。舊説を一層くはしく。言別に。此美母呂は。葛上郡ある御室山を指給へる也。行囊抄南遊卷六云。追分官戸村ノ入口ニ在。自是左ノ巷ニ入ハ。五所町ニ至ル路也。右ハ葛城路。金剛山ノ路也。左三室山。五所

町へ出ル方ノ路也、右宮戸村、是ハ葛城山、并金剛山越ノ路也、豊田村葛城大明神云云、今葛城鳴神也とある、此三室山也、さて近世の人は、三諸ハ三輪と飛鳥とに限る様に心得たれを、必しも然らず、殊に此、鴨、三諸は、古より名高き所也、言義ハ鐘の響に詳出、鐘の響神籬、條に、ヒモロキハ、生諸木の意にて、モロハ、御森の義あり、此ハ皆高城ハ、大和舊蹟記に、御室神の御社の森を云とあり、山下、御所村の邊までを、古名高城と云とあり、大韋古原ハ、舊蹟記に、大和國、古圖を引て云、池内御所村の原を、古大井子原と云、輿地通志大和國第四云、池心宮、池内御所二村、間、孝昭天皇都於掖上、是謂池心宮、即此一名、大韋古原、今日蓬原とある、是也と云り、

○岐毛牟加布ハ、肝向にて、心の枕詞あり、万葉二に、肝向心乎痛、また九に、肝向心摧而などあり、かく續く由は、まづ腹中にある五臟六腑の類を、上代には凡て皆伎毛と云となり、さて腹中に、多くの伎毛の相對ひて集り在て、凝々として、云意に、許々呂とは連くなり、○許々呂袁陀迦ハ、心をたに歎なり、陀迦ハ辭あり、○阿比淤母波受阿良牟、不相思將有あり、如此よみ賜へるは、大后御身の還、坐すとも、せめて御心はかりたに、相思ひ賜ふべきよとなるふ、御心だに朕を相思ひ賜はぬにやと、先の御使鳥山が返言のつれなきに就て、恨み賜へるあるべし、○夜麻志呂賣能ハ、山代女之なり、万葉に、倭女河内女、初瀬女とある類なり、○許久波母知ハ、木鏝持なり、和名抄に、兼名苑云、鏝和名久波、説文云、鏝、大鋤也、和名同上とあり、鉄をすげずして、木のかぎり

なる鏝なり、○宇知斯淤富泥ハ、打一 大根あり、打とは木鏝
 を以て、地を打發して掘るを云、和名抄に、爾雅集注云、菴根
 正白、而可食之、和名於保禰、俗用、大根、二字、兼名苑云、萊菴本
 草云、蘆菴孟洗、食經云、蘿菴、今按皆菴之通稱也とあり、○禰
 士漏能ハ、根白之なり、○斯漏多陀牟伎ハ、白腕なり、大根の
 白きが如くなる、白き腕と云るなり、○麻迦受禰婆許曾ハ、
 不纏來ハ、あそなり、禰良婆の良を省きて、禰婆と云ハ、古言
 の例なり、よからをよかを、さて万葉三に、尙不如來など
 なほ多くある、禰理を、禰良も活用したるあと、同六に開
 來受屋などあり、多し、されは不纏けりを活用して、不纏け
 らはと詔へるなり、一句の意ハ、今までに、大后の御手を枕
 て、寝たるあとの無くはあそあり、○斯良受登母伊波米ハ、

不知とも將言あり、契神云、知らずといハ、俗よ人の云事を聞
 ぬと云、其意なるべ、入まじと思ふ時、さることハ、我ハ知ら
 しと云るが如し、大后の、鳥山につれなき御答、賜へる
 由なり、○白此御歌ハ、大后の御許に参入て申すあり、○時
 は、袁理志母と訓べし、○大雨ハ、阿米伊多久布理伎と訓べ
 し、○前殿戸後殿戸ハ、麻幣都登能度、斯理都登能度と訓べ
 し、一殿の前方後方あり、前殿後殿の、○後戸前戸ハ、斯理都
 斗麻幣都斗と訓べし、○違え、大后の彼方此方と行違ひて、
 口子臣に遇えしと爲賜ふなり、上の御歌の、不知とも云ゆ
 得べ、○匍匐ハ、波比と訓べし、○進赴の赴と退の誤なるべ
 し、進退ハ、斯士麻比豆と訓べし、甚く畏み惑へる状あり、○
 跪庭中時ハ、爾波奈加邇比邪麻豆伎袁流登伎と訓べし、居
 てふ言を添て讀されは、言足ハぬあ、ちそ、○水潦ハ、和名

抄に唐韻云、潦、雨水也、和名爾八太豆美とあり、雨降時に、地上に溜りて流る、水なり、師の俄泉の意あり、と云れたるは當れりや、當らずや、いづれにあらむ、○至腰の至、都祁理と訓べし、○著紅紐青摺衣とは、紅紐ハ師の阿迦比母と訓れたるに依べし、古ハ凡て摺衣を好美き物にして、男女共に時とあく服たること、万葉の歌に數多よみたるを以て知べし、後に至ても、摺衣信夫摺傳へて、大嘗新嘗また賀茂、臨時祭な青摺とい、山藍を以て摺れるを云、此も上代より、山藍に限らず、何にまれ延喜大嘗祭式に、小齋親王以下、皆青摺袍五位以上紅垂紐、淺深自餘、皆結紐、内親王及命婦以下、女孺以上、亦青摺袍紅垂紐、五位以上、亦淺自餘結紐、親王以下、女孺とあり、内親王ハ、内深相副、侍の誤にや、西宮記臨時祭條に、舞人、裝束、青摺布袍、赤紐、着、左方、但、小忌、時着、

右、方云、なご見ゆ、雅亮裝束抄云、をみとさること、そくたいあまをく、て、ひめさきとをすり、かひたちめ殿上人、五せらのせらゑの、日、大玄やうゑなごに、藏人まで、きる云、飭抄云、諸司、小忌、身二幅、袖左右、各一幅、凡、四幅也、以紙捻閉之、云、大嘗會若、豐明、節會、小忌、袍着、次第、只如、關腋、以袍替、小忌、許也、雖、非、衛府、至、小忌、關腋也、なほ摺法を、見たり、また同抄云、赤紐、濃打并蘇芳打也、細帖也、小忌、着、右肩、舞人、着、左、依、祖、楊也、と見ゆ、或書に、赤紐、長八尺、廣三分餘、赤二筋、黒二筋に、て、上、繪蝶鳥、或は貝を押す、地平、綱、或は綾なり、一筋毎に十、二結と云り、右の書にも、小忌と云、青摺と云るハ、共に同、青摺あるを、新嘗を、小忌人の着るを、小忌と云、臨時、祭の、舞人の着るを、青摺と云、あらへるなり、裁縫にいさ、か異、あるのみなりとぞ、さて赤紐ハ、其小忌には、右肩に着、青摺には、左肩に着るは、舞人の右を、粗く故ある、○拂は、水、よし、さて此紐、今は、緋の羅を以て組と、或人云り、○拂は、水、潦に、紅紐の、沾れたるを云り、○青皆云云ハ、青摺の色を云、なり、○變紅色ハ、師の阿氣爾那理奴と訓れたる宜し、○口、日賣は、書紀には、國依媛とあり、○夜麻志呂能ハ、山代之、あり、○都々紀能美夜邇ハ、筒木宮になり、此處は、奴理能美が

家なれども、今大后の座々故に、宮とは云るなり。○母能麻
袁須は、物申すなり。○阿賀勢能岐美波は、吾兄君者あり、此
句書紀には、和餓齊鳥瀾例麼とあり、吾兄を見者なり、此記
の如くにて、いあり、若の傳へ、書紀の方宜し。○那美多具麻志母え涙ぐま
りもなり、契冲云、涙ぐむ葦の角ぐむなど云類と、萌す意を
りと云り、芽ぐむ具牟を具麻志と云類は、直に指著ては
云すして、其狀を緩やかに云辭あり、此の吾兄のさまを見
れは、悲哀くて涙ぐまゑくおほゆと云なり。○僕之兄云云
は、此上に、彼者と云言を添て心得べし。

於是口子臣亦其妹口比賣及奴理能美三人、議而令奏天皇云、
大后幸行所以者、奴理能美之所養虫、一度爲匍虫、一度爲殼、一
度爲飛鳥、有變三色之奇虫、看行此虫而入坐耳、更無異心、如此

奏時、天皇詔然者、吾思奇異、故欲見行、自大宮上幸行、入坐奴理
能美之家時、其奴理能美已所養之三種虫、獻於大后、爾天皇御
立其大后所坐殿戶、歌曰、都藝涅布、夜麻斯呂賣能、許久波母知、
宇知斯意富涅、佐和佐和爾、那賀伊幣勢許曾、宇知和多須、夜賀
波延那須、岐伊理麻章久禮、此天皇與大后所歌之六歌者、志都
歌之返歌也。

三人へ、美多理志豆と訓べし、○令奏へ、人を難波宮に遣へ
てなり、○匍虫へ、凡ての虫を云なり、鳥を飛鳥と云に同じ、大祓詞に、
昆虫、また織躰天皇紀に、伏地之虫などあり、○殼へ卵なり、
加比古と訓べし、和名抄に、卵和名加比古とあり、○飛鳥と、
たゞ鳥を云なり、○三色へ、師の美久佐と訓れたるに従ふ
べし、三種の虫とあるに同じ、○奇虫へ、此物初へ全虫みて

在らば、後に卵にも鳥にも變る物なるべし、故其初に就て、
 虫とは云なるべし、今按に三人讀と云を思へ、此虫は
奉らむか爲に、如此異げに云なしたる、○看行の美曾那波
謀計にあらざるか、此の試云なり、○大宮の難波京の
 志爾と訓べし、○無異心の氣斯伎美許々呂波麻佐受と訓
 べし、○欲見行の美邇由加那と訓べし、○大宮の難波京の
 皇居なり、○上幸行の山代川を、大御舟より、浜坐を云り、○
 三種虫獻於太后、ハ、天皇を太后の御許に入、坐しめて、御中
 らひを直し奉むための謀事なり、○都藝涅布云云の四句
 へ上に出たり、此は佐和々々の序なり、さるは此、度山代に
 幸行せる道のほどにて、看行せる事をよみ賜へるなり、故
 なる、臣士漏能志漏多陀牟岐てふ御歌も、書紀にハ、此の御
 歌の次に接けて擧られて、此同時の御歌あるを、此記にハ
 別に上に書紀を正しかるべき、○佐和佐和爾ハ、上より

の續の意と、清々よて清潔なるを云、大根の色も味も甚清
 深なる物なればなり、書紀私記にも、蘿蕨之根、嚼時左和也
 加奈利と云り、さて其を喧擾の意に取て、よませ給へるな
 り、其は太后の嫉妬して、喧擾しく詔ふよしなり、○那賀伊
 幣勢許曾ハ、汝之言せよそなり、汝は太后を指す、許曾は辭
 なり、故終にレ、汝か言せればこそその意なるを、婆を省く
 ハ古歌の常なり、イハセコソとあるべきに、イへどあるは
り、さる例は吾大王を、萬葉にワゴ大王とある、○宇知和多
も、次のオの音に引れて、カをゴといふ云るあり、○夜賀波延那須ハ、
 須ハ、打渡すにて、向を見渡すことなり、○夜賀波延那須ハ、
 諸、祝詞に、伊加志夜具波叡能如久とある、夜具波叡能如久
 と同言なり、其ハ師の祝詞考に、夜具波叡ハ、彌木榮なり、樹
 のいやがうへに生茂榮るを云、木の茂く生たる處を、波延
斯と云も、此榮なり、水草の

歌人私云、朝倉うたふをも、あさくらうへすと云、或は吹返
と云、或ハ搔返絲竹と云り、或ハ催馬樂拍子と云り、云云、此
かへすハ、笛も琴も、別にいらべ改むるか、催馬樂拍子と云
にて知りぬ、云云、此まで袖中抄、體源抄に、朝倉かへすと云と、朝倉
の歌を、催馬樂拍子うたふを云、神樂ハ一越調あるを、催
馬樂拍子ハ、琴を調ふるなりと云り、是も袖中抄に、星已了
心得、右の事どもを合せ考る、調の易るを返すと云あり、
調の易るとは、或は呂の律に易り、或ハ神樂拍子の、催馬樂
拍子易るなり、其調を易へたる際ハ、歌ふ歌を返歌と云、
返物と云も是あり、彼の青柳は、呂の調の律にハる時に、
御前の返歌とすと云るも、神樂拍子の、催馬樂拍子に易る
時に、うたふ歌と定められたるよて、朝倉かへしなとも云
なり、抑も物の調、歌音などを、呂律と分つとは、漢國の定に



依れる去にて、但し皇國にては、何ある故にか、呂律の名
漢國に相返りて、呂と云ハ彼國の律にて、
彼國の呂あり、漢
ふかること勿れ、後のさだなれど、呂律など云名
なれ、上代よりして、歌音にも物の調などにも、自ら
なる差などハあるべけれは、其を返して歌ふ事な
り、とありて、返歌とは名けりあり、

天皇戀八田若郎女、賜遣御歌、其歌曰、夜多能、比登母登須宜波。
古母多受、多知迦阿禮那牟、阿多良須賀波良、許登袁許曾須宜
波良、登伊波米、阿多良須賀志賣、爾八田若郎女答歌曰、夜多能
比登母登須宜波、比登理袁理登母、意富岐彌斯、與斯登岐許佐
婆、比登理袁理登母、故爲八田若郎女之御名、代定八田部也。
夜多能ハ、八田之あり、○比登母登須宜波ハ、一本菅者なり、
和名抄ハ、菅和名須計とあり、此は、此皇女を ○古母多受ハ、
譬賜へるなり、

子不持にて、子持すゝての意なり、かゝる處の受は、後世よ
云るこ。○多知迦阿禮那牟ハハハ、立歟將荒ハハあり、契冲云、立荒と
は、立榮ゆと云裏なり、○阿多良須賀波良ハハも、可惜菅原あり、
○許登袁許曾ハハハ、言をあそなり、袁ハ爾と云に同一、○須宜
波良登伊波米ハハハ、菅原と將言なり、上にはスガハラ、此には
たひ云とさば、少し換て、言にあそ、菅原といへ、實には汝命
云こと古歌の常なり、云こと古歌の常なり、言にあそ、菅原といへ、實には汝命
のあとなりと詔へるあり、○阿多良須賀志責ハハハ、可惜清一
女なり、○比登理袁理登母ハハハ、雖獨居ハハなり、大御歌に、子不持
とあるを承て、申給へるあり、○意富伎彌斯ハハハ、天皇一にて
斯は助辭なり、○與斯登岐許佐婆ハハハ、縱と詔はハなり、獨居、
とも縱やとつゝきて、御子ハ無くとも縱やの意あり、詔ふ
と云べきを、伎許須と云る例ハ、万葉に多し、此言の本の意
ハ、合ハハ開と云こ

となるべけれど、用る意。○八田部ハ舊事紀物部、連氏の世
はたゞ詔ふと云に同じ、つぎを記せる
中、に、矢田皇女、難波、高津、宮御宇、天皇立爲皇后、而不生皇子
之時、詔侍臣大別、連公爲皇子代云云、賜矢田部、連公姓、此紀
にては、八田皇女の御母ハ、此物部、連氏の女にて、大別、連ハ
其弟なれを、其由縁を以て、八田部とバ、掌らしめ給ひけ
む、和名抄に、攝津國八田部郡、八部也、多郷あり、
亦天皇以其弟速總別王爲媒、而乞庶妹女鳥王、爾女鳥王語速
總別王曰、因大后之強、不治賜八田若郎女、故思不仕奉、吾爲汝
命之妻、即相婚、是以速總別王不復奏、爾天皇直幸女鳥王之
所坐而坐、其殿戸之闕上、於是女鳥王坐、機而織服、爾天皇歌曰、
賣杼理能、和賀意富岐美能、淤呂須波多、他賀多泥呂迦母、女鳥
王答歌曰、多迦由久夜、波夜夫佐和氣能、美淤須比賀泥、故天皇
知其情、還入於宮。

媒ハ那迦毘登と訓ベ、催馬樂、淺水に名加比止太天々ど
 あり、中人の意なり、今世にも、ナカ
 ○大后ハ石之比賣、命あり、
 ○強ハ淤受志と訓る宜、嫉妬深く、強悍坐を云なり、
 ○不治賜とは所念めすま、に召入て寵給ふとも得爲
 賜はぬを云なり、○直幸女鳥王之所坐而どハ其殿に幸と
 云とは意異にして、其御座所まで直に入幸よくなり、また
 いへるは、速總別、王に返言申し賜はさ
 るよ依て、御自幸る意をも帶たるか、
 ○闕上は斯伎美能
 字閉と訓ベ、和名抄、爾雅注云、闕門限也、兼名苑云、闕一
 名闕、和名之岐美、俗云度之岐美とあり、敷て戸を持よりに
 て、敷持の意か、○賣杼理能は、女鳥之なり、○和賀意富岐美
 能は、吾王之なり、○淤呂須波多と織す服なり、波多に二あ
 り、一ハ機にて、此と皆人の知れるおとなり、今一ハ服、字を

書て、布帛の類凡て織成せる物の總名あり、此は服の方な
 り、○多賀多泥呂迦母ハ、誰之料歟もなり、多泥ハ必ず加泥
 とあるべきなり、上卷八千矛神の御歌にも、苗を阿多泥と
 書り、共に加の草書を、多に誤れるならむ、
 呂と母は助辭なり、○多迦由久夜は、高行やなり、虚空飛と
 云むが如し、たゞ高く行と云
 ○波夜夫佐和氣能ハ、速總別
 之なり、○美淤須比賀泥は、御襲料なり、襲ハ上代に形を襲
 隠さむためお着たる服なり、賀泥ハ中昔の書とも、に皇后
 り給ふべ、后がね、皇太子に立賜坊がね、博士よなる
 き姫君を、后がね、ふべき皇子を、坊がね、博士よなる
 ね、御になる、御がねなど云る、賀泥よて、此等皆其に成べき、
 豫ての設下かたの意なれば、此も御襲に爲べき料と云お
 どなり、かくよみ賜へる意は、此時速總別、王は、天皇の媒を
 に往來賜ふ時々、若賜ふべき、襲の料予、
 ○知其情ハ情とは、
 と云意に申しなし給へるに予あらむ、

内々の實のありさまを云、心を裏とも云、答、御歌には好
さまに云なり賜へども、其の偽にて、實には速總別王は婚
賜へる故に、其忍びて通へむ設の襲料を織給ふありと、内
内の情状を悟り給へる由なり、○還入へ、迦閉理坐伎と訓
べし、此へ入と云ことは、用あき處なれ
此時其夫速總別王到來時之、其妻女鳥王歌曰、比婆理波、阿米
迦加氣流、多迦由玖夜、波夜夫佐和氣、佐邪岐登良佐泥、天皇聞
此歌即興軍欲殺爾速總別王、女鳥王共逃退而騰于倉椅山、
於是速總別王歌曰、波斯多豆能、久良波斯夜麻袁、佐賀志美登、
伊波迦伎加泥豆、和賀豆登良須母、又歌曰、波斯多豆能、久良波
斯夜麻波、佐賀斯那杼、伊毛登能煩禮波、佐賀斯玖母阿良受、故
自其地逃亡、到宇陀之蘇邏時、御軍追到而殺也。

此時の誤字か、師の云れたる、信にいかなり、故思ふに、
上に自、此後時、また下に、此時之後などあれば、此も時の上
か下に、後、字の脱さるにや、故姑く許能々知と訓つ、○夫は
袁と訓べし、和名抄に、後夫、字波乎、前夫、志太乎とあり、○比
婆理波の雲雀者なり、和名抄に、崔禹錫食經云、雲雀似雀、而
大、和名比波里、楊氏漢語抄云、鷓鴣、和名上、同とあり、○阿米
迦迦氣流、於天翔なり、○多迦由玖夜、波夜夫佐和氣、上
に同し、但此の御名を準に譬へたり、○佐邪岐登良佐泥、
鷓鴣取さねなり、登良佐泥、取給へと云意あり、さて此は
大雀、命皇天を弑賜へと云譬あり、初より天皇の乞賜ふは從
答わらむ事を恐、初の二句へ、此句を云むためなり、雲雀は
高く翔きは、捕るに勞あるべければ、近き鷓鴣を取賜へと

あり、書記釋ふ、我朝鷹、始出來、仁德四十三年也、其以前不
 可讀鷹才學云云、と云る、當らぬ事なり、鷹を使ひて
 鳥を捕らするこそ、此御世より始りつらめ、鷹のたぐ
 ひの、もとよりみづから、よく鳥をとる物なるをや、○聞
 此歌、の傳に聞賜へるなるべし、○欲殺の、登理多麻波牟登
 須と訓べし、○逃退の、爾宜佐利と訓べし、○倉椅山は、大和
 國十市郡にあり、今倉橋村の、櫻井より多武峯にゆく間な
 下居神社あり、其を文徳實錄九には、椋橋下居神、さて今此
 王等の、此山よ登給ふは、書紀ふ依るに、越て伊勢へ往坐む
 とてありけり、○波斯多豆能は、梯立之にて、倉椅の枕詞あ
 り、倉の梯と云意、○久良波斯夜麻袁の、倉椅山をあり、○佐
 賀志美登の、嶮みとあり、さしがしさにと、字鏡に、嵯峨佐加志
 とあり、此他にも、種々の文字ありて、訓の同じ、此言を、嵯峨
 またま合の字、音と思ふは、ひがことなり、彼字音は、自からた
 へるなり、○伊波迦伎加泥豆は、岩極不得而あり、○和賀豆

登良須母の、吾手取すもあり母の助辭なり、○佐賀斯那村
 の、嶮しけれとあり、○伊毛登能煩禮波の、與妹登者なり、○
 佐賀斯玖母阿良受は、嶮しくも不有なり、妹と共に騰れは
 苦しともれほにすとなり、○逃亡の、爾宜豆と訓べし、○宇
 陀之、蘇邇の、大和國宇陀郡の東の極の山中よて、今世八村
 長野村掛村、小長尾村、今井村、葛、ありて、曾爾谷と云、古の漆
 村、伊賀見村、太郎路村、鹽井村、に近き處なり、此王たちの物
 部郷なりと云、伊賀伊勢の堺に、近き處なり、此王たちの物
 邇より伊勢國一志郡の家城村を、經て、川口に至る道と聞
 えたり、古の大道は、是にやありけり、川口關と云も、此道な
 り、○殺は、志勢麻都理伎と訓べし、書紀ふ乃以二王屍埋于
 廬杵河邊とあり、廬杵河の、谷川氏云、今の一志郡の家城川
 り、家城川の、雲出川の、上にて、河川を隔て、北家城村、南家城村
 とてあり、川口と云は、其、東、方なり、北家城村の邊に、石を疊
 て造れる窟ありて、里人夫婦窟と
 云り、是此二王の御墓なるべし、

其將軍山部大楯連。取其女鳥王所纏御手之玉釧而與己妻。此時之後將爲豐樂之時氏氏之女等皆朝參爾大楯連之妻以其王之玉釧總于己手而參赴。於是太后石之日賣命自取大御酒柏賜諸氏氏之女等爾太后見知其玉釧不賜御酒柏乃引退召出其夫大楯連以詔之其王等因无禮而退賜是者無異事耳夫之奴乎所纏己君之御手玉釧於膚熅剝持來即與己妻乃給死刑也。

山部大楯連ハ、書紀顯宗天皇卷に、山部連先祖伊豫來目部、小楯云云、夫前播磨國司來目部小楯更名求迎舉朕厥功茂焉、所志願勿難言、小楯謝曰、山官宿所願、乃拜山官、改賜姓山部連氏と見え、天武天皇卷に、十三年十二月、山部連賜姓曰宿禰とあり、山部、赤人など此氏人なり、續紀延暦四年の詔により、桓武天皇の御名を避て、山、宿禰と云り、

然れども此姓、何れの胤と云こと、物に見えることなく、詳ならず、さて山部連と云姓を賜ひしハ、書紀に依るに、顯宗天皇の御世なるに、此の記とさまハ不審と、此ハ山部連之そある、書紀の傳ハ、姓名異なり、○玉釧は、玉と著たる釧なべけれ、和名抄服玩、部に、釧、内典云、在指、上者名之曰環、在臂上者、名之爲訓、比知、万岐とある、即ちクシロなるをヒり、釧のことは、上卷佐久々斯侶伊須受能官の處に云るが如し、和名抄服玩、部に、釧、内典云、在指、上者名之曰環、在臂上者、名之爲訓、比知、万岐とある、即ちクシロなるをヒ人も知らざりしにや、六帖にも、万葉九に、久志呂とある歌を、櫛の歌とせりまた和名抄農耕具中に、鉤加奈加岐一云久之路とあるハ、物に釧を誤て鉤と書るに、クシロと訓の農具とせるなるへし、○此時之後ハ、許能々知と訓べし、○豐樂は、上に、出、○氏々之女等を、書紀に内外命婦等と書れたるは、後の漢文さまの稱なり、○朝參ハ、美加度麻草理須と訓べし、○其王之の其ハ、加能と訓べし、女鳥王あり、○

參赴ハ麻草禮理と訓べし、○大后石之日賣命は書紀にて
は石之比賣命は既く薨坐て、此時の大后ハ八田皇女あり、
此記の傳と異あり、○大御酒柏ハ中卷明宮段に出て、其處
に委く云り、○諸トハ此豐宴ハ參集て候ふ人等總てを指
て云なり、此ハ専ら後宮の宴を云るよて參れ、さて如此皇
后の御手づから柏を賜ふ事など、古の豐宴の儀式に於あ
りけむ、○見_ニ知其玉釧ハ大楯連が妻の手に纏るハ、女鳥王
の玉釧なることを見知賜へるなり、○引退ハ比伎曾氣と
訓べし、退け罷出しめて、宴に預らるめざるなり、○其王等
ハ速總別王と女鳥王とあり、○退賜ハ伎良比賜閉流と訓
べし、○異事ハ氣那流許登と訓べし、_{またケシキコトと訓ひ}
もあし、○夫之ハ曾禮能と訓べし、曾禮ハ其にて、大楯連を

指て詔ふあり、○奴乎ハ夜都古夜と訓べし、_{夜ハ與と云}
己君ハ古へ大臣と分ちて、臣ハ凡て皇子たちをも君とす
ることなり、_{されば上に、奴乎と詔ふも、たゞに賤しめたる}己
ハ軽く見べし、_{己君と云るハ、別に私の君の如}○於膚熅は
波陀母阿多々、_{此方にて造れる字にや、}祁伎爾と訓べし、
此ハ弑奉て、即時未膚も冷さるほどに、剝取れる所爲の情
なくむくつけきを詔ふなり、○與ハ阿多閉多流許登と訓
べし、_{歎息の意を含める辭なり、}○給死刑ハ許呂須都美爾
淤許那比賜伎と訓べし、給を行賜と訓る據ハ、續紀卅二に、
隨法斬乃罪爾行賜とあり、_{刑を給ふと云ハ、古言ともお}
を、字のまゝには、_{ほむす漢文のまゝと聞ゆれ}
訓へきにあらす、
亦一時天皇爲將豐樂而幸行日女島之時、於其島鴈生卵爾

召建内宿禰命以歌問鴈生卵之狀其歌曰多麻岐波流宇知能
阿曾那許曾波余能那賀比登蘇良美都夜麻登能久邇爾加理
古牟登岐久夜於是建内宿禰以歌語白多迦比迦流比能美古
宇倍志許曾登比多麻閑麻許曾邇斗比多麻閑阿禮許曾波余
能那賀比登蘇良美都夜麻登能久邇爾加理古牟登伊麻陀岐
加受如此白而被給御琴歌曰那賀美古夜都毘邇斯良牟登加
理波古牟良斯此者本岐歌之片歌也

日女島は攝津國西成郡にあり、難波の古圖を見るに、姫島
は九條嶋の南に並びたる
嶋にて、今世に勘助嶋と云處の
邊に當れり、大坂の西南方
なり、然ると或説には、今釋島と云處是なりと云り、釋島村
は下中嶋と云處の内にて、大坂の西北方なり、此地のこと
彼古圖に合はず、後人なほよく尋て定むべし、此地のこと
は上卷に攝津國風土記を引て云るか如し○於其島鴈生
卵は書紀には五十年春三月壬辰朔丙申河内人奏言於茨

田堤雁産之とあり、此記の傳と異なり、雁は和名抄に、毛詩
鴻鴈篇注云、大曰鴻、小曰雁、和名加利とあり、○多麻岐波流
ハ、宇知の枕詞、阿良多麻能と云と同意なり、阿良多麻ハ、
年月日時の移りもてゆくを云言なり、多麻岐波流ハ、阿良
多麻來經るにて、此も年月日時の經行とにて、宇知と續
く意ハ顯現なり、此枕詞を、魂極として説來たるは、ひがみ
となり、魂の極ると云ふとあるべきこと
とは、○今按に、言別に、魂來經にて、現と連く枕辭なり、萬葉
に、内乃大野また内限なとつミけたるも、准ふべし、また命
と連けたるハ、本より命ハ魂の來經際ハ、
物なれをなり、と云り、此方やまさりなむ、○宇知能阿曾ハ、
内之阿曾なり、内ハ大和國宇智郡にて、此人兄弟共に、其處
に居住る故に、兄を味師内宿禰、此人を建内宿禰と云、阿曾
は阿曾美の省にて、吾兄臣の切まりたるなり、天武天皇の
御代より、朝
臣と書て姓の戸
と定めたまへり、○那許曾波ハ、汝こそハなり、○余能那賀

比登の夜之長人なり、書紀にハ、此句ハ豫能等保臂等とありて、遠人なり、遠も長と同くて、久しく經たる意なり、遠長ともつらねて云り、次にまた、饑虛曾波區珥能那餓臂等と云二句あり、此二句ある方、調べ勝りて聞ゆ、○蘇良美都ハ、虚空見つにて、倭の枕詞なり、○夜麻登能久邇爾ハ、日本之國になり、○加理古牟登ハ、鴈子産となり、○岐久夜ハ、聞乎なり、○語白ハ、答と云ずして、語と云るハ、此ハ尋常の歌の答とは異にして、問給ふ事を語聞せ奉る歌なればにやあらむ、○多迦比迦流、比能美古ハ、高光日皇子なり、此ハ此天皇を指て申奉るなり、○宇倍志許曾ハ、諾こそなり、志ハ助辭なり、許曾も辭なり、○斗比多麻閉ハ、問賜へあり、○麻許曾邇ハ、眞おそになり、許曾も邇も辭なり、此、眞はめづらき用ひさまなれども、意はまゑとに

こそと云るにて、後世に牙邇おそと云に通へり、○阿禮許曾波ハ、吾おそはなり、○伊麻陀岐加受ハ、未聞ずあり、○被給ハ、多麻波理と訓べし、多麻波流ハ、賜ふと受る方より云言なる故、古書には多く被字を添て書り、マフとは、彼なり、此ハ姑く請受るを云り、○那賀美古夜ハ、汝王やなり、夜ハ與と云むが如し、○都毘邇斯良牟登ハ、終よ將知となり、後終に天下を所知看むとての意なり、師云、此歌を以て見皇いまた皇子にて坐ましける時の事、此ハ故事ハ、此天なるべしと云り、信よさるみとなり、○加理波古牟良斯ハ、鴈者産子らなり、凡てヲシてふ辭ハ、事をたしはかる辭にて、此ハ鴈の子を産たさるなり、○本岐歌ハ、祝歌なり、○片歌ハ、中卷倭建命段よ出て其處に委、云り、

此之御世免寸河之西有一高樹其樹之影當旦日者逮淡道島

當夕日者。越高安山。故切是樹以作船。甚捷行之船也。時號其船謂枯野。故以是船。且夕酌淡道島之寒泉。獻大御水也。茲船破壞以燒鹽。取其燒遺木作琴。其音響七。里爾歌曰。加良怒袁志本爾夜岐。斯賀阿麻理許登爾都久理。加岐比久夜。由良能斗能斗那加能伊久理爾布禮多都那豆能紀能佐夜佐夜。此者志都歌之返歌也。

免寸河の免字と、決く寫誤なり、然れども其字未考得ず、免なるべしとは思はるれども、さる河名思得ず、其外も種々考れども、其誤字なほ詳ならず、寸字、字の本のまゝにてもあるべく、また上字によりて、されは訓べき由も無ければ、姑訓をも關つ、そも、此河ハ、此高樹の朝夕の影れ、至る處を云るふ因て考るに、必ず高安山の西方なるべければ、河内、國高安郡、若は若江郡、澁川郡などある川なるべし、和泉

此を免才田河として、日根郡の免才田村と云處の川なりと云、今も其村の東に、此高樹の趾ありと云るハ、いと信らるべし、或説又、免字ハ鹿の誤にて、泉南郡八木、郷荒木村の川かど云るも取がたし、また或説又、和泉郡坂本郷坂本村の川なるべし、此村一名大木村とも云、そは古に大木ありて朝日に當れ、其影大津浦、また兵庫まで及び、夕日に當れば、榎尾山を越たり、此に因て大木村と云、今も其木のありし、趾の地の字を、兵庫烟と云と、里人語傳へたりと云、此も高安山には、あは物遠し、然れども、さる里人の語傳、あらし、此記に高安山とあるも、傳の誤ならむも、知り難し、なほよく考ふべし、○一高樹の、一字讀べからず、○高安山は、河内、國高安郡の東方にあり、今も高安山さて上代に、さる大樹のありしこと、此彼物に見えたるは、筑紫の御木郷の歴木、此木朝日に當れ、杵嶋山を隠し、夕日に當れ、近江國栗太郡の栗木、其枝數十里に蔓これり、故栗本と云、今もすくもと云て、里人の薪に用る物あり、土中よなほあり、○り掘出す、是も其栗の葉なりと云傳へたり、なほあり、○枯野は、書紀に、應神天皇卷に、五年冬十月、科伊豆國令造

船長十丈、船既成之、試于海、便輕泛、疾行如馳、故名其船曰枯野とあり、傳の異なるあり、さてるく名付たるは、枯は輕の意なり、此紀も舊紀も同じ、野の意ハ未考得ず、若くハ、主の意、○寒泉ハ、志美豆と訓べし、水の冷、かあるを、古は、さて此清水ハ、中卷浮穴、宮段ハ、淡道之御井、宮とある御井か、播磨國、風土記なる、明石の駒手、御井の古事も能似たり、是も一の傳なるべし、○大御水ハ、天皇に供御料なれは、大御と云り、水を毛比と云こと、上水取司に云るが如し、○燒鹽ハ、鹽を燒薪に用ひたるを云なり、○燒遺木とハ、謂ゆる餘爐なり、○作琴ハ、體源抄に箏のさうの木ハ、舊記云、鹽風ふ吹れたる、日あたりの孫枝を用ひるべきなりと云り、然れば船の材も、久しく潮あなれたれば、琴甲によきなるべし、故琴七里とハ、此御世の頃ハ、未道の程を度りて、幾里

と云あとはあるまじけれども、後の定を以て語傳へたるものとすべし、雜合に、凡度地、五尺、爲歩、三百歩、爲里、と地者用大とあれ、五尺は常尺の六尺に當れば、今六尺を一間とするに合り、されを三百歩は、今の五町に當れり、○今按に、里のことは然るべし、七里と云は、必しも三十五町のことには非るべし、たゞ數里と云むが如きか、○歌曰は、書紀にては應神天皇の大御歌なり、○加良怒袁は、枯野をなり、○志本爾夜岐は、鹽に燒なり、鹽を燒たための薪に燒と云意なり、○斯賀阿麻理は、其之餘なり、阿麻理は餘爐なり、○許登爾都久理ハ、琴に造りなり、○加岐比久夜ハ、搔彈やなり、○由良能斗能ハ、由良之門のなり、神名帳に、淡路國津名郡由良湊神社とある地なり、湊ハ水門なり、即ち門なり、○斗那加能ハ、門中之なり、水門、島門、追門などの門は、船の出入口にて、其處の海を云なり、○伊久理爾ハ、海石爾なり、伊久理ハ、海なる石を云なり、此ハ海上

ふ出たる、大なる岩なるべし、○布禮多都ハ振立なり、布禮
ハ振られを切めたる言にて、浪に蕩揺る、を云なり、其、浪
に揺られて、海中なる岩に生立るなり、○那豆能紀能は、浸
漬之木之なり、凡て水に著ることを那豆佐布となり、されハ
海水に浸漬りて所殖る木を、那豆之樹とは云るなり、さて
ハ、萩蕨などの類を云あるべし、木と云ハ本、植物の總名と
おぼしめて、古ハ草の屬をも木と云ることあり、上卷八千
矛神の御歌に、茜を染木とよみ給へるこれなり、萩蕨、薄さ
蓬、款冬、ウハハ、赤草、名にもキと云グ多きも、此故なり、さ
て由良能斗能より此まで五句は、結の佐夜佐夜を云むた
めの序なり、○佐夜佐夜は、亮々にて、此琴の音の鏗鏘なる
を云るなり、○志都歌之返歌は上に出づ、

此天皇御年捌拾參歲御陵在毛受之耳上原也。

捌拾參歲は、書紀には、八十七年春正月、戊子朔癸卯、天皇崩

とありて、御年は見え、書紀の紀年に依て云は、應神天皇、
れを、其時既に成人賜ひけむ、然らば、髮長を感給ひし事、
十歳も多くなり、給ふべきなり、帝王編年記には、百三十一
月十五日崩也、と云例の細注あり、丁卯年の書紀にてハ、此
御世の五十五年、また允恭天皇の十六年に當り、○毛受之耳
上原ハ、耳の下なる上字ハ、耳を上聲に讀べし、○今按に、
字を注せるなるべし、書紀に、六十七年冬十月、幸河内、石
津原、以定陵地、始築陵、是日有鹿、忽起野中、走之、入役民之中、
而仆死、時異其忽死、以探其瘳、即百舌鳥自耳出之、飛去、視耳
中、悉咋割剝、故號其處曰百舌鳥耳原、其是之緣也、此又依れ
石津原の内なり、和名抄に、和泉國大鳥郡石津郷、以之都と
あり、神名式に、同郡石津太神社あり、今も上石津村と云
あり、此御陵近き地なり、また今毛受莊と云ハ、九村ありて、
此御陵の東南の地なり、御陵の地ハ、毛受莊の内には非ず、
八十七年云云、冬十月癸未朔己丑、葬于百舌鳥野陵、と見え、

諸陵式に百舌鳥耳原中陵難波高津宮御宇仁德天皇在和泉國大鳥郡兆城東西八町南北八町陵戸五烟とあり中陵此南にも北にも陵ある故に云なり此御陵塚の東南方の地船松村に在て大仙

陵と云是なり或人ダイセリヨウと云は、大鷦鷯の字和泉志に在船松村東と云り○今按よ御陵墓課の御定も同じ

伊邪本和氣命坐伊波禮之若櫻宮治天下也此天皇娶葛城之曾都毘古之子葦田宿禰之女王名黑比賣命生御子市邊之忍齒

王次御馬王次妹青海郎女亦名飯豐郎女三柱

此天皇後の漢様の御謚履中天皇と申す○伊波禮は大和國十市郡なり軍の滿聚るよりの地名なり禮ハ村の悉なり書紀に村と

アレと訓りさて此地名古書に皆石村と書り神名帳よ大和國十布郡石寸山口神社あり寸は村字の偏を省きて書るなり○若櫻宮は此宮の御趾は大和

志に池内村なりと云りいかゞあらむ神名帳に大和國城上郡若櫻神社あり今は十市郡ふ屬り此社ハ今十市郡櫻

ある白山權現と云是なりと云り今思ふに櫻井と云處ももしは若櫻宮の號の遺れるには非るか○葦田宿禰は諸陵式に片岡葦田墓在大和國葛下郡とある地に

因れる名なり古今集より以來の歌に片岡の朝原とよめるも此地のことなり此人の名書紀顯宗天皇卷の細注にも見えたり○黑比賣命は書紀

に元年秋七月巳酉朔壬子立葦田宿禰之女黑媛爲皇妃とあり私記に皇妃者羽田矢代宿禰之女也と云るは誤なり○市邊之忍齒王は市邊は

山城國綴喜郡に市野邊村と云あり其處かまた靈異記に河内市邊井上寺之里と云ることもあり今河内國志紀郡國府村のあたり

に市邊墓と云り忍齒は近飛鳥宮段に此王の御事を云るに御齒者如三枝押齒坐也とあれハ其に因れる御名なり○

御馬王ハ、御名の由縁未考得ず、書紀雄略天皇卷に、此王捉
 ○青海女郎は、此御名地名なるべし、其地未考得ず、神名
 若狹國大飯郡青海神社あり、或説に今若狹國に青浦青島
 など云處あり、また大飯郡に飯豐天皇を祀ると云神社も
 あり、と云るは、○飯豐女郎は、飯豐は島名なり、和名抄に張
 此社の事なり、○華博物志云、鶴鷓鳥人截手足、爪棄地、則入其家拾取之、漢語
 抄云、以比止與とあり、書紀皇極天皇卷に、休留とありて、細
 注に休留、茅鷓也とあり、釋紀に、以比
 登與者、兼方案之、鳥異名也、と云り、天武天皇
 紀に、十年八月伊勢國貢白茅鷓と云事見也、此皇女瓊栗宮、
 段には、忍海女郎ともあり、○記中他の例を以て思ふに、此
 次に忍齒王の御子等を擧、其御母をも擧べきことなり、故
 今書紀顯宗天皇卷に依て補は、故市邊之忍齒王、娶葦田
 宿禰之子、蟻臣之女、波延比賣、生御子居夏比賣、次意富祁王、
 次袁祁王、次橘王、四柱故意富祁王、袁祁王、二柱治天下也、など

あるべきよどりなり、

本坐難波宮之時、坐大嘗而爲豐明之時、於大御酒宇良宜而大
 御寢也、爾其弟墨江中王欲取天皇、以火著大殿、於是倭漢直
 之祖阿知直盜出而乘御馬、令幸於倭、故到于多遲比野而寤、
 詔此間者何處、爾阿知直白墨江中王、火於大殿、故率逃、
 於倭爾天皇歌曰、多遲比怒邇、泥牟登斯理勢婆、多都替母、母
 知豆許麻志母能、泥牟登斯理勢波、到於波邇賦坂、望見難波宮、
 其火猶炳、爾天皇亦歌曰、波邇布邪迦、和賀多知美禮婆、迦藝
 漏肥能、毛由流伊幣牟良、都麻賀伊幣伊阿多理、故到幸大坂山
 口之時、遇一女人、其女人白之、持兵人等多塞茲山、自當岐麻道
 廻應越幸、爾天皇歌曰、淤富佐迦邇、阿布夜袁登賣、袁美知斗
 閑波、多陀邇波能良受、當岐麻知袁能流、故上幸坐石上神宮也、

本は母登と訓べし、以後を末と云に、さて此上に天皇と云
 ことあるべきなり、○大嘗は上に天皇崩坐せは、皇太子
 即天皇に坐せは、即位の禮は、大嘗と云り、新嘗聞食ことな
 り、○坐とは、大嘗にて坐意なり、齋して坐々間を齋、○爲豐
 明は、大嘗の豐明なり、○宇良宜は、中卷明宮段に云り、○欲
 取天皇、取とは殺を云、穴穗宮段に、人取天皇爲那何とあ
 り、書紀に住吉仲皇子が天皇を弑まつらむと爲し由縁を
 云る、此記の傳と異なるに似たり、○阿知直、此氏の直
 の尸になれる、雄畧天皇の御世なるに、此人を直と云る
 は不審し、書紀には、阿知若は後より云るにや、續紀姓氏錄
 王とあるも、此人の事なり、神名式、○盜出とは、竊に出し奉
 るを云、凡て奴須牟とは、人の許さぬ事を知らるまづく物

するを云なり、○多遲比野は、和名抄に河内國丹比、
 丹郡是なり、古に丹比と云しは、廣き名なり、けむ、今丹南郡
 北郡、是なり、野田、東野、野々上、野村、向野、野中、なと云村、名
 のあるは、多遲比野、○率迷於倭は、問せる御言、及御歌に依
 るに、此處は多遲比野なりと答せる言もあり、つらむをは、
 上文にゆつりて省ける文なり、○多遲比怒邇は、於丹比野
 なり、○涅牟登斯理勢婆は、將寢と知せはなり、
 有ヲバを有リセヤ成ヲバを成リセヤ、また盡メを
 盡セメ、絶メを絶セメ、なと云類にて、一の言格なり、○多都
 碁母々は、防壁もなり、下の母、和名抄に、縛壁、以席縛着於壁
 也、漢語鈔云、防壁、多都古毛とあり、大神宮儀式帳に、蒲立薦
 三張と見え、外宮儀式帳にも如此見、主計式に、防壁一枚長
 丈廣とあり、○母知豆許麻志母能は、持而來ましものをな
 り、母能衰と云べきを、母能とはかり云る例は、此記書紀万

葉等の歌に多かり、○波邇賦坂ハニハ河内國丹南郡なり、諸陵式に、埴生坂ウツナ本陵仁賢天皇在河内國丹比郡と見ゆ河内志郡羽曳山ハニ在郡東南山勢起伏逶迤連亘石川古市錦部三郡本郡平尾岳丹比丘埴生坂皆此山脉有古歌と云て書紀の此段と引たり古歌とは即ち此御歌のことなり此道今も此山の内を越るなり是埴生坂なるべし此坂を越れば東郡なり○望見ノゾミは熱田宮寛平縁起倭建命の御歌に奈留美良乎美也禮波止保志とあり○天皇亦歌曰は此は天皇と云こと無てあるべし○和賀多知美禮婆は吾立見者なり○波邇布邪迦ハニは埴生坂なり○迦藝漏肥能カキは炫火之なり○毛由流伊幣牟良モユは燃る家群なり難波の京の家々を云り○都麻賀伊幣能阿多理ツマは妻之家の當なり此句九言なれ伊と阿とあ○大坂オホサカは上に山出口は河内の方より上る口なり是を書紀に飛鳥山の山口とあるハ大坂と云ハ此山越の大名にて飛鳥山と云は其大坂と河内

の方より上る ○遇一女人ハ袁美那阿閑理と訓べし一、字處の名なり ○今按に言別に此女は崇神天皇紀に大彥命に告たる山代の幣羅坂の少女の類の神女にて天皇の危難を告げに某神の顯れ坐つるなる ○當岐麻道トウキは和名抄に大和國葛下郡當麻多以末と見え正しくはマギマなるを、イるな神名帳に同郡當麻都比古神社當麻山口神社などあり當麻寺、當麻村、世人のりよく知れる處なり さて此道ハ河内の石川郡より大和の葛下郡へ越る山路にして今世に竹内越と云道なり ○淤富佐迦邇ウチハ於大坂なり ○阿布夜袁登賣袁ハ遇や處女をなり夜ハ助辭 處女爾と云べきを袁と云こと古此例多し ○美知斗閑婆ミチハ道問者なり此ハ書紀に、此山有、人乎、對曰の狀を問賜ふ ○多陀邇波能良受タダハ直には不告にて直に行べき大坂の道をは告すてなり ○當藝麻道袁能流トウキハ

當麻道を告るなり、○石上神宮は上に出たり、

於是其伊呂弟水齒別命參赴令謁爾天皇令詔吾疑汝命若與墨江中王同心乎故不相言答曰白僕者無穢邪心亦不同墨江中王亦令詔然者今還下而殺墨江中王而上來彼時吾必相言故即還下難波欺所近習墨江中王之隼人各曾婆加理云若汝從吾言者吾為天皇汝作大臣治天下那何曾婆加理答曰白隨命爾多祿給其隼人曰然者殺汝王也於是曾婆訶理竊伺已王入廁以矛刺而殺也故率曾婆訶理上幸於倭之時到坂山口以為曾婆訶理為吾雖有大功既殺已君是不義然不賽其功可謂無信既行其信還惶其情故雖報其功滅其正身是以詔曾婆訶理今日留此間而先給大臣位明日上幸留其山口即造假宮忽為豐樂乃於其隼人賜大臣位百官令

拜隼人喜以為遂志爾詔其隼人今日與大臣飲同蓋酒共飲之時隱面大鏡盛其進酒於是王子先飲隼人後飲故其隼人飲時大鏡覆面爾取出置席下之劍斬其隼人之頸乃明日上幸故號其地謂近飛鳥也上到于倭詔之今日留此間為祓禊而明日參出將拜神宮故號其地謂遠飛鳥也故參出石上神宮令奏天皇政既平訖參上侍之爾召入而相語也

伊呂弟は中卷伊邪河宮段に同母弟とある是なり○參赴は麻草伎坐豆と訓べし石上神宮み坐々す天皇の御許み参り賜ふなり○令謁は麻袁佐志米賜布と訓べし先人を入て参赴坐る由を申さしめ給ふなり○令詔は人を出て宜しめ賜ふなり○同心乎は心を合せて黨與するを古言み同心と云るなるべしさて同を淤夜自と云も古言み

て天智天皇紀童謠に於野兒弘兒農俱と見え萬葉ふも多
 かり○疑は師の淤母本須と訓れたる宜し○不相言は穴
 穗宮段に我所相言之嬢子者云云と見ゆ萬葉の歌また續紀の詔詞にも見
 も此相言を中昔ふは阿比碁登須とも云り即語合ふ○不
 同は淤夜自許々呂爾毛阿良受と訓べし○隼人は上に
 出此は勇猛者なる故に皇子等にも各附て仕奉るがあり
 なるべし○曾婆加理は名意未考得ず書紀には刺領巾と
 あり○從は伎加婆と訓べし○天皇は此は須賣良と訓べ
 し○多祿給は師の母能佐波爾多麻比豆と訓れたるに從
 ふべし○汝王は伊麻志能伎美と訓べし墨江中王を詔ふ
 なり○大功は意富伎伊佐袁と訓べし中王を殺せし事な
 り○不義は伎多那伎志和邪那理と訓べし○可謂無信は

伊都波理勢志爾那理奴倍志と訓べし○行其信は知伎理
 斯基登淤許那波婆と訓べし○惶其情は曾能許々呂古曾
 迦斯古祁禮と訓べし曾婆訶理が心に我を大臣に爲賜へ
 るは蒙徳きものから我は己君を弑奉て不義者なるに如
 此賞賜ふことへ實には然るべからざる御所爲なりとや
 思ひなむと恐み賜ふなり○大臣位は大臣は位には非る
 を位と云は古言なり古は位は即ち官に在て別にはあら
 にて其にも自かす况や大臣は古は官には非ず獲稱
 ら其位在しなり書紀皇極天皇卷に擬大臣位また天智天
 皇卷に授大織冠與大臣位など見えたり續紀三代實錄等
 將之位など云にも大臣之位大
 こと見ゆたり○百官は水齒別命いまだ天皇に坐ざるに
 如此云は欺き賜へる御所爲なり○令拜は古の定れる式
 なるべし後み江家次第に新任大臣先到本家公卿以下列

於中門外、主人當南階、東柱立、尊者入、自中門外立、再拜畢、云云などある、此ふ當るべきか、○隱面大鏡とは、盛たる酒を飲時に、面の隠るはかり大なる鏡なり、神宮儀式帳に水眞利三百口など見え、字鏡に鏡加奈万利とあり、和名抄金器類に、金鏡、日本靈異記云、其器皆鏡、俗云賀奈萬利、今按鏡字所出未詳、古語謂椀爲磨利、宜用金椀、二字と見えたり、○置席下は、準人を斬むために、豫て隠して設置給へるなり、和名抄に、延和名無之呂、席上同とあり、○明日は、此は久流比と訓べし、○其地とは、大坂、山口を指なり、○近飛鳥は、和名抄に河内國安宿郡安須加部と見え、神名帳同郡に飛鳥戸神社あり、今は古市郡に飛鳥村あり、○被禊は波良比と訓べし、此は人を斬賜ひて、穢れ賜へれはなり、○遠飛鳥は、大和

國高市郡にて、神名帳に飛鳥坐神社のある地なり、允恭天皇の遠飛鳥宮も此にて、かくれなき地なり、さて名意は、二共に此に見えたる如く、明日と詔へるに依れり、加は在處住處など、の加と同くて、處の意なるべし、此名は二處共に、になりて、故に名け賜近遠とは丹比之柴垣宮より近き遠へるなるべし、然れを、近遠とは丹比之柴垣宮より近き遠きを以て云るなり、さて此地名を、飛鳥と書く由は、書紀天武天皇卷に、十五年改元曰朱鳥元年、仍名宮曰飛鳥淨御原宮、天武天皇の皇居も、とありて、其大宮の號の飛鳥を、其地名にも冠らせて、飛鳥の明日香といひ、終に其枕詞の字を、即て地名にも用ひて書たるなり、加須賀を春日と書く例に同一、古歌に、春日の加須賀と云るは、春日の霞むと云意の加須賀に用かくて河内の明日香も、倭に倣ひて同く飛

鳥とは昔くなり、○平訖は許登牟氣袁閑豆と訓べ、さて
政とは天皇の天命を奉りて、墨
江、中王を殺すを政とは云なり、

天皇於是以阿知直始任藏官亦給糧地亦此御世於若櫻部
臣等賜若櫻部名又比賣陀君等賜姓謂比賣陀之君也亦定伊
波禮部也。

任藏官は古語拾遺に神武天皇段に當此之時帝與神其際亦未分別宮內立藏號齋藏令齋部氏永任其職至於後磐余稚櫻朝三韓貢獻奕世無絶齋藏之傍更建內藏分收官物仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納始更定藏部此御世に王仁が子孫を云なる至於長谷朝倉朝秦氏云云自此而後諸國貢調年々盈溢更立大藏令蘇我麻智宿禰檢校三藏齋藏內藏大藏秦氏出納其物東西文氏勸錄其簿是以漢氏賜姓爲內藏大藏令秦漢二氏

爲內藏大藏主鑰藏部之緣也とあり東西文氏は東は倭文直にて阿知直の末西

日河内文首にて王仁の末なり漢氏は阿知直の末の氏姓漢文直も漢直の一流なり氏錄に諸書藏人阿知王之後也阿知直は即ちまた右京諸內藏宿禰都賀直四世孫東人直之後也都賀直は阿知直の子なりと見ゆ大藏氏は姓氏錄には見えざれども續紀續後紀に見えて同く阿知直の後なりこれば阿知直より初めて子孫に至るまで藏官に任せしなり

職員令に大藏省卿一人掌出納諸國調及云云權衡度量賣買估價諸方貢獻雜物事大輔一人少輔一人大丞一人少丞二人大錄一人少錄二人史生六人大主鑰二人少主鑰二人藏部六十人價長四人云云內藏寮頭一人掌金銀珠玉云云諸蕃貢獻奇偉之物年料供進御服及別勅用物事助一人允一人大屬一人少屬一人大主鑰二人少主鑰二人藏部四十

人云云とあり、和名抄に、大藏省於久良乃都加佐内藏寮、
 たミクヲとのみ宇知乃大久良乃豆加佐とあり、内藏と後世に、
 云ならへるなり、さて後世に、人云もの、日本紀略に、
 弘仁元年三月、正四位下左中將巨勢朝臣野足、從四位下中
 務大輔藤原朝臣冬嗣、並爲藏人頭、大舍人、大允、清原眞人、夏
 野右近將監朝野宿禰鹿取、並爲藏人、とある是始あり、職原
 抄に、藏人所、嵯峨天皇、御宇、弘仁年中、初置之、摸異朝侍中内
 侍等、職歟、云云とあり、此ハ天皇の大御前に近習る、職にし
 て倉庫の事には預らざるに、藏人としも云は古の藏部よ
 り出たる名あるべし、其は古内藏の出納を仕奉る人
 は、自から大御前に近く親しく仕奉し、其名に上れる
 ものあり、○粮地は、師の多杼許呂と訓れたるに依べし、
 地また田莊あり、○於若櫻部臣等云云ハ、書紀
 云々、また田莊あり、○於若櫻部臣等云云ハ、書紀
 に、三年冬十一月、天皇泛兩枝船、干磐余市磯池、與皇妃各分
 乘、而遊宴膳、臣余磯献酒、時、櫻花落子御蓋、天皇異之、則召物
 部、長眞贍連、詔之曰、是花也、非時而來、其何處之花矣、汝自可
 求、於是長眞贍連、獨尋花、獲于掖上室山、而献之、天皇歡其希

有、即爲官名、故謂磐余、稚櫻、宮、其此之縁也、是日改長眞贍連
 之本、姓曰稚櫻部造、又號膳臣、余磯、曰稚櫻部臣、とあり、
 大かた同、大宮の號れ、若櫻の由縁も此に見えたり、
 語拾遺に、神功皇后の御世を、磐余、稚櫻朝といひ、此御世を
 後、磐余、稚櫻朝と云るは誤なり、さて若とは、櫻花のうるは
 しきを、贊て、さて書紀に、始て余磯に賜へる處に、姓と云ず
 して號と云、此記にも名を賜ふとあるは、初賜へる時は姓
 には非で號なりけむを、子孫相嗣て、遂に姓とは成れるな
 るべし、此に於若櫻部臣等と云るは、是より前にも既に若
 るに、後の名を以て、○比賣陀、君等云云、賜姓謂云云は、此氏
 云は常の例なり、○比賣陀、君等云云、賜姓謂云云は、此氏
 は日代、宮、段に、祖は見えなれとも、此記の外には書紀にも
 姓氏録にも見えたることなし、然るに此處に如此舉たる
 は、比賣陀と云由縁のありけむを、傳はらぬなるべし、○伊

波禮部は、大宮地の石村に依れる部なるべし、

天皇之御年陸拾肆歳御陵在毛受也。

陸拾肆歳は、書紀には時年七十とあり、仁徳天皇の三十一年に立爲皇太子、時年十五とあるに依らむ、七十五歳なり、舊印本、真福寺本、又一本などには、此間に例の如く、壬申年正月三日崩と云八字あり、或は細注、或は壬申年は、書紀にては仁徳天皇の六十年、また允恭天皇の二十一年に當り、また月も日も合ざるは、各一の傳なるべし、○毛受は書紀に、葬百舌鳥耳原、陵と見え、諸陵式に百舌鳥耳原、南、陵、磐余、稚櫻、宮、御宇、履仲天皇、在和泉國大鳥郡、兆城東西五町、南北五町、陵、戸五畑とあり、和泉志に、在大山、畔有墓、有龜塚、乳岡冢、飲酒冢等、名と云り、大山、陵は、仁徳天皇の御陵にて、此御陵は、其南に在て、上石津村の北、方なり、○今按に、御陵、墓、標のみ、さた、め、大鳥郡上石村津なり。

水齒別命坐多治比之柴垣宮治天下也。此天皇御身之長九尺

二寸羊御齒長一寸廣二分上下等齊。既如貫珠。

此天皇、後の漢様の御謚、反正天皇と申す、○柴垣宮ハ、帝王編年記に、丹比郡今宮坂上路北空地是也と云り、河内志に、柴垣宮、在松原、莊植田村、廣庭、神祠、東北とあり、據あるに、やなほよく尋ねべし、さて柴の垣は、假なる構なるを、如此大宮の名にしも、故に負られたるは如何、○九尺二寸半は、尺を佐加と云は、此字、音を取れるものか、はた本よりの古言か、いかにもまれ、寸を伎と云は、刻の意なり、キと云、キダ、ま、古き言なり、さて二寸半は、二寸五分を云なれば、此半は伊都伎陀なる、と訓べし、ナカラと訓、○御齒は、和名抄に、説文云、齒口中折骨者也、和名波とあり、○長一寸廣二分は、凡て立る物には、物にはナカキと云、字は同、ま、けれ、皇國、言、分を伎陀と訓、は差別あり、後世に凡てマケと云、ハ、遊へり、

ゆゑは、和名抄に豊後國大分於保郡とある、キとイと云は
是伎多伊多に分字を用ひたり、○等齊イ多は、俗に云揃ふなり、○既
は、上にも云る如く、盡コトクと云意にて、全マクと云に通へり、此は全
近く、○如貫珠コトクとは、白く美麗くまで、玉の如くなるを云な
るべし、貫スとは、並びたるさまに因て云ならむ、さて水齒別
と申す御名は、如此御齒の美麗く坐るに因てなり、

天皇娶丸邇之許基登臣之女、都怒郎女、生御子甲斐郎女、次都
夫良郎女、二又娶同臣之女弟比賣、生御子財王、次多訶辨郎女、
并四王也。

許基登臣の名義未考得ず、姓氏錄布留宿に、天足彦國押人、
命、七世孫、米餅搗大使主命之後也、男木事命とあるは、此人
なるべし、○都怒郎、今、甲斐郎女、都夫良郎女、繼躰天皇の御
子に同名あり、

此等の御名、義未考得ず、○財王は、書紀に皇女とあり、○多
訶辨郎女乃御名は、地名か、また鳥名か、書紀には此御子を
皇子とあり、

夫皇之御年、陸拾歳、御陵在毛受野也。

陸拾歳は、書紀には御年は記されず、舊印本、眞福寺本、又一
本などには、此間に丁丑年七月崩と云六字あり、丁丑年は
書紀にては、仁徳天皇、六十五年、また允恭天皇、廿六年に當
り、○毛受野は、書紀に葬瑞齒別、天皇子耳原、陵と見え、諸
陵式に、百舌鳥、耳原、北、陵、丹比、柴籬宮、御宇、反正天皇、在、和泉、
國大鳥郡、兆域東西三町、南北二町、陵、戸五烟とあり、和泉志
に、在大
山陵、北、屬、中筋村、今稱、稻井原、陵、畔、有、墓、曰、鈴冢、と云り、此
御陵を、里人は、田出井山と云り、○今按に、御陵墓課の御定
筋村なり、

男淺津間若子宿禰命坐遠飛鳥宮治天下也。此天皇娶意富本
杼王之妹忍坂之大中津比賣命生御子木梨之輕王。次長田大
郎女。次境之黑日子王。次穴穗命。次輕大郎女。亦名衣通郎女。
所三以負衣通王者其大八爪之白日子王次大長谷命次橘大郎
身之光自衣通出也
女。次酒見郎女。凡天皇之御子等九柱。男王五。此九柱之中穴
穗命者治天下也。次王長谷命治天下也。

此天皇後の漢様の御名允恭天皇と申す。○遠飛鳥の事は、
若櫻宮段に云り。○意富本杼王忍坂之中津比賣命は、共に
中卷明宮段末に出。○木梨之輕王は、木梨も地名、はた梨
に、其を負給へる御名か輕ハ大和國高市郡の地名にて、上に出。○長田
大郎女の長田は地名なるべし。此は履中天皇の御子なる
が紛誤たる傳なり。其由は穴穗宮。○境之黑日子王の境は

地名なるべし。黒とはいかなる所由を以て負給へるにか
詳ならず。○穴穗命の御名地名なり。此地の事此命。○輕大
郎女の輕の地名なる事上に同じ。○衣通郎女は書紀には、
皇后大中津比賣命の御妹弟姫の亦名とせるは傳の異なるにて、
此は何れ正しからむ甚紛らはし。○八爪之白日子王の八
爪は大和國高市郡の地名にて、中卷伊邪河宮段に云り、白
とはいかなる所由の御名にか。○大長谷命は長谷に居住
坐一故なるべし。大宮も其處なり。○橘大郎女の橘ハ地名にて大
和國高市郡なり。今も橘村とてあり。○酒見郎女これも地
名か。○九柱は書紀も同じ。

天皇初爲將所知天津日繼之時。天皇辭而詔之我者有一長病
不得所知日繼。然大后始而諸卿等因堅奏而乃治天下。此時新

良國主貢進御調八十一艘爾御調之大使名云金波鎮漢紀武
此人深知藥方故治差帝皇之御病。

天皇辭は此天皇字讀べからず煩らはし○一長病は字知
波閉多流夜麻比と訓べし長く久しく引延て何時となく
恒なる意なり○大后は忍坂之大中津比賣命なり是時は未大后
とは申さねども後より記せる詞なり○諸卿等は麻閉都岐美多知と訓べし
書紀景行天皇卷の歌に魔幣菟者彌其端詞に百寮云云と
とあり前つ公の意にて天皇の御前に候ふ公等と云こと
なり書紀に侍臣群卿大夫など皆マナギミともマナギム
はマヘツキミを音便に訛れるなりまたマウチギミなど云
チと云もキミマチの音便にくづれたるなり○奏は天
津日嗣所知看べき由を請申し給ふなり○乃是曾と訓べ
し凡てかゝる處に曾と云辭は甚重くして乃字に當れり

○此時は初て御位に即給へる時を指て云かまたたゞ廣
く此御世を云るにも有べし○新良は新羅にて中卷に出
○八十一艘は書紀には神功皇后卷仁徳天皇卷此卷にも八十艘とあり○
金波鎮漢紀武は金は姓なり新羅王乃姓金なれば其族な
るべし唐書の新羅傳に王姓金と云り朝鮮の東國通鑑と
波鎮は彼國の爵なり書紀神功皇后卷に新羅王波沙寐錦
即以徵此已知波珍干岐爲質と見ゆ波珍と波鎮と同義釋に波珍干
岐私記日師說新羅爵級也當此國正三位とあり此の波珍
于岐の註は東國通鑑に新羅設官有十七等一日伊伐冷二
日伊尺冷三日匣冷四日波珍冷五日大阿冷皆授眞骨々々
王族也云とあり北史新羅傳にも其官有十七等一日伊
干次大阿尺干云とあり北史に干と云るを東國通鑑に
はみな狼と云るは音にて異なるなるべし天武天皇紀に

も養とあり、さて北史に破彌干と漢紀は彼國の王族の號
ある彌字は、診を誤れるものなり、漢紀は彼國の王族の號
なり、書紀私記曰、師說云云、干岐號也とあり、武は名なり、さ
て金は姓なるを、爵の上に置るは、彼國の古の云さまなる
べし、皇國にても、源三位、藤大納言なども云ことあり、知藥方は、久須理能美知と訓
べし、方はワザと訓べし、さて知藥方とは、藥を用ひて病を治むる
術を知れるを云なり、漢國の醫書にも、藥品を合せ
皇は須賣良賀と訓べし、天皇の御事を古は如此も書奉り
こと思ふは後世の心なり、○治差は、袁佐米奉伎と訓べし、若字は、義を
り、何事にても善くなすを治むと云り、

於是天皇愁天下氏氏名人等之氏姓忤過而於味白禱之
言八十禍津日前居致訶瓮而致賜天下之八十友緒氏
姓也又爲木梨之輕太子御名代定輕部爲太后御名代定刑

部爲太后之弟田井中比賣御名代定河部也。

名々は、まづ名は名と云言の本の意は爲なり、爲とは爲り
たる形狀と云事、また物の形をナリと云も、もと其人のあ
同意にて、名と云も、もと其物の有狀なり、
る狀、行狀、容貌、由縁、を稱へ負けたる物にて、古は氏々の職
業各定まりて、世々相繼て仕奉りつれは、其職即ち其家の
名なる故に、即ち其職業を指ても名と云り、其家に、世々に
傳はる故に、其名即ちまた姓の如し、されは名々と云は、職
職と云むが如くにて、氏々と云にひとまきなり、書紀孝德
天皇卷に、詔曰云云、始王の名々、臣連伴造國造分其品部、別
彼名々、云云、また詔曰云云、天皇名々、或別爲臣連之氏、或別
爲造等之色、云云、各守名々、なと見え、万葉十八に、祖名不絶
云云、また於能我名々、負大王乃麻氣能云云、また續紀廿五

の詔に、仕奉之位名乎繼止念互云云、位名は、位と
職となり、なごある、
此等を以て、氏々の職をも、姓をも、名と云ることを知べし、
○氏姓は、宇遲加婆禰と訓なり、宇遲とは、常に人の心得た
るが如く、源平藤原なごの類なり、加婆禰と云は、宇遲を尊
みたる號にちて、即ち宇遲をも云り、また朝臣宿禰など、宇
遅の下に著て呼ふ物をも云り、されは宇遲と云は、源平藤
原の類に局り、朝臣宿禰の類を、加婆禰と云は、通はして廣
く云號なり、ウササトカハチトのさて宇遲加婆禰と連ねて
云には、宇遲源平藤原の類と、加婆禰朝臣宿禰の類とを、分並て云るもあ
り、またたゞ何となく重ねて云るもあり、此の氏姓は何れ
に見ても違はず、さてウササに、氏、字を書くはよく當れり、カ
然ると世、人、ウササカハチの義を、ひたすら此、氏姓、字に因て
分別ひとする故に、いとまき、らはしきなり、故後世の書と

もには、朝臣宿禰の類には、尸と書て分つなり、此はたゞ借
字なれば、姓、字を書むより、は、紛れなく、勝れり、然れども
正しき漢文には、尸、字など書べくもあらず、されは、姑く姓と
書むも難なし、讀人の心にわきまへて、字に惑ふまぢき也、
○忤過は、凡て氏姓は、朝廷より賜ふ物にして、其本を推究
の人等の氏姓を、悉に朝廷より賜ふべきは、非ず、其初ハ
自からに定まりたるが多かるべき也、既又定りたる上
よて、私には、漫よせず、少も私にすること能はず、古ハ是
昔朝廷より治賜へる、少も私にすること能はず
世の史より見おたる如し、然はあれども、猶自から紛ひても
忤ひ、また偽る者も有しなり、○味白橋は、中卷玉垣宮、段に
見ゆ、味ハ甘、字を言、○言八十禍津日前は、尋常の地名とは
聞えず、故思ふに、此は此度の探湯の事に依て、殊に負給へ
る名なるべし、されは即ち味白橋、前の事なり、氏姓の忤過
は世の禍事なるを、糺し賜ふ地なる由にて、如是は負せ賜
へるにや、神名式、甘櫛坐神社四座とあるも、若くハ此、椽
湯立に依て、齋祭賜ふ神は非るか、若然もあら

漆拾捌歳、書紀にハ四十二年春正月、乙亥朔戊子、天皇崩、
 時年若干とあり、一本に年八十一とも、六十八ともあり、一
 要記、編年記など、舊印本、眞福寺本、又一本なをにハ、此間に
 には、八十とあり、甲午年正月十五日崩と云九字あり、甲午年ハ書紀にては
 安康天皇の元年なり、正月は書紀と合へり、十五日は一日
 違へり、戊子八十、四日なり、○惠賀長枝は書紀にハ冬十月庚午朔巳
 卯、葬天皇於河内、長野、原、陵と見え、一代要記云、葬河内、國志
 諸陵式に、惠我、長野、北陵、遠、飛鳥、宮、御宇、允恭天皇、在河内、國
 志紀、郡、兆、城、東西三町、南北二町、陵、戸一烟、守、戸四烟とあり、
 河内志に、在志紀郡、澤田村、陵、呼、冢十三、其七、在澤田村、三、在
 道明寺村、餘、在古室村、管内と云り、廟、陵、記に、在國府、市、野山
 と云るは、國府、澤田、並、び、た、れ、一、なるべし、○今
 按に、御陵、墓、課の御定ハ、志紀、郡、國府村と云り
 天皇崩之後、定木梨之輕太子、所知日繼未即位之間、軒其

伊呂妹輕大郎女而、歌曰、阿志比紀能、夜麻陀袁豆久理、夜麻
 陀加美斯多備袁和志勢、志多杼比爾、和賀登布伊毛袁斯多那
 岐爾、和賀那久都麻袁許存許曾婆、夜須久波陀布禮、此者志良
 宜歌也、又歌曰、佐佐婆爾、宇都夜阿良禮能、多志陀志爾、韋泥豆
 牟能知波、比登波加由登母、宇流波斯登、佐泥斯佐泥豆婆、加理
 許母能美陀禮婆美陀禮、佐泥斯佐泥豆婆、此者夷振之上歌也、
 天皇崩之後とは、此言は下なる百官云云に係れり、定木梨
 へ、接けてハ見べからず、輕太子云云ハ、○軒は多波那と訓
 天皇未崩、坐ざりし前の事あれバなり、○軒は多波那と訓
 べし、さて此軒も御歌も、天皇世に坐々しほどの事なり、崩
 て後の事、其由は下に云べし、○阿志比紀能ハ山の枕詞に
 おは非ず、足引城之なり、足ハ山の脚にて、引ハ長く引延たるを云
 城とハ、凡て一構なる地を云、されハ此枕詞ハ、足を引たる

城の山と云つゝきなり、

今按に冠辭考の後考に萬葉十四に於布之毛等許乃母
登夜麻乃云云此の生る繁本の此本山のと云なり本と
の木立を云り孝德紀に摸騰渠登爾播那波左該騰摸と
あり然れば此生繁本の山てふ言を以て阿志備木の山
と云て冠辭とせし也けり云云於と阿との通へりと云
れたる方や勝りなむ橘守部が神樂入綾に今一際の
考を加へ繼苗生山代山とあるに依て令生繁木れ山と
於波の阿と約り二の斯を一畧の常にて美の備に通
へりと云り、

○夜麻陀袁豆久理の、豆の必ず清音なるべき處なれば後
清音なり山田を佃りなり○夜麻陀加美の山の高きが故にと

云意なり○斯多備袁和志勢の下樋を令走なり下樋の地
中と通せる樋なりさて是までの四句の次れ句を云むと
ての序なり○志多杼比爾は下聘になりかの下樋の水の
地中を行如く下に忍びて妻聘するなり○和賀登布伊毛
袁は吾聘妹をなり袁は余と云むが如し次なるも同一○
斯多那岐爾は下泣になり忍びて泣を云○和賀那久都麻
袁は吾泣妻をなり○許存許曾婆は婆字の波を存字は布
を寫誤れるにて今日こそはなり今日をコフと云例邪布
は此日と云意なれば許布とも云べきなり○夜須久波陀
布禮は休く肌觸なり○志良宜歌は後舉歌を切めたるな
り搔上を加々宜指上を佐々宜持上を母多宜など云に同
し○佐々婆爾は小竹葉になり○宇都夜阿良禮能は打や

霞のなり、○多志陀志爾の慥々になり、○韋泥豆牟能知波
の韋寢てむ後者なり、○比登波加由登母の、人に雖被議な
り、人との百官人なを云、此まで一首なるべし、○宇流波
斯登の契冲云與愛にて愛き妹と、云意なり、○佐泥斯佐
泥豆婆の眞寢一眞泥而者なり、契冲云、斯の助語なぐら、マ
ニの意なり、万葉の歌に、此
類多しと、凡て佐寢との男女率て熟く寢ることなり、○加
理許母能の契冲云、刈蔣のなり、亂ると云枕詞なり、○美陀
禮婆美陀禮の亂者亂なり、契冲云、よの字を加へ心の亂る
、と云、○佐泥斯佐泥豆婆の例の上なる言を返して云る
なり、○夷振之上歌との夷振へ上卷に見ゆ、上歌の神樂探
物歌に諸舉と云あり、上に後舉歌と云あり、下に片下と云
あり、皆其歌ひさま、音振に依て負たる名なり、

是以百官及天下人等、背輕太子而歸穴穗御子、爾輕太子畏而
逃入大前小前宿禰大臣之家、而備作兵器、爾時所作、矢者、銅
其箭之內、故號其矢
御子與軍圍大前小前宿禰之家、爾到其門時、零大冰雨、故歌
曰、意富麻幣、袁麻幣須久泥賀、加那斗加宜、加久余理許泥、阿米
多知夜米牟、爾其大前小前宿禰、舉手打膝、憐訶那、自訶下三
字、以責
歌參來、其歌曰、美夜比登能、阿由比能、古須受、於知爾岐登、美夜
比登、登余牟、佐斗毘登母、由米、此歌者、宮人振也、如此歌參歸、白
之、我天皇之御子、於伊呂兄王、無及兵者、必人咲、僕捕以
貢進、爾解兵退坐、故大前小前宿禰、捕其輕太子、率參出、以貢
進、其太子、被捕歌曰、阿麻陀牟、加流乃袁登、賣伊多那加婆、比登
斯理、奴倍志、波佐能、夜麻能、波斗能、斯多那岐爾、那久、又歌曰、阿

麻陀牟加流袁登賣志多多爾母余理泥豆登富禮加流袁登賣
杼母。

是以は上比軒其伊呂妹輕大郎女とあるを承たり○及は、
此は波志米豆と訓べし○背は同母妹に軒賜へる事いみ
トく不義わさなる故なり○歸は余理奴と訓べし○大前
小前宿禰大臣は舊事紀に宇摩志麻治命の九世孫物部麥
入宿禰連公物部自古連公女全能媛爲妻生四兒物部大前
宿禰連公物部小前宿禰連公物部御辭連公物部石持連公
とあり然れは大前と小前とハ兄弟二人の名なるを此に
一人の名とせるは御歌の辭に因て誤れる傳なるべしと
て大臣ハ意富美と訓べし大臣の字ハ紛ひたるなり穴穂
宮段都夫良意富美の下に云と
考合そ ○兵器ハ都波母能と訓べし ○銅其箭之内ハ内字

ハ前を誤れるなり和名抄に箭釋名云笑其舛日箭其旁日
羽其足日鏃或謂之鏃訓夜佐岐俗云夜自利と見え字鏡に
も鏃箭鏃也佐支と見えたりさて銅とは鏃ハ凡て神代よ
り鉄以て造ることなるを今新に銅以て造れるなり○輕
箭ハ鏃を銅にせるハ此時輕太子の新製らしめ給へるこ
となる故にかく名を負たるなり○今時之矢者也とは尋
常の鉄鏃なるを云なり○穴穂箭は此は尋常れ矢ならば
かく名くることにはあるまじきに似たれども此時彼輕箭
の製あるに因て其に對へて如此ハ云るなり○門は加那
斗と訓べし金門なり金物を稠く打て堅くする故に云か
カトと云はカナトの略なり○大冰雨は比佐米と訓べし氷雨の事は中
卷倭建命段に見ゆ考合す ○意富麻幣は大前なり○袁麻

幣須久泥賀ハ小前宿禰之なり、此二句ハ二人の名なれば、
 みどなるを然ハ詠タたき故に、大前宿禰小前宿禰がど云
 二の宿禰を一よみ給へる也、○加那斗加宜ハ金門陰な
 り、○加久余理許泥ハ如此倚來ねなり、此ハ引率坐る御方
 の軍士に吾如く皆此門に進寄りて攻よと云ことを折し
 も雨ふれは、雨宿りせむと云寄せ詔へるなり、○今接言
 御歌のさよ以て思ふ、興軍團云云ハ、百官進められ
 向はせ給ふなれ、穴穂御子弟として、兄皇子を捕給はむ
 御心の坐すた、大前宿禰計ひを頼みよて、寄給ひしな
 り、さればかく軍士示し給ふ御詞を、高やかみ歌ひ揚げ
 て、其間よく取計ひ申せと、大前宿禰論し給ふ、○阿米
 皇子の深き御思慮ありと云り、然もありなむか、
 多知夜米牟ハ、雨立止むなり、○打膝ハ、阿怜く樂む時乃能
 なり、大神宮儀式帳、六月々次祭乃條に、次儻歌令仕奉、其歌
 波毛々志貫乃意保美也人乃多乃志美止宇都奈留比佐婆
 美也毛止々侶爾とあり、此上、直會の歌も、打なる膝ハ

殿遊歌も、天の河原又膝、また體源抄に、儻に膝打手と云
 の聲する、と云言見えたり、宮もどみるにどあり、また神樂籠
 言も見ゆ、○儻訶那傳ハ、舞て手を動かし、たらかすなり、
 大鏡にけしきはかりうちかなでさせ給へりとあり、又神
 樂歌、古本其駒歌の左に、此歌時、人長立座、必かなです、な
 見えたり、體源抄に乙と云こと多く見ゆ、乙、字を書るは、ウ
 とりて、假に書る、さて今大前宿禰の如此する由は、穴穂皇
 子の圍み攻賜ふに、防禦ふ意なく、また驚怖る、ことなく、
 心安く樂めることを示せるなるべし、○美夜比登能ハ、宮
 人之なり、○阿由比能古須受ハ、足結之小鈴なり、書紀雄略
 天皇卷に脚帶とありて、歌に阿遙比と詠り、皇極天皇卷に、
 阿庸比拖豆矩梨、舉始豆矩羅符母と見ゆ、万葉七に足結者
 所沾、また十一に、朝戸出、公足結乎潤露原、また十七に、和可

久佐能安由比多豆久利などあり、和名抄に、行藤、腰巾など
 見ゆ、また同紀に、脚帶も見ゆたり、か、れを、行、脚帶の、
 膝、腰巾など、は、足結の異なるものと聞ゆたり、結固むる帶と聞
 袴をかへげて、其を膝のあたりなどにて、結固むる帶と聞
 えたり、小鈴の、古の足結にも鈴を着たりなり、足玉とて
 りしなり、○今按に、言別に、古へのか、る物、○淤知爾岐登
 にも、鈴玉など着し事、劍の類なりと云り、
 は落去きとなり、見ゆ、意なり、○美夜比登々、余牟は宮
 人、響動にて騒くを云、○佐斗毘登母由米の、里人も謹なり、
 由米は禁止る言なり、万葉三に浪立莫勤、また七に、風吹莫
 勤なご多く見ゆ、謹忌などさて此二句は、宮人も里人も、と
 よむなゆめと云意を、約めて云るなり、さて一首皆譬にて、
 其意の此、度太子を滅し賜はむは、甚易き事なるに、然こと
 ごとく、御軍と起して向ひ賜ふは、譬へ足結の小鈴の落

失たる少の事に、宮人里人の騒ぐが如し、その甚有まどき
 事なり、ゆめく騒ぎ給ふ事勿れ、太子をは已易くと云るな
 り、○宮人振ると、歌の首乃詞を取て、名けたるものなり、○
 我天皇之御子へと、穴穂皇子を指て申せり、○伊呂兄王の、
 輕太子を申すなり、○無及兵は、甚訓がたきを、強て勢米多
 麻布那と訓つ、○人咲は、世人、誘笑はむなり、○僕捕以は、上
 乃無及兵を、此へ係て心得べし、輕太子を攻賜ふこと勿れ、
 其太子をは吾捕へて獻らむとなり、○退坐は、師乃佐理麻
 志伎と、訓れたる宜し、○參出の、穴穂皇子の御前になり、○
 貢進は、太子をなり、○阿麻陀牟の、天飛にて、鴈と云意につ
 きたる、輕の枕詞なり、万葉十に、天飛也、鴈之翅、なほ多か
 り、○加流乃、袁登賣は、輕之媛女にて、輕大郎女を詔ふなり、

○伊多那加婆は甚泣者なり。○比登斯理奴倍志ハ、人知ぬ
 ベーなり。○波佐能夜麻能は契冲云履中紀云鳥往來羽田
 之汝妹者羽狹丹葬立往此羽狹か云り。○今按よ、官別に
 郡とも知がたかれと今此歌と合するに、高市郡輕に近き山の名なるべしといへり。○波斗能は鳩
 之なり、和名抄に野王按鳩此鳥種類甚多鳩其惣名也和名
 夜万八止また本草云頸短灰色者也和名以倍八止とあ
 り鳩は凡て喉聲に鳴ものなる故に下泣の序に詔へるな
 り鳩の如くと。○斯多那岐爾那久は下泣に泣なり但此
 結ハ必ず那氣とあるべきことなり。ナクにては上よべし
 はさて此ハ是時此大郎女も太子に従ひて大前宿禰の家
 に共に座るによかけ賜へるなるべし。○志多々爾母ハ
 師云下々にもなりと云れたる宜し志奴比々々々にと云

むが如し。○余理泥豆登富禮は倚偃而行去れなり余理は
 物の陰などに倚隠るなり泥ハ那延の切りたる言にて
 此は身を潛めて偃一屈して行を云て人に隠ふ由なり登
 富流は書紀神代卷に行去と書れたる如く行過ることな
 り。○加流袁登賣杼母ハ輕媛女等なり等は一人にも云り
 さて此御歌ハ書紀に輕大郎女と伊豫國に流す時のと
 せる然るべしさてハト云言今少し難かなり
 故其輕太子者流於伊余湯也亦將流之時歌曰阿麻登夫登
 理母都加比曾多豆賀泥能岐許延牟登岐波和賀那斗波佐泥
 此三歌者天田振也又歌曰意富岐美袁斯麻爾波夫良婆布那
 阿麻理伊賀幣理許牟叙和賀多多彌由米許登袁許曾多多美
 登伊波米和賀都麻波由米此歌者夷振之片下也其衣通王獻
 歌其歌曰那都久佐能阿比泥能波麻能加岐賀比爾阿斯布麻

須那阿加斯豆杼宮禮

伊余湯イコユハ和名抄ワナシニ、伊豫國温泉湯郡是なり、神名帳カミナリに同郡湯神社ユあり、此地美ミき温泉ユのあるより、負ツる地名ナあり、此コ湯ユ泉ノハ書紀シキ舒明天皇スミヤマト天武天皇テンブ卷マクにも見え、釋紀シキに引ヒる伊豫國風土記イヨノフツキ、また万葉三マンヤクに、山部宿禰赤人ヤマトノシメニキヒトの歌ウタにも見えて、後世コノノチまで名高ナガシき温泉ユなり、昔ムカシの書キタビにも見ミえたり、今イマ、○流ナガレは波ナミ那知麻都理伎ナチマツリギと訓ツケべし、源氏物語ゲンジモノガタリ、須磨スモ、卷マク、菰松コノハ中納言ナカノナリ、流罪ナガレノツミを云イハる古言コトコトなり、また○阿麻登夫アマノトハ天飛アメノトなり、○登理母都加比曾トリスモツカヒソハ鳥トリも使ツふなり、鳥トリを使ツふと云イハふことハ、遠トホシき處トコロを行往イキ來キふ物モノなれはなり、○多豆賀タマケ泥能ニノハ鶴ツル之ノ音ネ之ノなり、○岐許延牟登岐キキノノ波ナミハ將所聞時者マカシキトキノヒトなり、○和賀那斗波佐泥ワカハナツナミハ吾名問ワガナノトへなり、

名を問ナヲトへどハ、吾ワガうへを問トへと云イハふことなり、○天田振アメノタノフハ、上ウヘなる二首ニウタの初ハジメの言コトを取トルて、阿麻陀牟振アマタノフと云イハふなり、○意富岐イフキ美袁ミヅハ、大君オホノミコをにて、太子御自詔タチノミコノミコトノへるなり、御自ミコトノ詔ミコトノへるなり、皇ミコトノ推古ミコトノ天皇ミコトノの大御歌オホノミカなごに見ミゆ、書紀シキよてハ、輕カサ皇ミコトノ女メノと指サシて詔ミコトノへるなり、其時ミトキは袁ミヅハ余ノの意ココロあり、○斯麻爾シマニ波夫ハフ良婆ラハハハ、嶋シマに放ハナ溢ヒ者ノなり、四國ヨロクニハ離ワカれたる國クニある故ユヘに島シマと詔ミコトノへり、波夫流ハフノナガレは放棄ハナシ遣ツる意ココロの言コトあり、契沖ケキウチダハムラヤト云イハふは、是コトなり、波ナミハ阿アまた死人シノヒメを葬ムスむと云イハふも、家イヘより出デると通スひて溢ヒるも同ナシし、とやりて、野山ノノに放ハナらかす意ココロにて、言コトの本ホは同ナシト、○布那阿フナア麻理マは、船餘フネノホリにて、還來マカむの枕詞マクシあり、歌ウタの意ココロハ、如此コトノ續ツくる由ユは、船フネに乗ノらむとする人ヒトの、乗ノる人多オホクくて、其船ソノフネに滿ミ贏カりぬれハ、得エ乗ノらで姑ナニく回カ來キる意ココロあり、○伊賀幣理許牟叙イハハヒリノノハ、回カ來キる意ココロにて、伊イハ發語ハツコトなり、さて此コトは島シマには留トらきて、道ミチ

て回來む、若くは、道よりと云意にて、還るべき時にありて、
べし、故船餘と云も、舟に乗て行べき大郎女の御心を慰め
む爲にかくは詔へるなるべし、○和賀多々彌由米は、吾疊
謹なり、吾疊とは已が常に座も、寝もする床の席を云な
り、さて師の説に、人の旅行たる家にて、其人の床の疊を、
齋慎みて大事とす、おれ其疊に若、あやまちすれば、其人旅
にて事ありとてなりと云て、此の御歌、また万葉十五に、伊
幣妣等能、伊波比麻多禰可、多太未可母、安夜麻知之家牟、云
云、此は韓國へ、御使にまかれりし人の、道とあるを引れた
り、○許登袁許曾は、言をこそなり、此歌なり、大御歌見也、○多々
美登伊波米は、疊と將言なり、○和賀都麻波由米は、吾妻者
謹なり、大郎女を指て詔へり、三句の總ての意は、言にこそ

なべて、世人の云ならひの如く、疊と云べけれ、實は疊のみ
には非ず、吾妻よ、ゆめく、あやまちあく、平安くて吾が還
るを待、賜へと詔へるなり、○夷振之片下と、夷振の既に
出づ、片下の上の尻上、上歌などの上と、相照して心得べし、
上も下も、歌ふ音振を以て云あり、片とは三句の歌を、片歌
と云如く、本にまれ末にまれ、片を下て歌ふあるべし、諸擧
と云と、相對へて心得べし、○今按に、此片下諸擧などの事
當らぬこと多し、其は音聲の博士に、諸擧○猷は、多豆麻都
理賜布と訓べき理なれども、古語に、奉ると云とき、賜
ふとは云ざる例なり、○那都久佐能は、夏草之にて、阿比泥
の枕詞あり、○阿比泥能波麻能は、地名あるべし、相殘漢歌
り、伊豫國にあるあるべし、されど今彼國人に問ふも、皆知
がたし、又此名此の外に、物に見

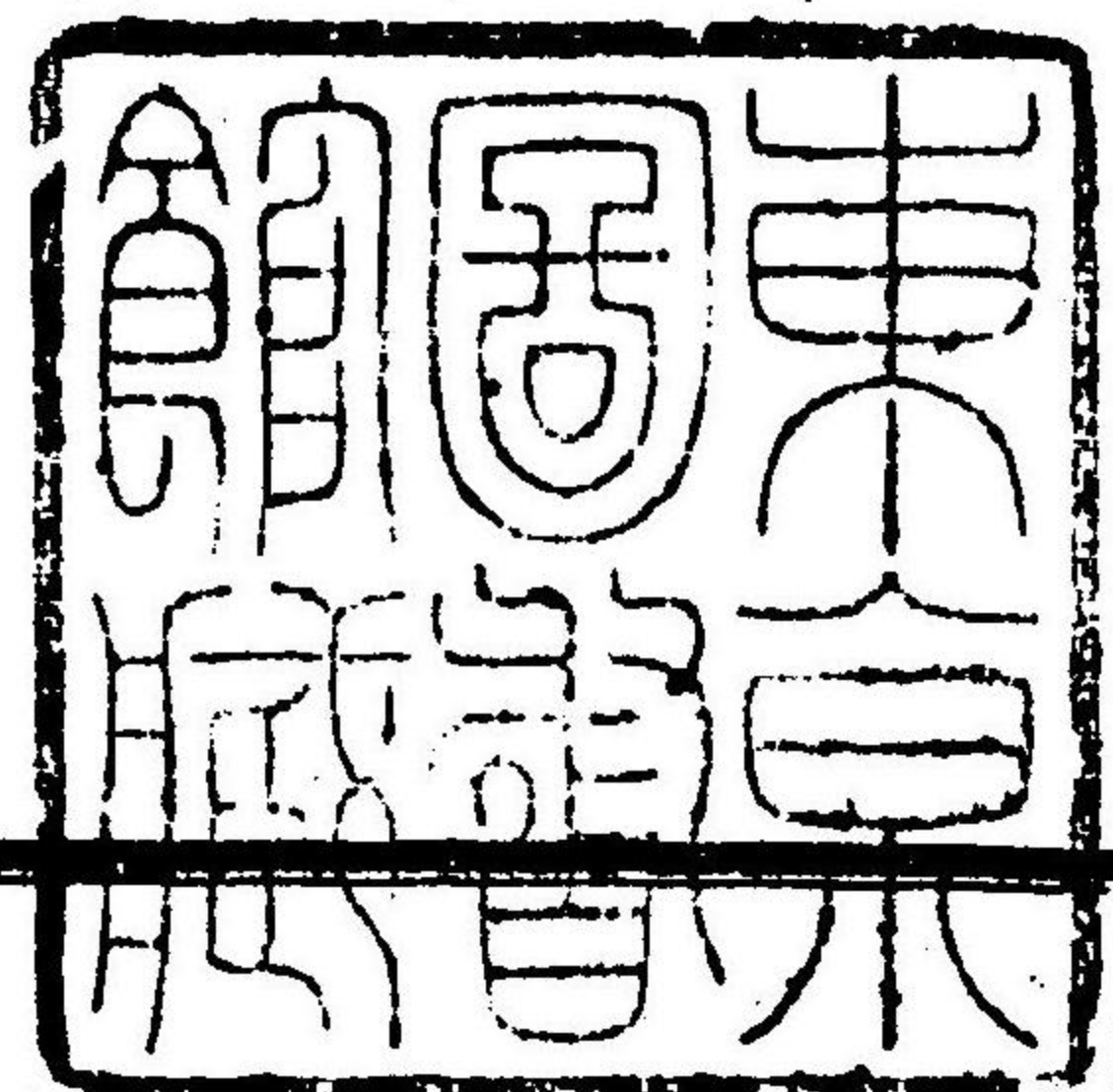
わたることなし、又名のさまも、上代の地名めかざる如くにも聞ゆ、されを此時夏にて、草葉の茂りて、麻さ合たる濱邊をよみ給へるにもやあらむ、○加岐賀比爾ハ、蠣貝にあ若然らむ、初句は枕詞には非ず、
○和名抄に四聲字苑云、蠣、相着、虫、殼、似、石、者、也、本、草、云、蠣、蛤、和名加木とあり、○阿斯布麻須那ハ、勿足踏にて、蠣殼のある上を踏て、足を傷ひ賜ふ勿と詔ふあり、○阿加斯豆杼富禮ハ、令明而行去給り、蠣殼をもよく掃ひ却て、道を明けて行去給へと云なり、
さて初の二句を、夏草の麻合たる濱邊とす、さきは、此句は其茂りたる草、隠れたる蠣貝をよく見明して、行去賜へと云意なり、さて此御歌は、殊に哀れある御歌なり、

故後亦不堪戀慕而追往時歌曰岐美賀由岐氣那賀久那理奴
夜麻多豆能牟加閑袁由加牟麻都爾波麻多士
此云山多豆者、是今造木者也
故追到之時待懷而歌曰許母理久能波都世能夜麻能袁富袁

爾波波多波理陀弓佐袁袁爾波波多波理陀弓袁富袁爾斯那
加佐陀賣流淤母比豆麻阿波禮都久由美能許夜流許夜理母
阿豆佐由美多互理多互理母能知母登理美流意母比豆麻阿
波禮又歌曰許母理久能波都勢能賀波能賀美都勢爾伊久比
袁字知斯毛都勢爾麻久比袁字知伊久比爾波加賀美袁加氣
麻久比爾波麻多麻袁加氣麻多麻那須阿賀母布伊毛加賀美
那須阿賀母布都麻阿理登伊波婆許曾爾伊幣爾母由加米久
爾袁母斯怒波米如此歌即共自死故此二歌者讀歌也

不堪戀慕ハ淤母比加泥と訓べ、○往は伊麻須と訓べ、
万葉三四五十二の歌に多く往坐とを伊麻須と云り、
是た坐を伊麻須と云と同言にして、其を往坐とにも
用ひたるなり、
また万葉十七に、往坐ことをマシと、イを略きても云り、然るに、此イマスを、イキマスを、

たイニマエの略と心得るは非なり、また古今集に、法皇西
 川におはしましける日、云云、また布引の瀬、御覽せむとて、
 七月七日の日ねりし、ましてありける時に、云云、此等の類
 も、往坐ことをおはしますと云り、おはしますは、坐ますと
 云と、同きを思ふべし、今の俗言にも、物へ往、
 むとを、其處へ御坐ると云と、同じことなり、
 ○歌曰は、輕大
 郎女なり、○岐美賀由岐は、君之行なり、君は太子を指り、行
 は體言にして、旅行の事なり、御幸の由伎と、同ト、用言に、行
 とは異なり、○多那賀久那理奴は、來經長くなりぬなり、
 たり、其來經は年月日の來經行ことにて、中、
 卷美夜受比賣の歌の、下云云るがごとし、
 ○夜麻多豆能
 は、山鉾之なるべし、迎の枕詞なり、和名抄、
 匠に釋名云、鉾
 所以平滅斧迹也、和名天乎、乃と見ゆ、
 今も手斧と、古は材を
 伐る鉾を、山多豆と云りけむ、多豆と云るは和名抄に、唐
 韻云、鐮、廣刃、斧也、漢語抄云、多都岐と見え、
 此はマカリ大
 神宮儀式帳、
 木本祭、
 用物中、
 に、鉾四柄、立削一柄、また
 忌鍛冶の遺進
 る物の中に、



大鉾二柄、立義鉾二柄、前鉾八柄、また外宮儀式帳にも、
 同木、
 小鉾一柄、大鉾一柄、立削鉾一柄などある是なり、
 立義は即
 り、さて儀式帳に、削とあるを、和名抄に岐とあるは、古は凡
 て岐と宜と通はし云ること多し、また和名抄に、マツキは
 鐮にて、鉾はマツキノとあれ、儀式帳に大鉾とあるは、
 鎌と聞えられたれを、立削は鉾なることあるし、且迎の枕詞
 には、鉾なら、さて迎とつ、く所以は、鉾の刃を吾方へ向へ
 て、用ふ物なれはなり、
 大かた又物の中に、又を此方へ向け
 て用は、此物のみなり、故迎の枕詞と
 はなれ
 るなり、

今按に、儀式帳、
 忌鍛冶の遺
 進る物の中
 に、大鉾二柄、立義鉾二柄、前鉾
 八柄とあるは、
 兩宮へ調進る物と聞えて、謂ゆる大神宮
 へ、大鉾一柄、立削鉾一柄、前鉾四柄、また外宮へも同ト數
 あるべし、
 されば、大神宮の木本祭用物の中に、鉾四柄と
 あるは、是なるべし、
 前鉾の事にて、外宮の用物中に、小鉾と
 なるは、是なるべし、
 其次に大鉾一柄とあるべきを、脱たる
 ならむ、さて外宮用物に、小鉾一柄とあるは、四柄の誤なる

るへかくて此大銚と云は、杣人が木の根切に用ふるに
て、和名抄に、鑄を多都岐とあるとの別なるべし、さて鑄
と云へ、杣人が材の角取する、鹿削に用ふる物にて、謂ゆ
る儀式帳に、立削銚とある是なり、此二品の、杣人が山に
て用ふる物にて、内匠が用ふる銚との異なるべし、さて
儀式帳に、前銚と云、小銚とある、和名抄に銚を天乎乃
と云是ある、前銚としも云は、彼、鑄と同しく、又を吾方へ
て用ひ、此銚の吾方へ、又を真向にして用ふ故に、前銚と
云、また長く大きな銚を、廣銚なと云に對へて、短く小
き銚を、小銚とも手銚とも云如く、廣刃の大銚、かくて此
に對へて、銚を小銚とも、手銚とも云なるべし、かくて此
銚も、鑄も同一く立て削る物あれば、共に立削とも云へ
ければ、内匠が用ふる銚に對へて、杣人が山にて用ふる鑄を、
別て山立削と云を、畧きて夜麻多豆との云ならむ、向と

つゞく意の、本傳の如し、

○牟加閉袁由加牟の、迎將行なり、袁の助辭なり、○麻都爾
波麻多士の待は、不待なり、と云きたる、其意あるべし、

○註に、是今造木者也、造字は建を誤れるも此あるべし、
建木の借字にて、即ち立削鑄などある名なり、○追到の、輕

大郎女なり、○待懷の、待取て太子は懷ほせるなり、記中、待
取待擊待向待攻待遮、待問待○許母理久能は、隱國之、よて、長谷の

枕詞あり、冠辭考、泊瀬の山ふところ、弘く圍みたる、○波都
世能夜麻能の、長谷比山比なり、此地の事、朝倉○意富袁

爾波は、契冲云大峽者あり、日本紀に、峽を乎とよえりと云
り、○波多波理陀豆の、幡張建か、○佐袁々爾波の、眞小峽よ

はあり、○意富袁爾斯の、於大峽よて、斯の助辭なり、○那加

佐陀賣流の未考得延佳の汝之定とされども聞えぬ
の那加佐のさもあるべけれど陀賣流と云こと此
聞え走契沖が云る説も強言ひて聞えがたし、
此句詳を
らざるが故よ上なる事も何の由とも知がたし、

今按よ延佳が汝之定と爲たるよろしむか守部が
言別よ許母理久能波都世の隱城之泊瀬よて泊瀬の上
古の葬所あて山城京の鳥部山の如くなまれば其地
の名も果瀬と云果の終る意瀬の患瀬あり倭姫命世記
よ許母理國志多備之國とあると下部國よて黄泉の事
なれば此も隱國の意と見てもあしむらば万葉十六よ
事之有者小泊瀬山乃石城爾母隱者共爾莫思吾背とよ
みたる石城の即ち墓の事あり此等を合せて右の意を
悟るべし大峽眞小峽よ幡張立の幡と喪葬の幡とぞお

漫録よも然云り万葉二天智天皇崩よ青旗乃

木旗能上乎賀欲布跡羽目爾者雖視直爾不相香裳まよ

柿本人麻呂妻蜻火之燎流荒野爾白妙之天領巾隱など

よみたる是より意富袁爾斯の於大峽と受て凡墓よ

と汝之定見たと下へ連けたるなり墓を袁と云るは

万葉十四よ夜麻杼里乃乎呂能波都乎爾可賀美可家乃

奈布倍美許曾奈爾與曾利雞米とある此歌の山鳥の尾

より受て丘等之果墓よ鏡懸祝詞と唱へむとてこそ始

と下へ連けて一首のうへも此よ似たり爾の袁よ通ひ

て爾斯を去の意かれ凡墓をくと心得べし凡墓と

は豫てより死は共あ凡墓を定見たる思ひ妻あは

れと續くありと云るは然もあをあむか

○淤母比豆麻阿波禮と念妻何怜あり、○都久由美能は、槻
 弓之なり、○許夜流許夜理母は、伏る伏りもあり、伏を許夜
 流と云へ古言なり、書紀推古天皇卷、太子の御歌は、許夜勢
 屢、諸能多比等阿波禮、また万葉九は、妹之臥勢流、また十三
 一、偃爲公者などあり、○今按、言別、次のコヤリコヤリ
 モとありけむが、リをルと寫しひびゆた、○阿豆佐由美は、
 梓弓あり、○多豆理多豆理母へ、立り立りもあり、契冲云、弓
 を久しく伏置、立置たる、相見ぬ程を譬へたるありと云
 り、○今按、言別、槻弓より以下の四句の意、手取女の
 身として、遙けき境を、臥つ起つ、勞き來坐つる由を、弓よ
 譬へて、次の採見ると云ひ序とし給ふあり、万葉一は、朝庭取
 も、立とも、臥とも、起とも、取とも、云故なり、万葉一は、朝庭取
 撫賜夕庭伊緑立之御執乃梓弓之云云、また古今集戀、手
 もふれで、月日へみけと、しらす弓、おきふしよる、いこそ
 ねふれね、あどある、此等あ合せて、○能知母登理美流は、後
 知るべしと云り、さもあらむか、

も取見るあり、○波都勢能賀波能の、長谷之川之なり、○賀
 美都勢爾の、於上瀬なり、○伊久比袁宇知は、齋杵を打あり、
 ○斯毛都勢爾は、於下瀬なり、○麻久比袁宇知は、眞杵を打
 なり、○伊久比爾波の、齋杵は、あり、○加賀美袁加氣の、鏡
 を懸なり、○麻久比爾波の、眞杵は、なり、○麻多麻袁加氣
 の、眞玉を掛あり、初より此までの、次の玉と鏡、○麻多麻那
 須の、眞玉如なり、○阿賀母布伊毛の、吾思妹なり、○加賀美
 那須の、鏡如なり、○阿賀母布都麻の、吾思妻なり、○阿理登
 伊波婆許曾爾の、在と云者ありなり、許曾の下は、爾を添て
 云るあり、高津宮段、歌は、麻許曾爾とあり、さて此二句の、
 と云意よく、云といふ、○伊幣爾母由加米と、家よ、將往な
 り、古の凡て、族あし、本郷の事を、家とも、國、○久爾袁母
 と、も云と、其を故郷と云へ、後世のことあり、

斯怒波米は國をも將偲かす、一首の意ハ、鏡の如く、玉の如
 こそ、國をも偲び、家おも還るべけれ、今ハ如此妹ガ倭マ在らハ
 來坐つれば、國も戀しうらき、家おも還るへきおもあらず
 となり、凡て此段の御歌ども、皆 ○自死ハ美豆加良志勢賜
 比伎と訓べし、志勢ハ殺すおとなり、命の極マ至らきて、故
 一死るハ、自殺すなり、○讀歌とハ樂府マて、他の歌曲の如
 く、聲を詠めあやなしてハ歌をきして、直誦マ讀上る如唱
 へたる故の名なるべし、

古事記傳卷十一之卷終

吉書記傳略

東 京 圖 書 館				
一 冊	三 號	一 架	五 函	類 屬

日 書 門

卷 十 三

古事記傳畧十二之卷

皇典講究所教師

同檢閱

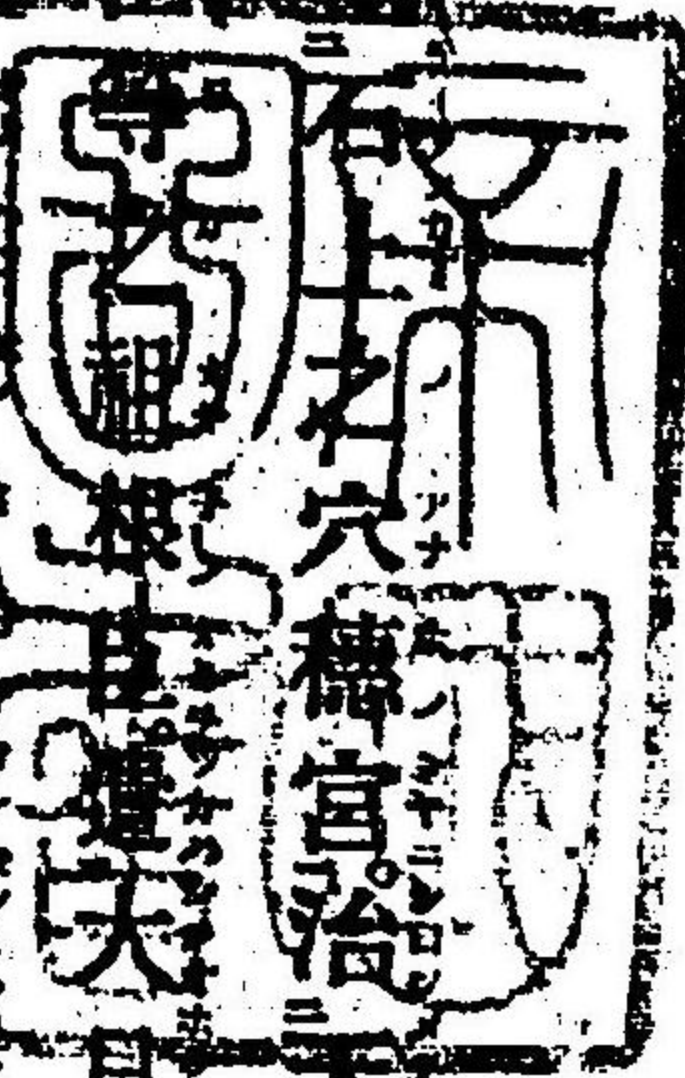
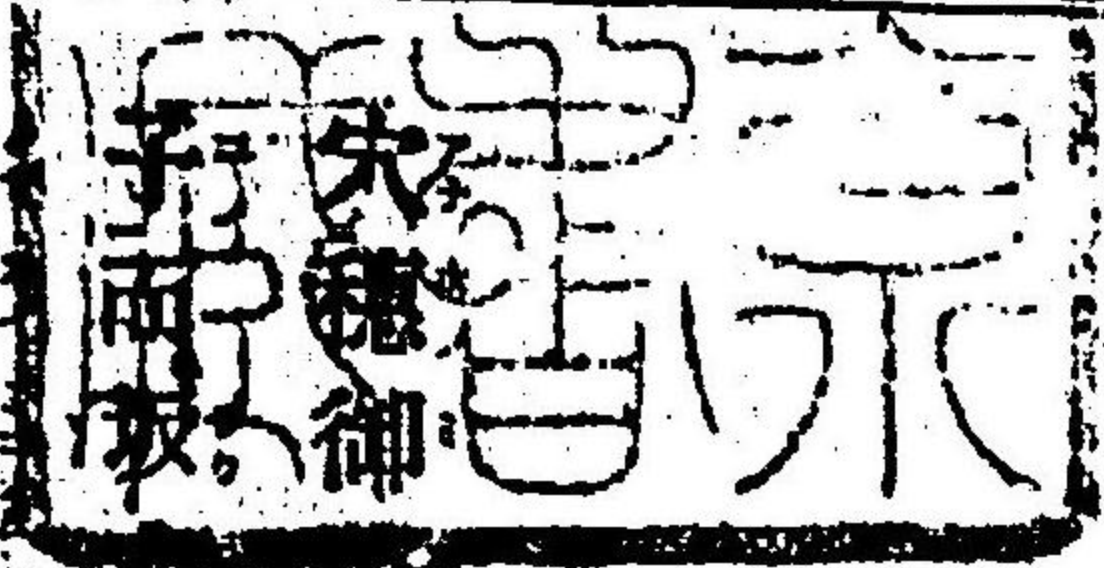
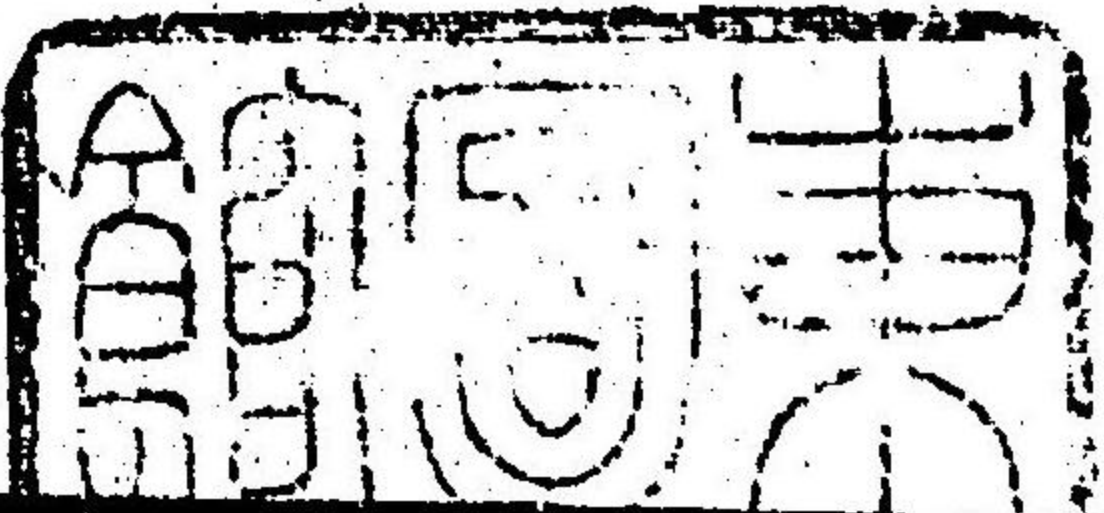
本居宣長

謹撰

本居

豐穎

吉岡德明 畏々畧



天下也。天皇爲伊呂弟大長谷王
日下王欲婚大長谷王女。故可貢爾。大日下王四拜白之。若疑
有如此大命。故不出外以置也。是恐隨大命奉進。然言以白
事。其思无禮。即爲其妹之禮物。令持押木之玉縵而貢獻。根臣即
盜取其禮物之玉縵。譏大日下王曰。大日下王者。不受勅命。曰
己妹乎。爲等族之下席。而取橫刀之手上。而怒歟。故天皇大怒。殺
大日下王。而取持來其王之嫡妻。長田大郎女。爲皇后。

大日下王而取持來其王之嫡妻。長田大郎女。爲皇后。

此天皇後の漢様の御謚安康天皇と申す。○穴穗宮の帝王
編年記、山邊郡石上左大臣家西南古川南地是也とあり、
大和志、山邊郡田村ありと云り。田村の丹波市に近き
處あり、布留村も近く
の南あり、此天皇早くより此地に居住坐けるを以て、穴
穗王と申せるなり。○根臣の名義未考得ず、書紀の根
使臣と書れたり。○大日下王の仁德天皇の御子なり。○若
日下王の御事、ふろ朝倉宮段に見ゆ、其處に云べし。○欲
婚の阿波世牟登須と訓べし。○四拜の余多備袁賀美豆と
訓べし。下は八度拜、白拜と云ひ、書紀推古天皇卷、烏呂餓
彌豆とある。私記、彌豆は平加無、呂を省ける言ひて、身
を屈めて匍伏よしあり、万葉二、鹿自物伊波比伏管とあ
ると三、四時自物伊波比拜伊波比拜語ありかとあるを合せて、其
状を知べし。今世俗よと、チガムと云ひ、掌を合す事と
必得ざるの、佛法の拜より云るひがことあり、

さて吾徒長瀬眞幸が云、上代に拜禮に儀ひ、今世俗人の禮
を爲ると云爲狀の如く、俯て頭を下けて、兩手を衝て拜ふ
一なるべし。神代紀一書、彦火々出見尊海宮よりして、於中
床則據其兩手と見え、推古天皇紀の詔、凡出入宮門、以兩
手押地、兩脚跪之、越柵則立行と見え、漢籍魏志の皇國傳、
も傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地、爲之恭敬と云り、此等を見
る、一手を據を敬と爲たりしと知られたり。然るは續紀
慶雲元年正月、始停百官跪伏之禮とある、
且より朝廷の拜の漢風おなれり、
かの笏を持て起
居して拜むの、中々、後漢風をまねび賜へるものよて、
今の民俗の拜を、上古の拜にありけると云り、實に然る
こと、おほゆさて、四度拜、八度拜など云ひ、跪伏ながら頭

を上けみ下けみする數を以て云ふり其を四度するも上代より自りらの定まをあてけむ後の漢風の拜の再拜と二度あるを續紀十三は藤原廣嗣の勅使は對ひて即下馬兩段再拜申云云とあり當時漢風の拜あがら數のあは上代のまは四度と云ひかの再拜を兩度する由あり其後遂は四拜止ておしあべて漢風の再拜はなれるをたゞ神を拜むのみぞ後までもあふ四拜は用ひられける伊勢神宮儀式帳は八度拜奉ともまた四度拜奉手四段拍又後四度拜奉手四段拍畢退とも見え大神宮式はも再拜兩段短拍手兩段膝退再拜兩段短拍手兩段一拜訖退出一拜とあると拜の數より非ず敬のあり終は屈伏て退のみありと荒木田經雅神主の云れたる然るべし○疑有の阿良牟加登淤母幣流と訓べし○不出外外は若日下王を貴なき物にててのしづき置給へる由あり○奉進此迄大日下王の白

賜へる言なり○禮物の師の章夜士漏と訓れたるは從べし其の遣唐使時奉幣祝詞は禮代乃幣帛乎云云と見は續紀伊勢大神宮への詔はも禮代の大幣とあり章夜ハルノのやまひよて志漏シロの其奉る物實なり禮の表を云あり○押木之玉カシノタマの書紀は押木珠纒カシノタマ一云立纒タテカシ又云磐木纒イハキカシとあり押木ととも名けたるは以何なる由り知がたけれど嘗試シロシは云は貞觀儀式元日禮服制は親王四品以上冠者漆地金裝云云以白玉八顆立櫛形上タテカシノタマ以紺玉廿顆立前後押鬘上カシノタマと見えまた立玉者有莖並座居玉者有座無莖と見たり禮服の制と大かた唐國のたまねび賜へる物あれども右の玉の飾のさまあは皇國の上代の纒の制を用ひられたる物と聞えたり是は押鬘とある物の押木と同トきり異なるりかほよく尋ねべし○讒の與許志奉理と訓べし字鏡は讒與已須と

あり續紀廿五詔治奏とあるの。○爲等族之下席ハ比の比
登志宇賀良能斯多牟斯呂爾那良牟訓べし、爲ハナサメ
が如き語の勢あれども、メヤと訓族は神代紀宇我邏と
訓注あり、また親屬ハ九親族皇宗天また同族安閑天あと
もあり、ウカヲビヤガラの差別ハウカラの此ハ等族と
云は若日下王と大長谷王との姨甥ハ坐ハ同ト皇族ハ由
かり、下席ハ爲るとは、妃ハ爲坐ハことを如此ハ云るあり、
とはさ下ハ敷ハよハ非ハ此ハ正ハ言ハ非ハ怒
上席ハ對ハて云ハ非ハ此ハ正ハ言ハ非ハ怒
りて嘲りたる戲言なり、○取ハ師ハの登理志婆理豆ハ訓れ
たるハ從ハべし書紀神武天皇卷ハ撫劍ハ此ハ都盧耆能多伽
彌屠利辭魔屢ハとあれハあり、○怒歟の歟字ハ記中ハた
矣焉ハと、同トさまハ用ハひハる處あり、此ハ然り、根ハ臣ハが
此ハ惡ハ事ハ

顯れて殺されたること、書紀雄
零天皇卷十四年ハ委ハ見えたり、○長田大郎女ハ書紀雄畧
天皇卷ハ去來穗別天皇女ハ日ハ中蒂姬皇女ハ更名長田大娘皇
女也、大鷓鴣天皇子、大草香皇子、娶長田皇女生眉輪王也、と
ある女王ハて履中天皇卷ハ次妃幡梭皇女生中磯皇女ハと
ある是ハかり、中ハ蒂ハと中ハ磯ハと同一ハ、然るを此記ハ履中天皇の御子ハは、
此中磯皇女ハ無くて、允恭天皇の御子ハ長田大郎女ハある
ハ、紛れたる傳の誤なり、又書紀允恭天皇の御子ハも、名形
れハるものハよハて、長田と名形と字を異
自ハ此ハ以後ハ天皇坐神牀而晝寢爾語其後ハ日ハ汝有所思乎ハ答ハ曰ハ被
天皇之敦澤何有所思於是其大后之先子日弱王是年七歲是
王當于其時而遊其殿下爾天皇不知其少王遊殿下以詔大
后言吾恒有所思何者汝之子日弱王成人之時知吾殺其父王

者還爲有邪心乎。於是所遊其殿下目弱王聞取此言便竊伺天皇之御寢取其傍大刀乃打斬其天皇之頸逃入都夫良意富美之家也。

坐神牀而思ふ。此時何事なされ神の御命を請賜ふ。と有て神牀は坐けむ。其齋を怠りて晝も后と御寢坐む。甚有まどさわざなるを。此天皇の大日下王の妃を取來て后とし給ふが如き不義ぬ御爲もあまは。此も御齋をも犯し賜へるよて。此時所念りけぬ害あ遭て崩坐ぬるの神の御咎やありむ。猶よく考ふべし。○被天皇之敦澤の吾大君能美宇都久志美能深祁禮婆と訓べし。大君ノ深キヨウツクシノミナカガフレバとも訓べし。天皇の、かゝる處の吾大君と申す例あり。敦澤の字の漢文さまあり。○目弱王の御名の和名

抄は辨色並成云石炎螺万與和楊氏説同とある。此物に依れるあり。○當于其時而の曾能袁理志母と訓べし。○少王の和訶伎古と訓べし。○吾恒有所思の常の御心懸る事ありとなり。○何者そ那爾叙登伊幣者と訓べし。○還は報い復ひあり。○爲有の阿良牟と訓べし。○聞取の此よて天皇の其父王を殺し賜ひしことを始めて知給へるなるべし。○傍大刀の古天皇も大刀を平恒は大御身は副坐るおとを知べし。○都夫良意富美は書紀の圓大臣とあり。同履中天皇卷よと圓大使主とあり。此人何處にも姓を擧さるの以何なる由より。未姓を賜ひざりしや。さて公卿補任よ。高城圓使主。武内宿禰曾孫。葛城津彦孫。玉田宿禰子也とあり。意富美と云號の例の明宮段は丸邇之比布禮能意富美と云人あり。遠飛鳥宮段は。大前小前宿禰大

臣と云あり、此の大臣と書たれども、大臣は一の號なり、然るは比布禮を、書紀は日觸使主と書き、大前小前を、此記の大臣と書き、此圓を履中天皇紀の大使主、また雄略天皇紀の大臣と書れらるゝと、皆紛ひたるなり、此等の大臣と、意富美と、大使主と、臣と、使主と、よくせき混ひぬべし、此都夫良の臣といふも、すべかられども、大臣はなされることとは見ゆされば、必き大臣の非き、また使主と云の戎人の號あれば、必き大使主も非き、使主と云るの例あり、ことあり、姓氏録あはれ、某大使主、かほ意富美の別あり、と云名の見えたるも、紛ひたるあり、かほ意富美の別あり、の號なりと、り、さて此人の家、葛城まど在らむ、

天皇御年伍拾陸歲、御陵在菅原之伏見岡也。

伍拾陸歲の書紀の御年の見え、一代要記編年記あはれ、

此記は依る、菅原之伏見岡の菅原は上に出、伏見岡の伏見と云る者、此處の岡は臥て、三年の波を起せ、此は因て此處を、伏見と云と云る説、此地名は因て造るる妄説なり、書紀は三年後乃葬菅原伏見陵と見え、諸陵式は菅原伏見西陵、石上穴穗宮御宇、安康天皇、在大和國添下郡、兆域東西二町、南北三町、守戸三烟、靈龜元年四月、此御陵は守陵四戸と充られたり、事績紀は見ゆ、此御陵、大和志は在寶來冢邑と云り、或書は、宇を兵庫山とある、垂仁天皇の菅原伏見、東陵ある故なり、○今接、今時御陵墓課の御定も、添下郡寶來村とせらるたり、爾大長谷王子、當時童男、即聞此事、以懐愾怒、乃到其兄、黑日子王之許、曰、人取天皇、爲那何然、其黑日子王、不驚而有怠緩之心、於是大長谷王、晉其兄言、一爲天皇、一爲兄弟、何無恃心、聞人殺其兄、不驚而怠乎、即握其袷、控出拔刀、打殺亦到其兄、白日子王而告狀、如前、緩亦、如黑日子王、即握其袷、以引

率來到小治田掘穴而隨立埋者至埋腰時兩目走拔而死

童男の衰具那と訓り思ふ凡て衰具那との童の髮の形

てあるを云るなるべし古の卅歳は餘るは迄までなや然

王此此時卅歳は餘るせ賜へまけ此○黒日子王の上出づ

境之とあれハ境よぞ住坐り々む○取は弒奉れるを云○

不驚而ハ師の字知母於杼呂加受豆と訓れたる宜し○有

怠緩之心と意富呂加爾於母富勢理と訓べし万葉よ多く

意富爾とあるも同言なりオロソカ、まゝナホ○一ハ比登

都爾波と訓べし續紀廿四詔よ又一爾波云云とあり○無

恃心ハ師の多能母志牙那久と訓れたるよ從べし○聞ハ

伎々都々と訓べし○不驚而ハ此ハ於杼呂伎母世受豆と

訓べし○怠乎は意富呂加爾於母富世流と訓べし○衿ハ

倭建命段よ取熊曾之衣衿以劔自其胸刺通とあるよ同ト

○白日子王の上よ出づ八瓜之とあれハ八瓜よや住坐り

けむ○告狀如前ハ佐伎能基登阿理佐麻都宜申賜布爾と

訓べし○緩亦如黒日子王ハ此王母亦黒日子王能基登意

富呂加爾於母富世理斯加婆と訓べし○小治田ハ大和國

高市郡なり○隨立ハ多知那賀良爾と訓べし

亦興軍圍都夫良意美之家爾興軍待戰射出之矢如葦來散於

是大長谷王以矛爲杖臨其内詔我所相言之孃子者若有此家

乎爾都夫良意美聞此詔命自參出解所佩兵而八度拜白者先

日所問賜之女子訶良比賣者待亦副五處之屯宅以獻所謂五

者今焉城之然其正身所以不參向者自往古至今時聞臣連隱

於王宮未聞王子隱於臣之家是以思賤奴意富美者雖竭力戰

更無可勝然侍已入坐于隨家之王子者死而不棄。如此白而亦
取其兵還入以戰。爾力窮矢盡。白其王子。僕者手悉傷。矢亦盡。今
不得戰。如何。其王子答曰。詔然者。更無可爲。今殺吾故。以刀刺殺
其王子。乃切已頸以死也。

都夫良意美の意富美の約りあるべし。比布禮能意富美を
も、番紀あり日觸使
○待戰の大長谷王の御軍を待受て戦ふなり。○葦來
散の來を穩ならせ聞ゆるの誤字あるべし。故つらく考る
お盛を誤れるなるべし。○今接ふ、穂字を省筆して、禾とせ
しを、來又誤れるより非る。此の
試よ云。○爲杖の御杖爾都加志豆と訓べし。○臨其内詔の
都夫良意美の家の内なり。さて然はうり稠く射出る矢を、
少り恐れ賜はざる。此御狀勇める御氣のいみじき事と見
奉るが如し。○所相言といひ。此王はより先。此都夫良意美

の女を聘ひ賜へるあり。○大命といひ。天皇からでの申すま
トきが如くあれども。此王は後。天皇はなり坐れば。後を
以てりくも云るあり。○所佩兵の大刀弓矢矛などを云べ
し。○先日は。佐伎爾と訓べし。日、字ハ讀
べかふ也。○所問賜の聘ひし
賜へるなり。○侍の大前。侍候はむと云意の言よて。即ち
進らむと云ことなり。○献といひ。凡て屯家の朝廷の御料の
御田。附たる御倉。また其官所の事なる。今私の物の如
く。其を献らむと云ひ。都夫良意美の古より掌來つるが故
なるべし。副て献るといひ。訶良比賣。副て献るあり。○註
五村屯宅とあるは。本文の如く五處とあるべきを。次ある
五村より紛ひて。寫し誤るあるべし。と訓べし。○葛城
之五村苑人也。苑人の御苑。役はる。民あり。職員令に

園池司正一人、掌諸苑池、種殖蔬菜樹菓等事、佑一人、令史一人、使部六人、直丁一人、園戸とある園戸、即ち苑人にて、其戸皆園池司に屬るかり、此は葛城の内、在る苑人の戸、五村あり、さるのものと屯家ありしが、後、其民苑人にてありとなり、和名抄、大和國忍海郡園人郷ある、是其五村の地なるべし、忍海郡の葛城上下郡の○正身の俗、本人と云ことよ、訶良比賣を云るかり、○所以不參向者との訶良比賣の奉るべし、然る、其正身の、今此處に參らざる所以、云々の故、さきは吾手よりの奉らば、吾死たらむ後、娶賜ふべしと云あるべし、○臣連との臣の大身の意、よて、此の朝廷に仕奉る人を、傍より尊みて云稱なり、君よ對へて云、君よ對へて云、臣と、ヤツコと云を、然る、ヤツコと云、非た、賤き者の如くなりて、後、よと君臣をもキミヤツコと

の訓、キミオミと訓、氏々の尸の臣も是意なり、連の事のことよ、いなれどけむ、カキ、上卷に云り、さて臣連と連ね云、大凡諸の氏々れ中、臣と連との京近く住居て、親く朝廷に仕奉る人等あり、故、古に仕奉る人等を都廣々云ときは、臣連伴造國造と云、諸國まで、及ばぬ、あ、臣連とのみ云り、○王の凡、古に皇子より諸王まで、通て御子と申して、王字を書り、凡て古に、遠祖を、御末まで、御子との申を、あり、然るを、後、親王と申を、号の出来て、ハ、ミコとは親王をの、申して、諸王をば、さて天皇を始奉て、皇子諸王まで、通て大君と申して、りの王字を、意富伎美とも訓り、然れども古に、其御名も附て、某王とヤミとは訓ざりしを、後、親王をミコと申を、別て、専ら諸王をのみ、某王と云て、其を某、オホキミと唱へ、親王と別号よして、殊よ尊きを、後、よの専ら諸王の、この号の如くあり

色如此て大君の、諸王に至るまで、皆君の列にして臣は列は非也、
こ色異國と大く異なり、然るを後よりたゞ、天皇をのこ君
と申し奉りて、皇太子を始奉りて、御自臣と御名告賜ふこ
と、いられるの、漢制よりつれるなり、古の皇子の更も故
申さき、諸王と云ども、臣と名告賜ふことありき、
王と臣とい、君臣の差別ありて相混らぎ、萬事尊卑甚異か
りき、然るお諸事ひさぶるは漢制おかれるまよく、漸々よ
り消亡て、臣尊く諸王の殊は威勢なく、卑き物よぞおれり
ける、然るお後世まで、諸王諸臣と連ね稱ふことのあるり、
古の差別のわづかよ、されは目弱王は、天皇の皇子よもあ
らぎ、皇子の御子おれども、おは君の列なるが故よ、臣連よ
對へて王と申せり、○臣之家の、此臣の上は臣連と同ト
るべけれども、臣連を一、畧きて臣とのみ云むことは如何
なれば、君臣の臣り、姑く夜都古と訓つ、さて王よの宮と云、
臣おの家と云る、此はた古よりの差別なるべし、○隠於と

の、王の臣の家は隠坐る例の、輕太子の大前小前宿禰の家
よ、逃入坐る事も甚近くてあるを、如此未聞と申せるの心
得ぬことなり、故、按ふよ此臣連隠於王宮云々の言の、彼時
よ大前小前宿禰の申せりと言なるが、傳の紛ひつるよの
非るよや、○賤奴の夜都古と訓べし、君臣の臣の意あり、○
無可勝の、延加知奉良士と訓べし、○隨家の隨字の、決く寫、
誤かり、師の賤の誤とせられたり、其もいりよあらむ知、ね
ども、理よく聞けたまは、姑く從ひて夜都古能伊閉と訓つ、
○死而の、伊能知斯奴登母と訓べし、○手悉傷の、師の伊多
豆淤比奴と訓れたるよ從ふべし、○無可爲の、師の勢牟須
辨那志と訓れたるよ從ぬべし、
自茲以後、淡海之佐、佐紀山君之祖、名韓、白淡海之久多、
此二字以

音綿之蚊屋野多在猪鹿其立足者如荻原指舉角者如枯樹此時相率市邊之忍齒王幸行淡海到其野者各異作假宮而宿爾明旦未日出之時忍齒王以平心隨乘御馬到立大長谷王假宮之傍而詔大長谷王子之御伴人未痛坐早可白也夜既曙訖可幸獵庭乃進馬出行爾侍其大長谷王之御所人等白宇多豆物云王子宇多豆三故應慎亦宜堅御身即夜中服甲取佩弓矢乘馬出行倏忽之間自馬往雙拔矢射落其忍齒王乃亦切其身入於馬槽與土等埋

佐佐紀山君ハ書紀孝元天皇卷一、大彥命是阿倍臣膳臣阿閉臣狹々城山君云々凡七族之始祖也と見え此記より大のみに阿倍臣、姓氏錄は左京別佐佐貴山君阿倍朝臣同祖と見えたり、神名帳は近江國蒲生郡沙々貴神社あり、或書云佐佐木

神社祭神四座、第一少彥名命、第二大鷦鷯尊、第三狹々城山君、是大彥命也、第四宇多皇子、教實親王也と云るに、いよいよ少彥名命と大鷦鷯尊との佐々木の名より附會したるか、さて後世の宇多源氏の佐々木の族は此地より出たれば、教實親王の其族の和名抄は、同郡篠筥郷あるは、是なるべし、此氏は此地に居住する山君か、山君と云姓の事ハ、玉垣宮段に云り、まゝ明宮段、山部山守部の處をも考合すべし、○韓傳ハ書紀顯宗天皇卷一、同氏倭傳宿禰もあを、共は如何なる由の名より、未思得也、○久多も綿も蚊屋野も詳からず、此地の事ハ、近飛鳥宮段ハ云へし、考へ合はへきあり、

今按し、井上頼國ぬしの説は、大安寺資財帳は、天平十、近江國云云、蒲生郡來田綿と見ゆ、また大安寺三綱記は、近江國西明教寺、在蒲生郡綿向嶽下云云、神龜五年始號來田綿寺とあれば、久多綿ハ近江國蒲生郡の地名あるこ

と明かなりと云り、かくて地誌に綿向山の甲賀蒲生郡界ニアリ、山麓北畑村ヨリ三拾五町許とあり、地圖を閱するに、綿向山の蒲生郡の東極にて、南は甲賀北の神崎の兩郡に挟まれり、山の東は伊勢國三重郡あり、山の西麓に西明寺西明寺村と云ふあり、其西は八町村西明寺村と云ふあり、此村の南邊は千本野と云、郊原あり、此邊謂ゆる古の蚊屋野なるべく思ふ、八町村の西は音羽村あり、此此近飛鳥宮段を考合とべし、其西は北畑村あり、此北畑北畑の久多綿の古名の訛轉して、遺せるもの非るなり、

○猪鹿の師の斯志と訓れたる宜し、凡て獵に就ては、猪をも鹿をも、斯志と云例あり、なほ朝倉宮段は云べし、○荻は須々伎と訓べし、書紀神功皇后卷は幡荻とあり、荻字は、万葉には

ぎよ用ひ、後世又思ふは、是を書紀には弱木林とありて、景行天皇卷は麋鹿甚多云々、足如茂林モトノやあり、如此て此の荻字も、眞福寺本は我と作り、然るに茂原を寫誤れるものもあるべし、○指擧は、佐々牙多流と訓べし、○明旦は、都登米豆と訓べし、○未日出之時、この時の刀爾と訓べし、書紀繼躰天皇卷の歌は、于魔伊禰矢度爾、また万葉は多く見ゆ、○以平心は、那爾能美許々呂母那久と訓べし、○早可白也ハヤカシロは、吾如此言て既は出行つと、早く大長谷王は申せとあり、○宇多豆物云王と、忍齒王を指て申せるまで、大長谷王は白すあり、宇多豆の事は上卷は云り、物云と云こと古言あり、さて此時忍齒王の詔へる此御言は、さしむ咎むべし、さしむ聞ゆされど、御心の急き賜へるまゝ、自から奇偉

ある状み見聞せられ給へるよぞ有けむりし。○自馬の歩
より行舟より行かど云自よ、御馬に乗て行賜ふあり。○
馬楯の字麻夫禰と訓べし。楯字の玉篇、楯、櫪也。養馬器と
あり。和名抄鞍馬具。唐韻云、槽、馬槽也。和名與舟同。和名與舟同の
五字、古寫本あり。馬舟也とあり。○與土等との地を築上
て説文より、槽、畜獸之食器とあり。○與土等との地を築上
ることかくして、穴を掘て低く埋み、たゞ平地と等くと葬
り奉るを云かり。土の地の意あり。凡て王等なぞ葬るよは、
埋奉る。さて忍齒王を殺奉賜へる所以の書紀の趣は此記
と傳異あり。

於是市邊王之王子等意富祁王袁祁王。二聞此亂而逃去。故到
山代、苻羽井、食御糧之時。面黥老人來奪其糧。爾其二王言不
糧然。汝者誰人。答曰我者山代之猪甘也。故逃渡以須婆之河。至
針間國。入其國人名志自牟之家。隱身役於馬甘牛甘也。

針間國入其國人名志自牟之家隱身役於馬甘牛甘也。

意富祁王袁祁王は書紀には億計尊弘計尊とあり。億即ち意富
り。意とのみよても大の義よて袁の小の義なるよ對へた
るあり。例の伊邪河宮段も意祁都比賣袁御名義は大筒小
筒か書紀顯宗天皇卷一、弘計天皇大兄去來穗別天皇孫也。
市邊押磐皇子子也。母曰黃媛とありて、細書に黃此云波曳、
譜第曰市邊押磐皇子娶蟻臣女黃媛、遂生三男二女云云。其
二曰億計王、更名嶋稚子、更名大石尊。其三曰弘計王、更名來
目稚子、云云。蟻臣者葦田宿禰子也。と見ゆ。袁祁王は此記此
命段には袁祁之石巢別命とあり。○聞此亂は近江よての
亂を大倭ふして聞給へるなり。○苻羽井の神名帳に山城
國綴喜郡樺井月神社。續紀續後紀三代實錄臨時祭式また

雜式は山城國樺井渡瀬者云云などある是かり、○食御糧之時は師の美加禮比所聞食時爾と訓れたる宜し、○面黥老人は米佐那流淤伎那と師の訓れたるは従ふべし、書紀履中天皇卷一阿曇連瀆子云云、然垂大恩而免死科墨即日黥、因此時人曰阿曇目かど見ゆ、黥の刑の、上代より有し、人曰阿曇目とあるを思へば、彼時より始りしやども聞ゆる、阿曇目かありけむ、さて此黥を面黥とも書き、ヒタヒキヤムともメサツとも云る、面と云額と云目と云る、皆同じことあり、まゝメサツと云も、實は目を裂き、非ず、目の邊を刻して此老人が事、また近飛鳥宮段み出たり、○不惜糧然は加禮比波袁志麻奴袁と訓べし、○猪甘の甘は養あり、古は上下おこなべて、常は獸肉をも食たり、故に其料は猪をも養置るあり、此の野猪を云ふ非ず、謂ゆる人家の養る豕もて、俗はブクと云、鼠と云も同物なり、豕をサノコと云、鹿をカコと云、さて此猪甘と馬をコマと云と同一、猪の子の由は非ず、

細目 常磐
井原戈氏云
播磨風土記
は伊等尾と
有るお依て
イトメと訓
ひべと

云は、公の猪を飼職を仕奉る者なり、私小此を産業と ○玖須婆之河は水垣宮段見ゆ、苅羽井を経て此に至る、古へ倭よ山代を経て西國下る大道にして、此道今あり、此渡を彼方へ渡れば、津國島上郡なり、 ○志自牟の書紀は縮見屯倉首忍海部造細目とあえて地名あるを、此は名とある、其處の屯倉首なむ故に自ら名の如くはも傳はせけむりし、さて其地の書紀は播磨國赤石郡と見ゆ、和名抄は、同國美囊郡志深、美之々郷とあり、津國の有馬より、播磨田越と云道の間、今も志深と云處ありと云り、 ○馬甘牛甘の志自美が家は牛馬を養者を云を、

大長谷若建命坐長谷朝倉宮治天下也、天皇娶大日下王之妹、若日下部王、先子又娶都夫良意富美之女、韓比賣生御子白髮命。

次妹若帶比賣命ニカレシカノミコトノ故爲白髮太子之御名代定白髮部又定長谷部舍人又定河瀨舍人也

大長谷若建命と申す若建大御名は此に初て出たり此天

皇後の漢様の御謚雄畧天皇と申ひ○長谷は和名抄に大

和國城上郡長谷波都郷とある是あり此他長谷山長谷川

も泊瀬とも古も今も名高き地なり名義は未思得若く

長谷川大和の國の真中を流れたる其初の瀬の意か川上

のあや遠りれども國中よて此地上瀬あるさて長谷

と書こども地の形も因てなるべし此地名中昔より○朝

倉宮は姓氏錄秦忌寸條に大泊瀬稚武天皇御世云云役諸

秦氏構八丈大藏於宮側納其貢物故名其地曰長谷朝倉宮

是時始置大藏官員以酒爲長官とある宮號の由是あり倉

ハ是あて聞えたれども朝と云と如何ある義よかあらむ義

和名抄も按倉阿世久良とある此名朝倉の轉れるよて一

とあり大和志に在黒崎岩坂二村間と云り○大日下王若

日下部王ともよ上よ出○都夫良意富美韓比賣此も共よ

上よ出書紀清寧天皇卷に元年春正月云云尊葛城韓媛爲

皇太夫人○白髮命は書紀清寧天皇卷に天皇生而白髮云

云と見ゆ是大御名れ由あり○白髮部の孝德天皇紀に白

髮部連天武天皇紀に白髮部造など云姓も見ゆ續紀卅八

髮部爲眞髮部とある光仁○長谷部舍人は天皇の大御

名代なり○河瀨舍人の書紀に十一年夏五月近江國栗太

郡言白鷗鷺居于谷上瀨因詔置川瀨舍人とあり此は世に

希見事かりと故に後世まで語傳へしめむため一部の

舍人の號よ負せて遺し賜へるあり

此時吳人參渡來其吳人安置於吳原故號其地謂吳原也

此時の明宮段、此之御世云云とあるは、效ひて然訓べ

し、○吳人とは吳は唐國の内の國名あり、其王ハ吳泰伯と

周代も聞え、昔漢代の後、魏吳蜀と三に分れて三國と

云しを、其後また南朝北朝として二に分れたり、頃も南朝

は彼吳地なり、魏ハ漢の跡あり、北此天皇の御代比ハ其南

北朝のほどよて、吳とは云ざり、りとも、韓國かどよてハ

昔より云來つるまゝ、な不北朝を南朝を吳と云からへ

るあり、かくて此南北朝の比、皇朝より彼國へ、度々御使な

其ハ甚く物混ひたるよて、實の皇朝の御使ハ非ず、さ

てまた書紀應神天皇卷よ見、た、三十七年云、四十一

年云、仁德天皇の五十八年、吳國朝貢、また此天皇の六年、吳國遣

使貢獻とある、此等も疑ハし、思ふ、かくて此參來たる吳人

を、書紀ハ吳國使とあきども、實ハ彼南國王より奉りた

る使ハ非ト、例の韓國人せもの議りて、吳國王の使ト

ゆ、○吳原ハ書紀ハ檜隈野とあれば、大和國高市郡なり、今

栗原村と云あるハ、コレト、神名帳同郡、吳津孫神社

りと説れるよて、此處あるベシ、安置ハ暫時駐留れる間、

と云もあり、此社右の栗原、○安置ハ暫時駐留れる間、

とあり、永く留まると、國と

初大后坐日下之時、自日下之直越道、幸行河内、爾登山上、望國

内者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者、

誰家、答曰、白志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎、己家似天皇之

御舍而造、即遣人令燒其家之時、其大縣主懼畏、稽首、白、奴有者、

隨奴不覺而過、作甚畏、故獻能美之御幣物、能美二布、繫白犬、著

鈴而己、族名謂腰佩人、令取犬繩以獻上、故令止其著、火即幸行

かどよ見ゆたる皆是かり、故よ堅魚幾斤、まよ堅魚一連なごもあぞ、然る故よ堅魚とは云あり、もと生魚の名よ非ぞ、今世どても海わカッヲと云、乾たるをカッヲフシといへ、京さて屋上よ置などよてり、常よカッヲと云ハ節の事あり、さて屋上よ置加都袁岐も、其形堅魚節み似たる故の名あり、貞觀儀式よ、大嘗宮正殿一字云云、葦置五尺、堅魚木八枚、着搏風と見ゆ、延喜大嘗祭式、大神宮儀式帳よ、正殿一區云云、堅魚木十枚、長各七尺、徑、材木別端以金筋とあり、さて此物後世よハ神の宮よのみ有とも、上代よは天皇の御殿よも有とあり、又屋上よ此物を置ことハ、もと風の防の爲よ、棟を押へ鎮めたるかりと云り、然もあるべし、若し此説の如くあらば、天皇の御殿のみよは非ぞ、臣民乃家よも置とあり、或人云、山郡雲が畑と云村の民の家々、今も棟はカッウ木と云てあり、風の防とせり、其外凡て田舎の草葺よ、棟よ烏をせりと

云物あるも同じことありと、但し其造りさま置さま異云り、この説實よ然るべし、あるを、此ハ臣民の家、堅魚木ある故よ、咎め賜へるからむり、あはよく考ふべし、○家とは構を總て云名、舎屋とハ、其中の建物を云あり、さて日下山より、志幾ハ稍間あれども、此家の屋ハ堅魚、殊ハ莊めしく目ハ立故よ、よく見ゆたりけむ、○志幾之大縣主は、和名抄よ河内、國志紀之郡是なり、志幾郷もあり、さて此大縣主え、姓氏録河内國神別よ、大縣主と云姓ありて、天津彦根命之後也とある、是あるべし、○奴乎と云、奴は王に對へて臣を云、次なるも同じ、賤め乎と云むが如し、○似天皇之御舍而造は、此天皇は大君と訓べし、○稽首白は、能美麻袁佐久と訓べし、○隨奴は、天皇を神隨と申すよ同じ、○能美

之御幣物とは、此御幣物は韋夜自理と訓べし、○布繫白犬
 の白犬爾奴能乎加氣豆と訓べし、此の犬を絆ぐ料よの非
 き衣を着せたる如くよ、布を身よ纏ひたるなるべし、○腰
 佩は、續紀廿五よ船連腰佩と云同名の人見たり、○賜入
 の入は、奉を奉入ともある、方葉よ、奉入哥、また祝詞式よ、入
 と同じさまよ聞ゆ、また奉出ともあり、さて此入字は別よ
 讀までもあるべきりとも思へど、女王の許お賜へるかれ
 ば、少し辱みたる言の如く聞ゆきは、字の隨に訓つ、○奇物
 は、師の米豆良志伎母能と訓れたる宜しくおほゆ、崇峻天
 皇紀よ、爰有萬養白犬云云、此犬世所希聞、萬の人のまた万
 葉八よ、希將見かどあり、此の字の異あるれども、○都麻杼比
 之物は、万葉三よ、倭文幡乃帶解替而、慮の全ら希見は同一、盧屋立妻問爲家武か

とある、倭文幡帶の如く物を賜すとして贈る物なり、今世の
 あり、○令奏は、上よ令詔とある如く、此時天皇いまた此宮
 の内よと入坐きて、外に坐々す間なれば、人を出して奏さ
 しめ賜ふなり、○背日は比爾曾牟伎豆と訓べし、曾牟久は
 背向なり、白檮原宮段よ、向日而戰不良云云、背負日、以擊と
 ある類にて、其義は彼とは表裏あり、○己直參上の直よは、
 仕奉へ係れり、參上へ係れるお非ず、○還上坐於宮とは、倭の大宮よ
 還坐なり、さて此天皇の、此女王の御許よ通坐ことは、是初
 よぞありけむ、如此日よ背向て幸行ことを、深く恐み賜へ
 ると、婚の始なりしが故なり、抑も此天皇は、さばかり健く
 荒き御心よ坐るよ、此女王の御諫よ従ひて、還坐しことを
 よく思ふべし、古人の日お背向事を恐みたる布と、また婚

の始を甚く重み一慎みたりとこと、嚴かきけぞ、等閑か
ら。○其山ハ日下山なり。○坂上ハ直越道のあり。○久佐加
辨能ハ日下部之なり。日下部と云ハ此日下の地ハ居住
る。因て立返りてまた地名。○許知能夜麻登ハ此方之山
をも日下部とも云。○許知能夜麻登ハ此方之山
與とあり。○多多美許母幣具理能夜麻登ハ此枕詞のおと
ハ中卷倭建命の御歌。見ゆたり。大和國平群郡の山あり。
○許知基知能ハ此方此方之なり。此ハ彼方此方なるを此
方此方としも云ハ此方より彼方を云處ハ彼方よてハ又
此方なれば此方ハ此方ハ彼方ハ此方なり。老ハ此説ハ荒木田久
まよミの甲斐の國。うちよそ駿河能國と己知其知乃國
之。此方ハ駿河國の此方と各此方ありと云。信ハ然るこ
と。此方ハ然るを昔より雖も許と表と通ひて直ハ彼此と云
言との心得る。各と云言の如し。各ハ己と云ハ自のこと
と。精ハかたき。是も己と云ハ自のこと

あるを自も他もと云ことを己己
と云ハ自ガ己他の己と云言なり。此言万葉多かり。今按
別ハ此々之よて其見る處を指せる心おて云語あり。○夜麻
能賀比爾ハ山之峽。一あり和名鈔。考聲切韻云。峽山間陝
處也。俗云山乃加比と見ゆ。○多知那加由流。立榮ゆるな
り。○波毘呂久麻加斯ハ葉廣隱白檮なり。玉垣宮段。○母登
爾波。本一者なり。下云。○伊久美陀氣淤斐ハ伊ハ伊理の
省り。久美ハ師説ハ久麻加斯の久麻と同くて葉の繁けれ
ハ。隱り竹と云を約めて久美竹と云ありと云り。冠辭考さ
伊を發語なりと云れ。れといハ發語ハ伊と云ハ用言
ハ限れ。體言の頭ハ置る例あり。此のクハ本ハ用言な
れ。さハ體言なり。云。淤斐ハ生なり。○須惠幣爾波ハ末方
者なり。上云。さて此本末ハ山之峽。下方上方を云あり。○
多斯美陀氣淤斐ハ師説ハ立繫竹生ありと云り。○今按ハ
別ハ足

繁竹生かど云るハ、上のイッ竹を、組竹とそるよ、○伊久
 合せ思へを、立繁より足繁の方いま一際勝れるう、○伊久
 美陀氣は、上よあるを重云て、次の御句の序となすなり、○
 伊久美波泥受ハ、入籠り不寝なり、○多斯美陀氣ハ、序の由
 上よ同じ、○多斯爾波韋泥受ハ、契沖の髓よハ、不率寝なり
 と云るが如し、○能知母久美泥牟ハ、後ハ、將籠寝なり、此度
 ハ得逢見きて、空く還るとも、また後よ逢てむと詔ふな
 り、後もとの、俗言ハ重
 ○曾能淤母比豆麻阿波禮ハ、其思妻
 何恰あり、○令持此歌而とは、此御代の頃は、既ハ歌を字
 書て贈る事もありて、是も然るか、まハ師ハ御言持率と云
 類よて、御歌を承りて、行て傳申す由なり、書さるを持よハ
 非せと云れたるも、然もあるべし、○今按ハ、此ハ漢字ハ就
 文字ありとせば、此
 ○返使ハ、都加比袁加幣志賜伎と訓
 論よ及ハばざるあり、

て、使ハ女王より天皇の御許ハ奉遣せる使なり、其ハまづ
 天皇未女王の宮までハ至坐す、日下山を越坐て、其邊
 ちよより彼御妻問の命を傳へ給へる、其御答とハ、女
 王の御許より、天皇の來坐る處へ、使を立て、背日云と令
 奏賜へる、其使を、此御歌を令持て返し賜ふあり、上件ノ事
 見べし、

亦一時、天皇遊行、到於美和河之時、河邊有洗衣童女、其容姿甚
 麗、天皇問其童女、汝者誰子、答曰、己名謂引田部赤猪子、爾令詔
 者、汝不嫁夫、今將喚而還、坐於宮、故其赤猪子、仰待天皇之命、既
 經八十歲、於是赤猪子以爲望命之間、已經多年、姿體瘦萎、更
 無所恃、然非顯待情、不忍於悒、而令持百取之机代物、參出貢
 獻、然天皇既忘先所命之事、問其赤猪子曰、汝者誰老女、何由以
 參來爾、赤猪子答曰、其年其月、被天皇之命、仰待大命、至于今日、
 經八十歲、今容姿既者、更無所恃、然顯白己志、以參出耳、於

是天皇大驚吾既忘先事然汝守志待命徒過盛年是甚愛悲
心裏欲婚憚其極老不得成婚而賜御歌其歌曰美母呂能伊
都加斯賀母登加斯賀母登由由斯伎加母加志波良袁登賣又
歌曰比氣多能和加久流須婆良和加久閉爾章泥豆麻斯母能
淤伊爾那流加母爾赤猪子之泣淚悉濕其所服之丹楛袖答其
大御歌而歌曰美母呂爾都久夜多麻加岐都岐阿麻斯多爾加
母余良牟加美能美夜比登又歌曰久佐迦延能伊理延能波知
須波那婆知須微能佐加理毘登登母志岐呂加母爾多祿給其
老女以返遣也故此四歌者志都歌也

遊行の阿蘇婆志都々と訓べし、○美和河は初瀬川の流なり、
美和の事、白橋原宮段、○己名云々とは天皇の誰子と
問一給へる、己が名をのみ告申して、某之女と申さる

の傳へし父の名の漏たるなるべし、○引田部の神名帳大
和國城上郡は曳田神社あり、此地は因れる姓あるべし、三
代實錄五十は大神朝臣良臣云云、大神引田朝臣等遠祖雖
同派別各異云云とあり、此に依れば大神朝臣の支別なき、
○不嫁夫の登都賀受氏阿禮と訓べし、○今將喚れ今、今
還來むなどの今あり、俗は頼て退付近、此時直は娶むと
て、如此詔へるへ、いまた童女あるが故なり、○望と此も師
の阿布岐待都流と訓れたる宜し、○多年は許々陀久能登
志と訓べし、○姿體は加本加多知と訓べし、○瘦妻は夜佐
加美加自氣豆阿禮婆と訓べし、○不忍於悒も伊夫世久豆
延阿良自と訓べし、不忍を延阿良自と訓るは、万葉四は默
然得不在者などある意なればあり、○何由以、万葉廿一、

奈爾須禮會とあるは依て訓つ。○驚の下は詔字若くは曰、
 字かと必ずあるべし、脱たるはあそ、○守志の美佐袁爾と
 訓べし、○盛年の師の微能佐加理と訓れたるは依れり、○
 心裏欲婚の欲は一度の婚て彼が心を慰めま欲く所念看
 かり、○美母呂能の御室之よて凡て神社を云、今按お言別
 今按お言別
 ぐ、神社は生繁れる諸樹を云、稱あり、古書は多く御諸と書
 るが正字なり、後世の人、御室の音轉と思ふれど、宮殿
 と後の事よて、上代の出雲伊勢の
 外は皆森ありと云る、然るべし、○伊都加斯賀母登は嚴
 白檮之本あり、嚴は忌清めて齋く意、母登はとゞ其木のお
 とかりと師の云きとる然り、○加斯賀母登は白檮之本お
 て、即ち上なるを重ねて詔へるなり、○由由斯伎加母は忌
 々々さ哉あり、上三句は此御句を詔ひむための序よて神
 社の樹を恐み忌憚る由の續けなり、さて此御歌の意は上

お憚其極老とある意よて、婚は不忍る由なり、○今按よ言
 別よ此の神
 木として、嚴は齋祭る檮の、甚く忌み慎る、由を吾が御憚
 りよ移して、既く先の契を忘れ給ひて、徒よ赤猪子か身れ
 盛を過さしめ給ひたる、吾か御忌りをおどろさ悔、○加志
 て、詔ふ御詞ありと云るは、實は然ることならむ、
 波良袁登賣と白檮原媛女あり、御句の意は、甚く老たる容
 貌の思々しく憚らるゝこと、嚴白檮の如き媛女よと詔ふ
 かり、さて老嫗を少女としも詔へるは、婚交不しく所念看
 り就ての御歌なればあり、○今按よ是も言別よ若し老た
 るを忌憚りて詔ふとせば、甚つ
 れあき御歌とありぬべし、此時さるつらき御心のましあ
 ひや、又トメと云り、未人の妻とさるは、此の髪は、
 結ひ状よて、後世の島田曲と云、結鏡の如くありつれば、此
 時赤猪子、彼大命よ、汝不嫁夫と詔ひし御詞を重みトて、髪
 の猶所看し、昔の隨のヲトメありし故よこそあれ、
 万葉三よ、人皆の、今長しと、たげといへと、君見之、髪乱さ
 りども、どある歌よ、合せても思ふ、○比氣多能の引田之な
 べしと云る、實は然ることあらむ、
 り、○和加久流須婆良の若栗栖原なり、次の御句の和加久

閉を詔ひむための序あり、此老嫗の郷の引田は栗林のあ
るに因り詔へるなるべし、栗樹と植生しある地と、栗栖と
は限りて云こ、○和加久閉爾、契沖云、万葉十六云、所射鹿
と、未思得ず、○和加久閉爾、契沖云、万葉十六云、所射鹿
乎、詔河邊之和草、身若可倍爾、佐宿之兒等波母とある若き
時よなどの意かと云り、久の加と通音なきは、万葉に若可
倍と、同音とは聞ゆるを、其意の未思得、閉の古へ、昔へか
されば、若かケしほど、○韋泥豆麻斯母能の率寢てまじも
のなり、○淤伊爾邪流加母の老よける哉あり、○丹措は赤
土黄土などを以て摺たるなり、万葉は黄土をも赤土をも、
波邇とよめり、色美しく艶ふ由れ名よて、光映土の義よや
あらむ、○悉濕の登本理豆奴禮奴と師乃訓れざる宜し、○
美母呂爾都久夜多麻加岐は、御室に築や玉垣あり、玉は美

たる言よて、土以て築たる垣あり、○今接よ、言別よ、御諸よ
の殿榎を對へて、神の御魂の鏡り給ふ、森、○都岐阿麻斯は、
築令餘あり、○今接よ、言別よ、齋き、○都岐阿麻斯は、
云ひガ如、○多爾加母余良牟の誰よりも將依あり、誰と、
云ひ、誰之為、また誰そや、あど云ふ同ト、此の看、さて此句の、
天皇は將婚と契り置賜ひて、老極たる身の、今誰よりも
依むとなり、○加微能美夜比登の神之宮人なり、此のたゞ
御室の垣を築人を以て、自警へたるなり、○今接よ、言別よ、
一首の意の三輪は、御諸よして、神之宮人の、其神の御靈、
を、年ころ齋き来て、半途よして、誰しの神ようと依む、今此
赤猪子も、天皇の婚むと契置給ひしより、あまた年偏よ信
み奉り来しと、如此ながら嫁の道を知らせて果ぬとも、今
更其信み来し心の残り、誰よかの寄せむ、餘命の限りさ
ひ、天皇をこそ餘所あがらも齋き奉りて、終めとあり、
て此歌の、初の御歌の返りありと、契沖云り、然聞ゆ、○久佐

迦延能の日下江のなり此日下の河内のか和泉のり詳な
らず蓮の多かる江あるべし。○今接ふ言別ふ河内のある
物の中よ、蓮の花の藕か有つらむ何れ因あくて取出べし
ああらざると云るの必ずとの信み難のれ也此も一説あれ
置つ。○伊理延能波知須は入江之蓮あり。○波那婆知須と
花蓮あり。○微能佐加理毘登の身之盛人あり師云身之を
隔て、花蓮盛と續くなりと云れたるが如し。若くは盛人の
人を。○登母志岐呂加母の乏き哉よく呂の助辭なり。○今
言別ふ呂の助辭と云習へれ也實の意よて言をゆる
むる辭ありと云り万葉の口カモれ例を考るよ然も聞ゆ
るもありまゝたの助辭の如くあさて此乏きの羨き意な
るもあれべ必ずとの定めたし。朝毛吉木人乏母亦打山行
り万葉よ此言多かる中よ一よ朝毛吉木人乏母亦打山行
來跡見良武樹人友師母また七よ吾妹子爾吾戀行者乏雲
並居鳴妹與勢能山これら正しくうらやまじき意なりさ

て此歌の後の大御歌云云よ答へ奉りて吾今如此悉く
るよ付大命を承年老さらまじかば婚れまじ物をと少盛なる人を
うらや見るかり

天皇幸行吉野宮之時吉野川之濱有童女其形姿美麗故婚是
童女而還坐於宮後更亦幸行吉野之時留其童女之所遇於其
處立大御吳床而坐其御吳床彈御琴令爲舞其孃子爾因其孃
子之好儻作御歌其歌曰阿具良韋能加微能美豆母知比久許
登爾麻比須流袁美那登許余爾母加母

吉野宮の應神天皇紀よ十九年冬十月幸吉野宮とある是
史よ見えたる始あり彼御世よ始て造られたるかはた前
の御世より有り其の知がたし此地も世も勝れたる地
なれば御々世々よ時々よ幸行て遊覽坐し離宮あり御代

